

# 預金者の認定

—最近の事例に焦点を当てて—

二 俣 圭 輔

## 《目 次》

### 第1章 従来の預金者認定論

- 1 はじめに
- 2 従来の預金者の認定に関する判例・学説
  - (1) 判例の変遷と客観説への疑問
  - (2) 民法478条と客観説
- 3 最近の預金者認定問題

### 第2章 普通預金への客観説の適用

- 1 普通預金の法的性質 —事例・学説の分析—
- 2 普通預金への客観説の適用
- 3 普通預金専用口座

### 第3章 マンションの管理に関する共同積立金専用口座

- 1 問題の所在
- 2 管理組合・管理会社間のトラブル発生原因
- 3 事例の概要と判例・学説の検討
- 4 対応策
- 5 行政の対応
  - (1) 標準管理規約と標準管理委託契約書の沿革とマンション管理適正化法
  - (2) 区分所有法の改正
- 6 ペイオフに伴う名寄せ実務の取扱い

#### 第4章 保険料保管専用口座

- 1 問題の所在
- 2 かつての裁判例と学説
  - (1) 保険会社を預金者と認めた裁判例
  - (2) 損害保険代理店を預金者と認めた裁判例
  - (3) 裁判例の検討とそれをめぐる学説の状況
- 3 最判平成15年2月21日の分析
- 4 金銭の所有者と占有者の関係
- 5 保険料をめぐる規制の変遷
- 6 本判決の妥当性
- 7 実務に与える影響と対策
- 8 本人確認法の施行
- 9 残された課題

#### 第5章 弁護士預り金専用口座

- 1 はじめに
- 2 事例とその分析
- 3 残された課題

#### 第6章 信託構成

- 1 信託構成の検討にあたって
- 2 信託構成がとられた事例 —公共事業の前払金保証制度—
- 3 それぞれのケースの検討
  - (1) マンション管理会社倒産における信託構成の検討
  - (2) 弁護士の破産における信託構成の検討
  - (3) 損害保険代理店破綻における信託構成の検討
  - (4) まとめ

#### 第7章 終わりに

## 第1章 従来の預金者認定論

### ① はじめに

預金とは、金銭預入れの申込みとその承諾によって行われる。預金者と金融機関との意思が一致して、預金者が銀行に金銭を交付し銀行はそれを受け入れる。金融機関は預金者のために預かると同時に所有権を取得し、自由に使用することができる。金融機関は支払期限の定めがないときはいつでも、支払期限の定めがあるときは期間満了後、要求があり次第同額の金銭を返還しなければならない。その法律的性質は消費寄託契約である<sup>1)</sup>。

わが国における預金システムについてみるに、①預金時における預金者の確認の曖昧性 [本人確認法施行以前、記名式預金における名義人の住所・氏名は届けられるものの、それが真実の届出であることは制度的に確保されていなかった]、②口座開設能力の曖昧性という特有の問題から、預金の帰属について議論が生じている。いわゆる「預金者の認定」と呼ばれる問題である。上記①・②で指摘した問題点から、銀行が預金者と把握している者と預金債権を主張する者とが食い違うケースは相当数にのぼる。従来、記名式預金における名義人の住所・氏名は届けられるが、それが真実の届出であることは制度的に確保されていなかった。

このような状況下で起こり得る法的問題は、(1) 預金名義人が誰かという問題、(2) 銀行の払戻し・相殺の効力に関する問題、(3) 第三者が債務者の預金として差押えた場合に類型化されよう。これらの問題は無記名定期預金において端を発し、記名式定期預金でも争われたが、判例の確立した理論により議論は沈静化している。そして、現在は従来とは異なる形態の認定問題に議論の焦点が移っている。

初めに従来の問題における議論の推移を述べることにする。

---

1) 彦坂信次郎「当座預金の法的性質」石井眞司監修『新銀行実務判例総覧』286頁（経済法令研究会、1997）

## 〔2〕 従来の預金者の認定に関する判例・学説

### (1) 判例の変遷と客観説への疑問

定期預金とは一定期間は払戻しを受け得ない契約であると定義され、銀行はその間支払いの準備なしに資金として運用できるため利率は普通預金よりも高い<sup>2)</sup>。預金者の認定において、まず、問題となったのは無記名定期預金であった。無記名定期預金とは、日本経済の自立達成を目的とし、戦後の激しいインフレ下で貯蓄増強の一手段として創設されたものである<sup>3)</sup>。住所・氏名を届け出ることなく印鑑のみを届け出ることによって銀行に預入れが可能である定期預金のことであり<sup>4)</sup>、指名債権と解される<sup>5)</sup>。所得税を免れる目的で稼いだ大金を自宅に退蔵していた者へ、銀行預金を促進させることが目的であった。「終戦後の混乱期の産物である」といわれるゆえんである。この特殊な方式によると、預入れにあたって、印鑑のみが届けられるにすぎないから、銀行は預金者が誰であるかを知らないのが建前であり、それについて格別利害関係をもたないとするのが判例の立場である。無記名定期預金において問題となるケースは導入預金に多い。例えば資金繰りに困っている人が銀行の融資の裏付けとなる預金をしてくれれば利息の外に裏金利を図るなどと勧誘され、預入れ手続をその者に依頼したところ、その者が預入れに際して自分の預金であるかのような言動をした場合である<sup>6)</sup>。なお、昭和63年末限りで新規受入れは停止されている<sup>7)</sup>。

2) 我妻栄『債権各論中巻二』740頁（岩波書店、1962）

3) 大蔵省昭27・2・2 蔵銀第446号銀行局長通達「金融機関は預金受入に際し預金者の氏名・住所を問わず、かつ現金を持参した者が誰であるかに関係なく、預金時に印章を所定の印鑑用紙に押しつけて届出させ、この者に対し宛名の記載のない特別定期預金証書を発行交付し…証書と届出印鑑とをもって支払を請求する者に支払をすれば、その者が権利者でなくても金融機関は損害賠償の責を免れる」ものである。（『昭和48年度判例解説民事編』174頁以下（柴田保幸））

4) 中馬義直「預金者の認定」淡路剛久編『現代契約法体系(5)』84頁以下（有斐閣、1984）

5) 最判昭32・12・19金判529号166頁「本件における特別定期預金は、預金証書面においては…無記名ではあるがその債権の性質は無記名債権ではなくして、一種の指名債権である…。」

6) 来栖三郎『契約法』609頁（有斐閣、1974）

7) 無記名定期預金は年々減少の一途を辿り、昭和59年には定期預金全体の0.4%にまで落ち込んだ。

預金者の認定基準には、三つの立場がある<sup>8)</sup>。一つは、出捐者の保護に役立つものであり、客観説と呼ばれている。自らの出捐により、自己の預金とする意思で銀行に対して本人自らまたは使者・代理人・機関を通じて預金契約をした者を預金者と認定する。ここでは、通常の契約における当事者確定のルールはあてはまらない。また、代理における顕名主義も適用すべきではない。実質的に預金を支配している者を預金者と認めるのである<sup>9)</sup>。[代理においては、実質的に代理関係があったかどうかで判断すればよいことになる。]

残りの二つは金融機関の保護に役立つものであり、主観説・折衷説と呼ばれている。主観説は、預金行為者が預入れに際して他人が預金者であることを明示的または黙示的に表示するような特段の事情がない限り、原則として預金行為者が預金者であるとする。通説・判例の立場である金銭の所有と占有の一致の原則を貫く。折衷説は、原則として出捐者が預金者であるとして一応は客観説の立場を取りつつも、預金行為者が自己の預金であると明示的または黙示的に表示した場合には、預金行為者を預金者とする。

無記名定期預金について、下級審の裁判例は主観説、客観説、折衷説に分かれて判示しているが、最高裁判所は一貫して預金者を出捐者であると認定している<sup>10)</sup>。最判昭和48年3月27日(民集27巻2号376頁)において最高裁判所は次のように述べている。「無記名定期預金において、当該預金の出捐者が、自ら預入行為をした場合はもとより、他の者に金銭を交付し無記名定期預金をすることを依頼し、この者が預入行為をした場合であっても、預入行為者が右金銭を横領し自己の預金とする意図で無記名定期預金をしたなどの特段の事情の認められない限り、出捐者をもって無記名定期預金の預金者と解すべきであることは、当裁判所の確定した判例である」とし、客観説が判例として確立している旨を宣言した。その理由については「けだし、無記名定期預金契約が締結されたにすぎない段階においては、銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものでは

8) 柴田・前掲注3, 175頁

9) 野村豊弘「預金者の認定について」金融法務研究会編『預金の帰属』4頁以下(全国銀行協会, 2003)

10) 前掲最判昭32・12・19 最判昭40・10・12金法427号6頁 最判昭40・12・10金法433号9頁等

ないから、出捐者の利益保護の観点から、右のような特段の事情のない限り、出捐者を預金者と認めるのが相当である」としている。前述のように銀行は預入れにあたって誰が預金者であるかについて格別利害関係を持たないとされているのである。

昭和50年代に入ると、記名式定期預金についても客観説に基づく判決が相次いで出された。架空人名義の事案において、最判昭和57年3月30日（金法992号38頁）は「預金者の認定については、自らの出捐によって自己の預金とする意思で銀行に対して自ら又は使者・代理人を通じて預金契約をした者が、預入行為者が出捐者から交付を受けた金銭を横領し自己の預金とする意思で預金をしたなどの特段の事情の認められない限り、当該預金の預金者であると解するのが相当である」として客観説に立つことを明言した<sup>11)</sup>。このように、判例は定期預金のケースでも一貫して客観説に基づいて判断する。それは実務で定着していると同時に、学説でも通説の立場を占めている。

もっとも客観説に立つと、預金の名義人あるいは金銭の預入れ人ではなく、出捐者が預金者となってしまう、金融機関の知らないところで権利の帰属者が決まってしまう。契約上全く表示されない者を契約の当事者と解するのは法律の基礎理論に反するのではないだろうか。無記名定期預金では、特殊な預金であることから一般の法律理論をそのままあてはめることは逆に問題がある。しかし記名式定期預金にまで客観説を拡大してよいものであろうか<sup>12)</sup>。

無記名定期預金は、預金者を確定しないことが制度上の建前（無記名式の特殊性）であることから客観説の適用が認められる。これに対して記名式定期預金は個性特定がなされない実情（預金契約の特殊性）が背景にあることから、契約法理による当事者確定の原則の適用が困難となっている。したがってその前提が崩れるときは、契約法理の適用を否定する理由はむしろ存在しないのではないか<sup>13)</sup>。

---

11) 「(前記昭和48年判決の引用) …この理は、記名式定期預金においても異なるものではないから…」と判示している。そのほか、実在の他人名義の事例における最判昭和52・8・9民集31巻4号742頁、導入預金の事例である最判昭和53・2・28裁判集民事123号149頁、最判昭和53・5・1金法861号33頁等

12) 「記名式預金においては、出捐者や預入行為者のほかに、預金名義人をも考慮に入れなければならないので、預金者の認定の問題は、無記名預金の場合よりも複雑になっている」(前田庸「預金者の認定と銀行の免責」『新銀行実務講座14』71頁(有斐閣, 1967))

名義ないし代理関係から「預金者」が預金契約者と確定されれば、その者を真実の預金者として扱うべきではないか。

また、記名式定期預金において、銀行員が「誰の預金か分かっていない」ということは例外・少数であり想像することは難しい<sup>14)</sup>であろう。正常な預金取引において、大多数の預金名義人は真実の預金者であるから、記名式預金の預金者の認定においては、原則として名義人を契約者（預金者）とする一般の契約理論がそのまま妥当するはずである<sup>15)</sup>ことも、主観説の立場から有力に主張されている。そして、禍の元凶は、契約の拘束力を受けるのは当事者のみであるという契約理論からは考えられない帰結を導いている出捐者を預金者とする客観説に他ならない<sup>16)</sup>と批判する。

しかし、客観説の実質的意義は実体としての金銭的価値の帰属と名義との分離を法律構成の上に生かそうとすることにある。その上では、契約理論からの分離もやむを得ないと思われる。

客観説が記名式定期預金になじまないとの批判に対しては「銀行としては記名式の場合であっても、預金を受け入れる段階では、別段の利害関係をもつわけではなく、預金者の個性は問題ではないのであって、預金名義人の実体は無記名預金の届出印と同様に銀行に対する届出名義程度の意義をもつにすぎない」ことから、「契約の一要素として当事者を確定するというような絶対的な意味をもたせることは妥当ではない」との反論がなされる<sup>17)</sup>。また、「客観説をとって出捐者を預金者とするのが契約理論からみて不当であるならば、主観説をとって、預入行為者を預金者とするのも不当である」として、「利益衡量の面からいって

---

13) 安永正昭「預金者の確定と契約法理」石田喜久雄 = 西原道雄 = 高木多喜男先生還暦記念論文集『金融法の課題と展望』161頁以下（日本評論社、1990）

14) 河合伸一「記名式定期預金の預金者—出捐者説、それでよいのか—」金融法務事情1047号12頁

15) 西尾信一「相殺に対する民法478条の類推適用」加藤一郎 = 米倉明編『民法の争点II』74頁（ジュリスト増刊、1985）

16) 石田喜久雄教授は客観説による結論が主観説からも支持されていることについて「実務界のみならず学界までもが判例の結論を尊重すべきであると意識しているのは学界の堕落である」とまで主張される。石田喜久雄「預金者の認定」金融・商事判例816号2頁

17) 『昭和52年度判例解説民事編』253頁〔平田浩〕等多数

も、出捐者を預金者と認め、預入行為者を預金者と信じたことによる銀行の信頼は、払戻しの際の免責によって保護するという立場が妥当であり、「このように見ると、客観説と言えども契約理論の外側に出るものではない」との反論もある<sup>18)</sup>。[もっとも、出捐者が預入れ行為者名義とすることを容認していた場合には民法94条2項の類推により銀行及び第三者に対して出捐者の預金であることを主張できなくなるほか、出捐者から預入れ行為者が預った金銭を保管の目的で預入れ行為者が預金しておく場合等、出捐者に預金をする意思のないときは出捐者の預金とはならない。]

主観説や折衷説に対しても客観説から反論がなされる<sup>19)</sup>。出捐者に代わって預入れ行為をする者が相当であると推測されるから、主観説にたつと銀行は保護される反面、預入れ行為者に対する債権と相殺されることにより預金者が不測の損害を被ることになる。折衷説は預金契約締結時における預入れ行為者の意思表示を重視することから「この意思表示に対する銀行の信頼は保護に値しない」「何故自己の預金と示したことをもってこの者を預金者であると評価するのが正当化されるのか理由づけに乏しい」<sup>20)</sup>との批判がある。加えて、預入れ後、直ちに証書・印鑑が出捐者に交付されている場合に、預入れ行為者が預入れに際し自己の預金又は第三者の預金であるかのような言動をしたというだけで弁済・相殺をしても有効とするのは相当ではないであろう<sup>21)</sup>。

## (2) 民法478条と客観説

たしかに、預担保貸付時の相殺が問題となるケースにおいて客観説を貫けば、銀行は一方向的に不利な立場におかれることになる。

ところで、真実の債権者らしい外観を有する者に対して弁済がなされた場合、真の債権者から請求されれば、債務者は二重の負担を強いられる。そこで、一定の要件のもとで債務者を保護しようとするのが、民法478条「債権の準占有者に

---

18) 吉原省三「預金者の認定と客観説」金融法務事情1224号4頁

19) 柴田・前掲注3, 177頁

20) 潮見佳男『債権総論II〔第2版〕』210頁(信山社, 2001)

21) 銀行実務は通常の定期預金や普通預金において預金者を特定する一方、誰であるかを確認しない建前をとっている。しかし、後述のように現在は本人確認法が施行されており、これを客観説の根拠とすることはできない。



対する弁済」の規定の趣旨である。債権の準占有者とは「取引の概念からみて真実の債権者らしい外観を有する者」である（通説・判例）。もっとも、本条は弁済に関する規定であることから、預金の払戻し以外の場合、つまり預担保貸付における相殺には適用することができない。

一般的に預担保貸付は、預金債権に質権を付するとともに、満期に貸付債権と相殺する相殺の予約をしておくことと説明される<sup>22)</sup>。この場合、貸付金は相殺の対象とされるが、一定の例外を認めないと銀行は常に二重払いの危険にさらされることになり、公平性を害する。そこで、尽くすべき注意義務を尽くしていたときは、相殺を払戻しと同視して民法478条の類推適用を認め、利害調整を図ろうとするのが判例の態度である。最高裁は無記名定期預金<sup>23)</sup>、次いで定期預金<sup>24)</sup>において478条の類推適用を肯定している<sup>25)</sup>。（これについてもこのような判例の態度こそが理論的混乱を惹起しているのだとの批判も存在する<sup>26)</sup>。）

これに対して、沿革的にも民法478条を相殺にまで類推適用することは拡張のしすぎであるとの批判がなされる。そして、出捐者に帰責性を要求することで銀行とのバランスがとれること、「貸付先＝預入れ者」「担保設定者＝出捐者」と説明することでバランスがとれることを根拠に表見代理を類推適用する見解、貸付先及び担保設定者も預入れ者であることを根拠として94条2項を類推適用しよう

---

22) なお、潮見・前掲注20は、預担保貸付の存在意義を、借り手は定期預金の満期前に資金を必要とする者が定期預金を解約することによる金利損を防ぐために金融機関から金銭を借用できることに求める。内田貴『民法III』44頁（東京大学出版会、1996）はその他に金融機関が預金の名目残高を維持できること、定期預金の解約手続きを省略できることに求める。同旨のものとして洪川満「預担保貸付と債権の準占有」金融法務事情689号92頁

23) 前掲最判昭48・3・27民集27巻2号376頁「…貸付債権を自働債権として、無記名定期預金債務と相殺がされるに至った時などは、実質的には無記名定期預金の期限前払戻と同視することができるから、銀行は、銀行が預金者と定めた者が、真実の預金者と異なるとしても、銀行として尽くすべき相当な注意を用いたい以上、民法478条の類推適用…によって…相殺等をもって真実の預金者に対抗しようものと解するのが相当で」あるとした。

24) 前掲最判昭53・5・1金法861号33頁「…特に銀行側にその者を預金者であると信じさせるような客観的の事情があり、それが預金証書の所持と同程度の確実さを持ってその者に預金が帰属することを推測させるものであるときには、その者を預金債権の準占有者ということが出来る」として銀行の過失を認定している。したがって、相殺は認めていない。

25) 主観説・折衷説では預担保による相殺が問題となることはあり得ない。

26) 星野英一『民法論集第7巻』167頁以下（有斐閣、1989）

とする見解等が主張された<sup>27)</sup>。しかし、表見代理を類推適用する見解に対しては、預金者の代理人又は預金者名義を用いて取引をするものではなく、自分が預金者本人であるとして銀行と取引関係に立つものであるから、代理に関する規定適用の基礎に欠けるとの指摘がなされ、94条2項を類推適用する見解に対しては、出捐者・預入れ者間に虚偽表示（類似）の関係が果たして存在するののかといった疑問、預金者が作出している法律状態は定期預金債権の準占有者状態であることを重視すれば、民法478条の類推適用が事態に即しているといった指摘がなされる<sup>28)</sup>。以上の点から、勘案するに、民法478条の類推適用は妥当であると考えられる。

なお、478条を適用するには債務者の善意無過失が必要となる。注意義務の判断時期について、預入れ行為者の印鑑・通帳を占有していたことを奇貨として預金名義人であると称する第三者が、預担保貸付後に貸付債権を自働債権として信用組合が相殺した事例において、最判昭和59年2月23日（民集38巻3号445頁）は「…相殺の効力に関する限りは、…金融機関が、当該貸付等の契約締結にあたり、右第三者を預金者本人と認定するにつき、かかる場合に金融機関として負担すべき相当の注意義務を尽くしたと認められるときには、民法478条の規定を類推適用し、右第三者に対する貸し金債権と担保に供された定期預金債権との相殺とをもって真実の預金者に対抗できるものと解するのが相当である」と判示して、過失の有無の判断基準を相殺時ではなく、貸付時とした<sup>29)</sup>。相殺を予定して貸付をした銀行の信頼を保護すべきであるから、相殺時まで善意・無過失を要しないとした本判決は妥当である。

27) そのほか、免責約款の活用も考えられる。免責約款は民法478条を明文化したに過ぎず、銀行の注意義務が軽くなるものではない。免責約款は銀行が一方的に約款に入れたもので免責を拡大することに合理性を見出せない。加藤一郎「免責条項について」加藤一郎編『民法学の歴史と課題』227頁（東京大学出版会、1982）

28) 平出慶道「預金者の認定と預金の払戻し」鈴木禄弥・竹内昭夫編『金融取引法体系第2巻預金取引』70頁以下（有斐閣、1983）、前田・前掲注12、61頁以下、柴田・前掲注3、178頁以下、中舎寛樹「預金者の認定と銀行の免責」名古屋大学法政論集97号100頁以下はこのほか、預金の担保を動産質的に把握しようと試みるが、金銭の所有と占有の分離につながることから、賛成できない。そのほか、中馬義直『昭和48年度重判』59頁以下等

29) 相殺時に判断すべきとの見解も見られる（松嶋由紀子「表見預金者と取引した銀行の保護」金融法務事情709号5頁、渋川・前掲注22、92頁）なお、最判昭59・3・30金法1058号41頁はこの判旨を引用して貸付時に過失がなかったとした原審の判断を認容している。

これらのことを総合するに、預金者の認定について判例は、必ずしも客観説を適用するだけで事例を解決しようと試みているわけではないことがうかがえる。むしろ、客観説とは民法478条を利用できるようにするための一つの「道具」に過ぎない、そのような印象を受ける。銀行サイドからの反発は根強く残っているものの、客観説により明快に事例を処理できること、銀行の預金担保機能の保護、日常大量に行われる決裁を鑑みるに判例の構成方法は的を得ているといえよう<sup>30)</sup>。以下では、最近問題となった従来と異なる紛争事例を紹介する。

### ③ 最近の預金者認定問題

#### 1. 東京地判平成6年3月30日（金判993号40頁）

株式会社Aの任意整理を委任されたXがA会社名義の銀行預金口座を開設したところ、税務署長Yは、税金の滞納を理由として、右預金債権を差押えた。そこで、Xは本件預金に対する支配を有していることを根拠に自己へ帰属を主張して、差押え処分の取消を求めた。東京地裁は、客観説を前提に名義人が預金に係る資産を現実に拋出したことを重視して、Xの主張を斥けて、Aを預金者と認定した。

#### 2. 大阪高判平成10年2月13日（金判1049号19頁）

甲病院の経営者Aが、同病院を法人化するため、X医療法人を設立して、自ら理事長となり、妻Zをその理事とした。法人成りに際しては、Y銀行にX名義で預金契約を締結して、理事長印を届出印とした。その後、Y銀行は経理を一任されていたZによる改印手続きに応じ、Aの改印手続きに応じなかったことから、Xが本件各預金全額の払戻しを請求<sup>31)</sup>。大阪高裁は本件預金口座の開設者はXであること、ZはXの業務として甲病院を経営し、本件各預金を管理してきたという経緯を理由にX帰属を認めた。

---

30) 佐伯一郎ほか「預金の払戻しにおける銀行の注意義務の程度と範囲」銀行法務21 607号12頁〔山谷発言〕、中舎・前掲注28, 79頁、内田・前掲注22, 44頁以下 銀行の注意義務違反については、石井眞司ほか「鼎談金融法務を語る」銀行法務21 515号50頁以下及び517号20頁以下に詳しい。

31) Aの改印手続きに対して、Yは通帳等の提示がないことを理由として拒否。そこでXはZに対して預金通帳の引渡しを求めたがZは拒否。なお、Y銀行は債権者不確知を理由に本件各預金のうち、定期預金等全額を供託している。

## 3. 東京地判平成10年3月24日（金判1049号34頁）

AはBと共謀して複数の金融業者から貸付を受けた。そして、名義人をC社として金融業者にC社名義の口座（T銀行）に金銭を振込ませた。その後、口座の金員はY銀行C社名義の普通預金口座に移し替えられた。なお、C社はXの貸付債務を連帯保証している。T銀行〔金融業者に対して損害賠償債務を負担している〕はA及びBに対し騙取行為による損害賠償請求権を取得して本件預金口座の仮差押え命令を得た。一方、Xは保証債務履行のため本件預金口座の差押え命令を得たため、Yに対して支払いを求めた。東京地裁は貸付を受けた金融業者との関係ではC社名義で貸付を受けた形にはなっているものの、A・C社間ではAの金員と認識していたことから、預金者をAと認定した。

## 4. 東京地判平成10年7月14日（金判1062号52頁）

兄Aから預金の管理を任されていた弟BはC名義（Aの住所）の定期預金口座をX銀行に開設した。Bは本件定期預金の解約・預入れを繰り返した後、A名義（Aの住所）の定期預金口座の開設を試みた。ところがX銀行が誤ってC名義の名前と口座番号を入力してしまった（預金証書はA名義であった）。その後、満期の通知がC宛てに送達されたが、Cはすでに死亡していたため、妻Yが本件定期預金を受け取ったところ、X銀行がYに対して不当利得の返還を請求。東京地裁は、AをCと誤入力したため、C名義の定期預金が存在するような外観が作出されたに過ぎず、Yがこの預金を取得する理由はないとして出捐者をAと認定した。

## 5. 東京地判平成10年10月21日（金判1066号43頁）

任意団体Xはたばこ自販機の保守につき共済事業を行うことを目的に発足した。X運営委員会の副委員長Y<sub>2</sub>がY<sub>1</sub>銀行にX名義で預けられていたX会員の普通預金口座及び定期預金を解約して、あらためてX名義で新規に普通預金口座を開設して預入れをしたところ、XがY<sub>1</sub>銀行に預金残金の払戻しを求めて提訴。普通預金の預金者はXかY<sub>2</sub>であるかが争われた。東京地裁はXを預金者と認定した。

## 6. 東京高判平成11年3月30日（金判1070号27頁）

A（夫）とX（妻）は夫婦である。夫婦はY農協に他人名義で定期預金口座を開設した。その後、夫婦仲が悪くなり、届出印と類似する印鑑を使用して

Aが払戻しを受けたところ、Xが自己を預金者と主張して払戻しを求めた。東京高裁は「仮にXがAとともに自己の金員を持参した者であったとしても、その金員をAを預金者として預金したものとすれば、その預金についてXとAとの間でその帰属が問題となり得るとしても、預入れ先の金融機関との関係では預金者がAであることは当然である」と判示してAを預金者と認定した。

#### 7. 東京地判平成15年1月30日（金判1171号41頁）

管理組合Xの理事長に選任されたAは、管理費・修繕積立金保管のため、Y銀行に理事長名義で定期預金口座を開設したものの、解任され死亡。XがYに本件預金の返還を求めたのに対し、YはXの証する管理組合が適法に成立しておらず、本件マンションの区分所有者全員を構成員とする団体が預金者であって、Xは本件預金の預金者ではないと主張。東京地裁は「本件預金の口座名義人は『甲マンション理事長A』と記載されているが、前記認定事実によれば、Aが、原告管理組合の理事長として、原告管理組合に帰属する預金とする趣旨で本件預金契約を締結したことは明らかである」と判示して管理組合に帰属するとした。

## 第2章 普通預金への客観説の適用

### ① 普通預金の法的性質 —事例・学説の分析—

判例は定期預金に関して一貫して客観説を適用してきたのであるが、普通預金については学説上あまり議論がなされていない。普通預金への客観説適用の可否を論じる。

普通預金は期間の定めのない消費寄託である。その法的性質については、実務上はかなり以前から問題視されていた。昭和32年の銀行法務研究会報告<sup>32)</sup>によれば、消費寄託契約である預金契約の本質から預金証書による定期預金と通帳による普通預金を同視してよいか疑問を付した上で、二つの見解を挙げている。一つ

32) 銀行法務研究会報告「金融法務ゼミナー」金融法務事情148号108頁

は預入れの都度、個々に預金契約が成立する見解、もう一つは、個々の預金預入れ—払戻しの基礎に一種の基本的預金契約関係が存在し、預入れと払戻しの都度、その預金契約の内容が変更されるとする見解である。そして、残高がゼロになっても通帳の返却を要しない点を勘案して、合理性がある後者の見解を支持する。実務家と学者を交えた座談会でも普通預金は継続的な預金契約である旨の発言がなされている<sup>33)</sup>。残高や利息がゼロでも口座は続くのであるから、要物契約とは異なる性質の継続的（反復継続して預入れが行われ、払戻し・弁済が行われる）消費寄託契約と言うべき契約であり、それに基づく個々の消費寄託が普通預金を成り立たせていると考えるのである<sup>34)</sup>。[普通預金は包括的なものであり、100万円預けて次にまた100万円預入れたという場合には200万円が一つの債権となり、個々の預入れ金について個性がなくなるとする発言が続く。]<sup>35)</sup> 我妻博士も「普通預金は預入れた金額は常に既存の残高と合計された一個の債権として取り扱われるのであるから、一個の包括的な契約が成立するとみるのが適している」と述べられる<sup>36)</sup>。

ここで、同じ口座に出捐者が異なる入金があった場合の預金者が問題となった普通預金の預金者認定の事例を紹介する。

### 【事実】

原告 X の代表者 A は土地の売買から生じる税金を安く済ませるために、Y 銀行の支店に B の同意を得た上で B 名義の普通預金口座を開設して、その口座に金融機関から融資を受ける予定であった3000万円を預金することを計画した。しかし、B はこの計画を聞かされたときから、この金員を詐取することを計画し、A には無断であらかじめ自己の印鑑を使用して所持金一万円で普通預金口座を開設した。その際、顔なじみであった銀行の行員に対して、「近々3000万円が振り込まれるので、入金があったらすぐに引き出したい。引き出したら他に定期預

33) 鴻常夫ほか「預金取引〈第2回〉」金融法務事情786号21頁〔吉原省三発言〕

34) 雨宮氏は「ゼロ新規口座の存在等を考えると、消費寄託類似の諾成契約たる普通預金口座設定契約という説明の方がより自然である」とする。(雨宮啓「損保代理店専用口座預金者の認定について」銀行法務21 549号30頁)

35) 鴻ほか・前掲注33, 21頁〔前田庸発言〕時効の起算点については、後の100万円を預入れた段階から一括して起算されることになるとする。

36) 我妻・前掲注2, 742頁

金を組んだり、借りている金を返済する」と言って、3000万円の払戻し請求書を作成、窓口へ提出した。行員は払戻し請求書を後日取扱い依頼として預り、Bには「お預り証」を交付した。その後、BはAに対して「通帳は作ってある。印鑑も一緒に渡しておく。俺もおろせないから心配ないだろう」と言って、3000万円をB名義の普通預金口座に入金し、通帳と届出印鑑を渡した。2日後、Bは「お預り証」<sup>37)</sup>を提出して3000万円の払戻しを請求。窓口行員はBに通帳を持参したか確認したが、忘れてきたと言ったので無通帳のまま払戻しに応じた。(Bは以前にも払戻し請求書だけで預金の払戻しを受けた経験があった。)その2日後、Y銀行の支店を訪れたAが払戻しを請求したところ、Y銀行はすでに払戻されているとして払戻しを拒否。そこで、XはYに対して支払いを求めて提訴した。

争点は口座開設時の預金者と3000万円の預金者の二つである。

1審判決<sup>38)</sup>は口座開設時の預金者について「本件においては一万円とはいえ、預金口座開設に当たって右金員を出捐したのはBであり、後に原告から支払いを受けられるかどうかは不確定な事項であったと言わざるを得ない」としてBを預金者と認定した。また、3000万円の預金者についても、「普通預金は取引開始の際に、預金者と銀行との間で約定書を作成して…契約を締結し、預入れられた金額は常に既存の残高と合計された一個の債権として取り扱われ、預入れごとに金額を区分けして取り扱うことはおよそ予定されていないものであるから、一個の包括的な契約が成立しているものと解すべきであり、個々の預入れ金ごとに格別の預金債権が成立すると見ることはできない…3000万円の出捐者との観点から見ても、3000万円の小切手の振出人は原告であるが、Bは原告から3000万円の小切手を詐取する意図で右小切手を受け取ったと認められるから、本件預金口座に預入れられた時点では3000万円の出捐者はBであるというべきである」と判示して、Bであると認定した。控訴審<sup>39)</sup>は、1審判決を全面的に支持した。

---

37) 事故防止の観点から極力避けるべきであるが、サービス業の弱みで面識ある顧客から強く頼まれると受けざるを得ない場合が多い。

38) 東京地判平6・7・29金法1424号45頁

本判決をテーマとする座談会においても<sup>40)</sup>、普通預金の流動性をどの程度勘案するのかによって預入れごとに預金債権が発生して、その預金債権者が誰であるかを決定する見解と、当初の出捐者を固定的に預金者として扱うべきとする二つの見解が示されているが、後者の見解が支持されている。これに対して、普通預金といえども客観的には出捐者を預金者と解すべきであり、預入れごとに出捐者が異なれば実体上の預金者も複数ということはいくらでもありうるとする見解も少数ではあるが主張されている<sup>41)</sup>。この見解に拠れば、客観説を自然に適用することができ、出捐者も X と解することが可能になる。

現在では、本判決のように、最初の預入れによって継続的な預金契約が成立し、反復継続的に行われる入出金によって生じる預金債権は最初の契約によって開設された口座の勘定として一つの債権となるとする見解が定着している<sup>42)</sup>。また、判旨を読む限り定期預金についての議論をそのまま普通預金にもあてはめて判断しているようである。

もっとも、疑問の余地が残らないわけでもない。「3000万円の預金者」の認定については、「口座開設時の預金者」にだけ判断が及べば、その後の預け入れについての客観説の検討は不要とも思える。そこで、普通預金への客観説の適用の可否を論じる。

## ② 普通預金への客観説の適用

普通預金においては、客観説の適用に否定的な見解が有力である。その最たる理由は普通預金と定期預金の性質の差である。普通預金は日常的に入出金が行われており、いわばその「流動性」に最大の特徴を有する。これに対して定期預金

39) 東京高判平7・3・29金法1424号43頁 控訴審でXはYの不法行為による損害賠償請求及び不当利得返還請求(借入金の返済分)を予備的請求として主張したが、裁判所はいずれも理由がないとして控訴棄却の判断をしている。

40) 石井眞司ほか「鼎談金融法務を語る 普通預金の預金者の認定」銀行法務21 513号28頁

41) 菅原胞治「原因関係を欠く振込取引の効力(下)」銀行法務21 516号40頁 もっとも、石井氏は「預入行為で一本一本別の預金が成立するという考え方はわれわれの銀行実務からは受け入れがたい」と発言している。(石井ほか・前掲注40, 28頁〔石井発言〕)

42) 西尾信一「普通預金契約における預金者の認定」銀行法務21 510号65頁



はその成立時から支払いがなされるまで固定的であり、内容が変動することはない<sup>43)</sup>。[それが、定期預金については客観説の適用があり得る理由の一つである。]「客観説は、定期預金や通知預金などの当初の預入金と最終残高との対応関係が明確なタイプの預金では適用が比較的容易であるのに対し、普通預金や当座預金のような当初の預入金と最終残高との対応関係が不明確なタイプの預金では適用が困難なのではないか」<sup>44)</sup>これが客観説の適用に否定的な論者の主張である。もう一点、普通預金において法的性格上、当初の開設者が預金者と認定されないと不都合が生じる。仮に、最初の口座開設者以外の者がその後に預入れされた預金の預金者であると認定された場合、実務的に取り得ないとした見解、つまり、個々の預入れごとに出捐者を検討することになってしまう<sup>45)</sup>。

しかし、出捐者の金銭だけが出捐者の口座に入るわけではない。例えば、後述するように依頼人から裁判に使用する「預り金」を弁護士名義の口座に入金したケースである。このケースの普通預金はどちらかと言えば定期預金に近い性質を有している。これには、個別具体的な事例に即して検討する必要性を感じる。その意味で、本判決が定期預金の考え方を踏襲して客観説を提示して、「特段の事情」にあたると述べた意義は大きいと考えられる<sup>46)</sup>。

この点に関しては、念のために自己の預金として預け入れるなどの「特段の事情」を付け加えたと評価する見解が多数を占める<sup>47)</sup>が、理論的に整合しない。や

---

43) 中田裕康 = 道垣内弘人編『金融取引と民法法理』137頁〔森田宏樹〕(有斐閣, 2000)は普通預金について流動性のある要求払預金の口座というのは、いわば内容の変動する一個の箱のようなものであり、振込みによりこの預金口座に入金記帳がなされたときは、その箱の中に取り込まれた個々の債権ないし資金はその特定性を失い、一個の残高債権という別の債権の一部となってしまう。つまり、入金または支払いの記帳がなされるたびごとに、その時点における残高債権(暫定的な残高債権)というあらたな一個の債権に「融合」すると説明する。

44) 雨宮・前掲注34, 27頁

45) 吉田光頌「普通預金の預金者の認定が問題となった事例」判例タイムズ894号35頁もこの点を指摘する。菅原・前掲注41, 40頁も同旨、この判旨は矛盾する論理であるとする。

46) 石井ほか・前掲注40, 29頁〔石井発言〕もっとも、本判決は一万円の預入時(開設時)に金銭の横領を計画したから出捐者をBと認定したのではない。とすると、何の私心もないBの口座に3000万円が入金された場合はやはりBの預金になってしまうのであろうか。この判決だけでは未解決な問題である。

47) 石井ほか・前掲注40, 29頁〔上野発言〕, 吉田・前掲注45, 35頁

はり、流動性のある普通預金においては、個々の預入れ金ごとにその出捐者が預金者であるという客観説の論理はうまく整合せず、常に一個の預金債権が全体として誰に帰属するのかのみを問題とした方が明快であるように感じられる<sup>48)</sup>。いずれにしても、本判決の結論自体には大方の支持が得られているようである<sup>49)</sup>。

### ③ 普通預金専用口座

述べてきたように、全ての普通預金口座について客観説を適用することが可能であるか否かについては議論の余地が残されている。たしかに、普通預金口座は「流動性」にその特質を有する。しかし、全ての普通預金口座において客観説を利用することが不可能なのか。普通預金口座にも様々な種類のものがある。振込金の原資の出捐者ないし帰属先が特定されている「専用口座」が一つの例としてあげられよう。これは、普通預金口座より定期預金口座に近い性質を有していると考えられる。その場合、客観説による預金者認定のアプローチは不可能だと言いつけるだろうか。マンションの区分所有者から集められた管理費・修繕積立金、損害保険代理店が契約者から収受した保険料の保管のために開設した専用預金口座、弁護士の依頼人からの受託金口座などは、名称こそ普通預金口座ではあるが、むしろ定期預金に近い性質を有している。専用口座には特定の者からの入金があるだけであり、他からの振込原資と混合されることはない。また、口座名義人である受任者の一般財産からも分別管理されている。このように預金債権としての特定性を有していれば、その専用口座全体についても「原資の帰属者＝出捐者」を預金者と認定するという解釈も可能である<sup>50)</sup>。最近の座談会でも普通預金口座の預金債権の帰属を考える際に、いわゆる客観説の射程が普通預金だからという理由で及ばないとするのはやや拙速であり、短絡的な議論であるとの発言がなさ

48) 中田＝道垣内編・前掲注43, 139頁〔森田〕

49) なお、実務では残高ゼロの口座開設も定着しているとされる（林良平＝鈴木重信＝石井眞司編『金融取引実務ハンドブック（上）』45頁（金融財政事情研究会, 1991））が、その後の入金されたケースにおける検討については吉田・前掲注45, 36頁が詳しい。中田＝道垣内編・前掲注43, 138頁〔森田〕は、この定着度にも決済性預金口座というのが内容の変動する一個の箱としての性質を有することが投影されていると捉える。この場合は出捐者が基準とはなりえない。

50) 中田＝道垣内編・前掲注43, 140頁〔森田〕

れ<sup>51)</sup>、それを受けて「普通預金の正確はいろいろあり得る。預入行為者が比較的安定していて、拘束性の強いような口座の場合には別個に考える余地がある。」との発言<sup>52)</sup>もなされている。

次章では、「普通預金専用口座」の預金の帰属が争点となった事例を検討していくことにする。

### 第3章 マンションの管理に関する共同積立金専用口座

#### 1 問題の所在

マンションとは、二人以上の区分所有者が存在する建物で、人の居住の用に供する専用部分のあるもの並びにその敷地及ぶ付属施設を指す。[マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条1号] わが国における分譲マンションの供給は、昭和30年代以降本格的に始まり、平成13年末のストック総数は約409万戸と推計され、約1000万人が居住する都市型居住形態として定着している。それに伴い、マンションを巡る紛争も頻発し、紛争形態も多様かつ複雑に展開している<sup>53)</sup>。特に、分譲マンションをめぐるトラブルは増加の一途を辿っている。清掃・設備点検などのサービスに比べて割高な管理費、不明瞭な管理費の収支報告、ずさんな修繕積立金の管理などトラブルの中身は様々である<sup>54)</sup><sup>55)</sup>。国民生活センターの調査によれば、1994年には60件であったマンションの管理・サービスに関する苦情、相談は2002年度には172件にのぼり、3倍近い上昇率となっている<sup>56)</sup>。マンション

---

51) 天野佳洋ほか「預金の帰属をめぐる最新判例と実務対応」金融法務事情1686号19頁〔田爪発言〕

52) 天野ほか・前掲注51・19頁〔道垣内発言〕

53) 森泉章＝松嶋泰編著『区分所有とマンションの法律相談』5頁〔棚村政行〕(学陽書房、1986年)

54) 日経新聞平成12年8月23日「法テク・税テクコーナー」

55) ①販売・取引をめぐるトラブル、②住宅環境悪化をめぐるトラブル、③マンション内部の居住管理をめぐるトラブルの三つに大別される。(森泉＝松嶋編著・前掲注53、6頁〔棚村〕)

56) <http://www.kokusen.go.jp/>

管理の適正化を促進し、良好な住宅ストックの形成を図ることが21世紀の日本の住宅市場における政策上の重要な課題の一つであると考えられている。

近年、マンションに関する法的議論の対象の一つに管理費・修繕費等の共同積立金の帰属問題がある。区分所有者が支出した管理費・修繕費等の共同積立金を管理会社が自己名義で銀行に預入していたところ、管理会社が倒産してしまったというケースである。預金の原資の出捐者は区分所有者であるが、預入れた段階で当該預金は管理会社に帰属する。しかし、これでは実質の出捐者である区分所有者は保護されない。そこで、客観説の適用の可否が論ぜられる。適用が認められれば共同積立金は区分所有者の出捐と認められ、区分所有者は保護される。これは第三者（債権者）や預金を預けている金融機関との関係で特に問題となる。管理会社の所有とされれば、債権者は当該預金を差押えることが可能となり、金融機関も管理会社に対して有する貸付金と相殺することが可能となる。

このような共同積立金を考えるにあたっては、普通預金の帰属を考える必要がある。普通預金口座の金銭が一定の金額に達した段階で定期預金に組み替えていた以上、普通預金口座の帰属問題が定期預金の帰属の先決関係にあると考えられるからである。ただ客観説に従って判断すればよいという単純な事例ではないことを付記しておく。

## ② 管理組合・管理会社間のトラブル発生原因

区分所有法3条は、「区分所有者は、全員で、建物並びにその敷地及び付属施設の管理を行うための団体を構成し、この法律の定めるところにより、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができる」と規定する。この管理団体が一般に「管理組合」と呼ばれている<sup>57)</sup>。管理組合は区分所有者数に関係なく、手続きによって法人となることも可能である<sup>58)</sup>。(同法47条) 法人となる場合、理

---

57) 昭和58年改正前の建物区分所有法では直接の規定がなかったが、改正法により明文化がされた。玉田弘毅編著『マンションの法律1〔第4版〕』175頁〔松岡勝博〕（一粒社、1991）また、この管理団体は、何らの設立行為がなくても、一部の区分所有者に反対があろうとも当然に成立し、区分所有者は、当然にその構成員であり、この団体から脱退することは理論上ありえない。青山正明編『注解不動産法5（区分所有法）』36頁（青林書院、1997）

事が業務執行権・代表権を有しているため（同法49条）、対外的業務も滞りなく進めることが可能である<sup>59)</sup>。しかし、法人となっていない管理組合は権利能力なき社団であると解され<sup>60)</sup>、代表者を明確にすることが法律関係の安定性の面からも望ましい。そこで、法は全区分所有者を対外的に代理する権限を有するものとして管理者を選任して管理業務を実行させることができるとしている。（区分所有法25条・26条）<sup>61)</sup>

もっとも、管理者を定めたとしても共用部分の管理等の具体的な業務執行を管理者一人で実行することや、区分所有者が分担して行うことは困難であるし、専門的・技術的な業務も含まれていることから事実上不可能である。管理を怠りそのまま放置しておけばスラム化の危険が生じ、マンションの居住者の生活の安定を損なうのみならず、地域の住環境にも大きな支障を及ぼすことも考えられる。このため、専門的な知識を有する管理会社に管理を依頼して、管理してもらうことが必要となる。ほとんどの管理組合は管理業務を一括して管理会社に委託している<sup>62)</sup>。

---

58) 平成14年改正法により人数制限が撤廃されたが、紛争当時は人数要件（30人以上）（昭和58年改正）があり、法人である管理組合は少なかった。人数要件の存在意義は「法人格を取得するメリットは団体の構成委員である区分所有者の数が多き区分所有関係について認められるものであるから、この法人制度を採用することに伴う法人登記事務上の負担との兼ね合いを考慮して、区分所有者の数が一定数以上である団体に限って法人化の道を開くこととした」と説明されている。（法務省民事局参事官室「建物区分所有法改正要綱中間試案補足説明」ジュリスト1225号114頁）30人以上とされた経緯は、一応の目安として関係各界の意見を聴いたところ、賛成する意見が多かったためそのまま採用されたとのことである。

59) 法務省民事局参事官室編『新しいマンション法』36頁（商事法務研究会、1983）

60) 権利能力なき社団の要件について最判昭39・10・15民集18巻8号1671頁「団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にも拘らず団体そのものが存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産管理、その他団体としての主要な点が確定していることを要する。」

61) 管理者の資格については、条文上、何の制限も加えられていないので、専門的管理会社等、区分所有者以外の者でも構わない。（青山・前掲注57、37頁）また、後述する中高層共同住宅標準管理規約（単棟型）では36条2項で理事長を管理者と定めており、平成12年12月に制定されたマンションの管理の適正化の推進に関する法律2条4号で「区分所有法第25条第1項の規定により選任された管理者又は区分所有法第49条第1項の規定により置かれた理事を」管理者と定義している。

管理会社はマンションの代表者（管理者）と管理委託契約を締結する。管理委託契約は管理会社に管理業務の範囲・管理方法・管理に要する費用・方法の算出方法及び支払方法といった管理業務の全部または一部を行わせるための契約で<sup>63)</sup>、集会の決議に従って管理者が各区分所有者を代理して締結する。法人の場合は代表者である理事が管理組合法人を代表して締結する。

管理会社は管理委託契約上の受任者として、管理費<sup>64)</sup>や修繕積立金<sup>65)</sup>を事務処理費用の前払いとして受領する。管理費や修繕積立金が管理会社名義で預金されている場合には、管理会社が倒産したときにトラブルが発生しやすいことは以前から危惧されており、管理組合名義で口座を開設すべきであることは指摘されていた。行政は、標準管理委託契約書（策定の経緯は後述）において「毎月の管理費の支払方法については、各自組合員が〇〇銀行〇〇支店に自己名義の口座を設け、その口座から自動振替により毎月〇日までに翌月分の管理費等を甲〔ここでは管理組合を指す〕に支払うこと」「管理費等のうち修繕積立金については、〇〇銀行〇〇支店に〇〇管理組合理事長名義口座を設けて保管すること」<sup>66)</sup>として、

62) 区分所有者自ら共同して管理する自主管理なる方法もあるが、前述のように専門的知識や管理に費やす多大な時間を要するため、小規模なマンションに限定されているようである。（玉田編著・前掲注57, 186頁〔土屋良一〕）

63) 法的性質は委任及び準委任契約と解されている。また、請負の要素が強いものについては委任と請負の混合契約と解されている。もっとも、管理委託契約の内容が問題なのであって、契約類型の議論の意味は希薄であるとされている。契約内容に疑義があった場合に民法の委任や請負の規定が補充的に適用されるだけのことである。（区分所有法研究会編集『問答式マンションの法律実務1』898頁〔大橋正夫〕（新日本法規, 1991））  
建設省「平成11年度マンション総合調査」によれば建設省作成の標準管理委託契約書への準拠状況はその存在を知っている管理組合では99.1%が「ほとんど準拠」または「一部準拠」している。

64) 区分所有法研究会編集・前掲注63, 942頁以下〔田中一光〕は管理費をマンションの敷地及び共用部分の維持管理のために日常的に支出される経費に充てられるもので、管理会社の報酬も含まれると説明する。①管理人人件費, ②公租公課, ③共用設備の保管維持費及び運転費, ④備品費, 通信費, その他の事務費, ⑤共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料, ⑥経常的な補修費, ⑦清掃費, 消毒費及び塵芥費, ⑧管理委託費, ⑨その他敷地及び共用部分の通常部分の管理に要する費用が管理費とされることになる。

65) 区分所有法研究会編集『問答式マンションの法律実務2』1337頁〔深澤隆之〕（新日本法規, 1991）将来の計画的な修繕や不測の大修繕に備えて、規約をもって定期的に積み立てる積立金のことであり、累積してかなりの高額になっていることが多い。

管理費と修繕積立金の分別管理義務を定めている。[収納口座と保管口座の2種類があることになる。]しかし、法人化されていない管理組合においては、集金や支払業務の手間がかかること、理事長個人名義では交代時に煩雑さを伴うなどの理由から、管理会社は「〇〇管理組合代表者〇〇」の名義ではなく自社名義で預金口座を開設すること（いわゆる収納代行方式<sup>67)</sup>）が多い。

区分所有者は管理費・修繕費を区別なく一括して支払っているし、別個の専用口座を設置しているわけでもない。したがって、預金債権は包括的に一個の債権として扱われるから、どれが管理費でどれが修繕積立金であるかを判別することは不可能である。紹介するケースでは積立金の普通預金口座内の金額が、一定に達した段階で定期預金に組み替えられていた。そして、当該定期預金を預担保としていた管理会社が倒産してしまい、銀行が当該定期預金と貸付金を相殺した。[以前から、このような行為は水面下で行われており、訴訟によって日の目を見る形になった。]<sup>68)</sup>

平成11年8月31日、東京高等裁判所は倒産したマンション管理会社と管理組合の「マンションの修繕・管理費の積立金を、融資の担保として銀行が回収したのは違法」であるとの主張を認め、住人側敗訴の1審判決を取消して、約4700万円全額の返還を銀行に命じた。管理組合への返還が認められた初めての判決であり、社会的にも大きな反響を呼んだ<sup>69)</sup>。

その後、平成12年12月東京高裁判決も同様にマンションの区分所有者が預金者であると判示した。

以下、事例とともに1審・控訴審及び学説の分布を見ていくことにする。

### 3 事例の概要と判例・学説の検討

#### 【事実】

A社は、親会社であるB社が建築・分譲するマンションの管理業務を行って

66) 中高層共同住宅標準管理委託契約書別表第1事務管理業務ロ及びニ

67) 収納は管理組合名義の口座で行うが、通帳と印鑑は管理会社が同時に管理する支払一任方式もある。

68) 中舎寛樹「マンションの管理会社名義でなされた預金の帰属」金融法務事情1652号11頁

69) 毎日新聞平成11年9月1日一面

いるマンション管理会社である。A社は管理者の地位を兼ねており、管理規約及び管理組合との管理委託契約に基いて管理費・保護預り金・修繕積立金等を徴収するため、Y銀行に「A管理会社」名義の普通預金口座を開設した。そして、徴収した管理費の剰余金、修繕積立金等が一定額に達すると、その剰余金をAの名前に本件各マンションの名称を付したY銀行の定期預金<sup>70)</sup>とし、自己の借入金の担保として質権を設定した。〔なお、預金通帳と届出印鑑はA社がともに保管している。〕その後、A・B社が相次いで倒産。Y銀行が右定期預金とA社に対する貸付債権とを相殺したところ、A社の破産管財人Xは、マンションの修繕・管理費を原資とする定期預金について、銀行がマンション管理会社に対する債権と相殺したのは違法であるとして預金の返還を求めた。また、複数のマンション管理組合Zが参加し、預金は管理組合に帰属するとの確認をX管財人とY銀行に求め、Yには預金返還を求めて同訴訟に独立参加した。〔Zらは6つの管理組合で、A社らの破産及びY銀行の相殺時にはいずれも法人ではなく、その後4組合が管理組合法人となっている。〕

この事件は、原告（管理会社）は同一、参加人らもほぼ同一、被告がそれぞれ別の銀行である三つの事件（以下A銀行事件・B銀行事件・C銀行事件とする）である。

● A銀行事件第1審判決 —東京地判平成8年5月10日（判時1596号70頁）—

本件各定期預金は参加人らの各マンションの管理委託費の一部を原資とし、決算書には各定期預金及びその利息が各マンションの収入に計上されていることを認めた一方で、①管理会社は本件各定期預金を自社の貸借対照表に計上するなど自社の資産として取り扱ってきたこと、②各管理組合への管理委託費の払戻しが認められていないこと及び管理組合は管理委託費の処分権限を有していないこと、③管理委託費の管理方法は管理会社に委ねられていること<sup>71)</sup>から、「本件各定期預金及び本件普通預金債権者はA社であると解するのが相当である」と判示し

70) 定期預金の名義は「A管理会社」のほか「管理会社A〇〇マンション」「A管理会社代表取締役A〇〇マンション」「〇〇マンション管理組合管理代行A管理会社」等である。

71) 管理会社・銀行間で締結された本件各定期預金の預金証書と銀行届出印はどちらも管理会社が管理していることを根拠とする。



て、管理会社を預金者と認定した。

● B 銀行事件第 1 審判決 一東京地判平成10年 1 月23日 (金判1053号37頁)一

「管理費は…事務の遂行のために要する費用及び報酬の支払いに充てるためのもので、A 社は、管理委託契約の事務処理に要する費用の前払いとして本件管理費を受け取っていたものと認められる。(中略)したがって、管理費は…普通預金口座に送金された段階で A 社に帰属する…これに対し、修繕積立金については…区分所有者のために保管するものと認められる。…区分所有者は、管理費、修繕積立金、給湯基本料等の区別なく一括して A 社名義の普通預金口座に振込送金しているのであり…A 社に対する支払いの意思で送金しているものと認められる。したがって、A 社が管理費等の振込を受けるために開設した普通預金の口座に管理費等が振り込まれた時点で…右普通預金債権が区分所有者らに帰属する…と解すべきである。」(傍点筆者)

東京地裁は、管理会社に定期預金の帰属を認めた。A 銀行事件では、諸般の事実関係を考慮して直接、定期預金及び普通預金口座の預金者を認定している。これに対して、B 銀行事件では「管理費は普通預金口座に送金された段階で A 社に帰属する」との判旨からも分かるように、普通預金の帰属を判断した上で、定期預金の帰属を判示している。定期預金の先決関係である普通預金の帰属を前提問題と考えている。2 判決とも客観説を採用して判示したのかどうかは文言上からは不明である<sup>72)</sup>。(A 銀行事件では「原資」との文言を使用していることから、客観説に親和的な判決と捉えることも可能である。)

もっとも、客観説を適用する必要性は感じられない。後述する弁護士預り金の事例の評釈を借りるならば、「出捐者、銀行窓口で実際に預け入れた者、預金口座の名義人、通帳・届出印の管理者が全て同一であることとなり、客観説を持ち

72) 後述する B 銀行事件の控訴審無記名コメント (金法1621号34頁) は「一審判決は、預金者認定基準について客観説にたつことを明言しているものではないが、判決文からは客観説を採らない趣旨とは考えられない」として「一審判決と本判決との結論の相違は、客観説にいう『出捐者』をどのように捉えるかという『出捐者』の理解の相違」であるとする。出捐の意味の多義性については多くの論者が指摘している。

出す必要性がなかった」からである。[B銀行事件にいたっては「A社に対する支払いの意思で送金している」とする以上、客観説を持ち出す必要性に欠けると言わざるを得ない。]

B銀行事件で東京地裁は管理費と修繕積立金を場合分けして判旨を組み立てている。管理費を委任契約の前払い費用であると解する一方、修繕積立金は区分所有者のための保管であると認めている。そして、両費用が一括して送金されていることから、普通預金口座に振り込まれた時点で修繕積立金も管理会社に帰属すると判示している。本判決に従うと、行政が策定した標準管理委託契約書に従い修繕積立金を別個に管理していたならば、別の結論になろう<sup>73)</sup>。

管理費を前払い費用と判断していることも注目すべき点である。これは、後述する預り金の事例と似た性質を有することを意味する。[依頼人は弁護士に対して支払いの意思を有しているわけではない。]前払い費用は委任事務が継続している間、返還請求はできず、委任契約・委任事務が終了した段階で初めて残額の請求をすることができる。管理組合が破産した場合は、(起こり得ないであろうが)管理組合の債権者は管理会社を第三債務者として返還請求権を行使できることになる。

この2判決の結論には学説上、批判が強かった。中舎教授は、取引の実情を知り抜いているはずの銀行がその主観的な事情の如何を問わず一方的に有利になるという構成は妥当であるかどうかとの疑問を付した上で、一般の庶民感覚からしても、また、法律論からしても、あまりにも一方的で断定的な結論・法律構成であるという観を払拭できないとする<sup>74)</sup>。裁判所は、管理会社の口座が事務処理の必要から開設された管理会社自身のための口座であること及び口座に振り込まれた金員が預り金でも管理会社の預金となり、振込者との間に残るのは債権的な関係のみであることを理由に判断したと推測する。しかし、この口座は区分所有者

---

73) 藤瀬裕司「マンション管理会社・管理組合の預金の帰属と実務上の留意点」金融法務事情1555号41頁もこれを指摘した上で、便宜上管理費と一括して送金されるものの、送金後直ちに「甲社〇〇マンション修繕積立金口」などの預金名義で分別管理されている場合には区分所有者は自己の預金とする意思で送金したこととなり、管理組合に帰属すると判断される可能性がある旨を指摘する。

74) 中舎寛樹「マンションの管理費・修繕積立金を管理会社名義で預金した場合の預金の帰属」金融法務事情1556号8頁は結論として、管理組合を預金者としておいて、管理会社の担保権取得の有無については金融機関の主観的事情如何によるべきであるとする。しかし、金融機関の主観的事情により左右されることは公平性を欠くように思われる。

のために開設された口座であると考えの方が適切であるし、金融機関も十分に事情を知り抜いていること<sup>75)</sup>、管理費についてもたまたま管理会社名義としただけであり、区分所有者は管理会社に支払う意思を有していないはずであると指摘する<sup>76)</sup>。平田教授も、今までの預金者認定とは明らかにタイプが異なることを認識した上で、管理会社を預金者と認定することは妥当ではなく、反対に、預金名義「株式会社A〇〇マンション」から、管理者一人関係の内部事情を銀行も認識可能であったと推測する。そして、管理会社の背信行為「預金名義、決済報告書では分別管理がなされていながら、実際は自己の貸借対照表で自己資産として記載しており、何よりもこれを利用して預金担保を実行していたのである」のつけを区分所有者に転嫁するのは酷であると指摘する<sup>77)</sup>。「かような点を考慮すれば、管理会社の背信的な意図をおそらく認識できたであろう銀行からの、有効な担保設定を前提とする、相殺の抗弁を認めるべきではなく、管理会社と各管理組合との関係は、事務処理の内部関係として、管理組合への帰属をできるだけ認めるべきであろう。その方法は、管理会社への預金債権の譲渡請求や破産の場合の取戻権の肯定である。」と主張する。管理組合を救済するべきであるとの価値判断が根底に存在する。

なお、管理会社が管理者の地位を兼ねる場合、管理会社が管理者として全区分所有者を代理して管理委託契約を締結することになる。これは民法108条の自己契約に該当するとも考えられる。しかし、管理者は財産管理人の一種であって、どのような者を管理者にするかは区分所有者の自治に委ねられた財産管理の問題である。したがって、解釈で管理者の資格を制限することは不要である<sup>78)</sup>。

以上に対して法人化された管理組合が控訴したのが平成11年及び平成12年の東京高等裁判所判決である<sup>79)</sup>。

---

75) 理由として、管理会社が管理組合ごとに収支決算して定期的に報告していることをあげる。

76) 管理費を前払金と判断したことについては、管理会社との契約上管理会社との関係でそうなるにすぎず、金融機関との関係ではそのような拘束を受けないとするが、明快とはいえない。

77) 平田健治「判批」判例時報1609号191頁

78) 玉田弘毅『建物区分所有法の現代的課題』20頁（商事法務研究会，1981）

79) B銀行事件で、破産管財人は控訴していない。

● C 銀行事件控訴審 —東京高判平成11年8月31日（金判1075号3頁<sup>80)</sup>—

「預金者の認定については、自らの出捐によって、自己の預金とする意思で、銀行に対して、自ら又は使者・代理人を通じて預金契約をした者が、預金行為者が出捐者から交付を受けた金銭を横領し自己の預金とする意図で預金をしたなどの特段の事情がない限り、当該預金の預金者であると解するのが相当である。本件各定期預金の原資である管理費等は、もとより A 社固有の資産ではなく…A 社が受領すべき管理報酬も含まれてはいるが、大部分は各マンションの保守管理、修繕等の費用に充てられるべき金銭である…管理費の剰余金を原資とする定期預金は…これを各マンションの区分所有者ないし管理組合に属するものとして取り扱っていた…本件各定期預金は、A 社が…その独自の判断と裁量でこれを定期預金に振り替えていた…区分所有者は…いつの時点で、どのような金融機関の定期預金に振り返られるか等の具体的な事実は認識していない。しかし…定期預金として保管することの方が区分所有者にとって有利で…振替は区分所有者の意向に沿うものである。また、…定期預金に振り替えられる…仕組み自体は知っていたものと推認され…異議を述べたことを認めるに足る証拠はないから…了承したものである。以上のおり、本件各定期預金の預金者は各マンションの区分所有者の団体である管理組合であ…る。」

● B 銀行事件控訴審 —東京高判平成12年12月14日（金法1621号33頁）—

「預金者の認定については、自らの出捐によって、自己の預金とする意思で、銀行に対して、自ら又は使者・代理人を通じて預金契約をした者が、預金行為者が出捐者から交付を受けた金銭を横領し自己の預金とする意図で預金をしたなどの特段の事情がない限り、当該預金の預金者であると解するのが相当である。…管理会社は、本件各マンションの区分所有者団体の「管理者」の職務として、各マンションの管理費等の金銭を管理してきたものであ…る。…当時、区分所有者団体は観念的には成立していても、実際には管理組合は結成されておらず、管理組合等の名義で口座を開設することは困難であったことから…管理費等の送金を受けたものというべきであり…普通預金口座の預金者は各マンションの区分所有

---

80) 原審はA銀行事件と同一日に同一部で判決（公刊物未登載）

者団体であるというべきである。そして、普通預金の金額が一定の金額に達した場合に、これを定期預金に組み替えることは…当然許され、区分所有者団体も黙示の承諾を与えていたものと解すべきであ…る。以上によれば、本件各マンションの区分所有者団体は、本件定期預金について、自らの…出捐によって、自己の預金とする意思で、「管理者」たる A 社を代理人として銀行との間で預金契約を締結したものであり、本件定期預金の預金者であると解される。』<sup>81)</sup> (傍点筆者)

両控訴審はともに、客観説に立つことを明言した上で、預金者を管理組合と認定した<sup>82)</sup>。C 銀行判決が諸事情を考慮して直接定期預金について判断を下したのに対し、B 銀行判決は第 1 審と同様に、普通預金の帰属主体を認定した上で、定期預金の帰属主体を認定している。「判断の枠組みにいたっては客観説をとりつつも、諸事情を幅広く考慮しており、当事者の実質的な利害関係の実情等を慎重に判断した」<sup>83)</sup>とあるように実質的判断を考慮した結果導き出された結論である。しかし、普通預金専用口座であるからという理由で、客観説を持ち出したわけではない点に注意する必要がある。

B 銀行事件において、第 1 審判決は管理会社に対する支払いの意思で送金したと判断したのに対して、本判決は「自己の預金とする意思で」とあるように、区分所有者の自己の預金とする意思での送金を認めている。これが第 1 審と控訴審との最大の差異であると考えられる。確かに、管理費報酬の面からは、管理会社に支払う意思での送金と捉えることも可能である。しかし、C 銀行控訴審の判旨で述べられている通り、送金された金銭の大部分は、「各マンションの保守管理、修繕費等に充てられる金銭」である。その点を強調することで、管理組合への帰属を認めた実質的判断は正当であると評価できよう。

ところで、本件のような管理会社—管理組合の関係では、「A 管理会社」名義

---

81) 質権設定当時、Y は本件定期預金が管理費等を原資としていることを知っていたのだから、より慎重に判断すべき注意義務があったとして、民法478条の類推適用を認めなかった。また、民法94条2項の類推適用も否定している。

82) 本件はYによって上告されたが、平成14年1月31日、最高裁第一小法廷は上告不受理を決定した。

83) 判例時報1684号39頁

の口座へ振込みによる入金が行われている。この点、振込みと金銭の交付とを同視してよいか問題となる。しかし、振込みは通常、現金による預金の場合と同一であると解されており、口座への振込みがあった場合には、振込み金額につき、個別的・具体的な消費寄託契約が成立するが、その結果発生する新たな預金債権は、既存の預金債権と合算されることになる<sup>84)</sup>。この点を強調すれば、1審判決のように同一の預金口座に振り込まれた管理費と修繕積立金を分けて判断することに正当性を見出すことはできない。

本判決については、概ね肯定的な評価が多い。区分所有者には「管理費や修繕積立金というのは名目であって実は管理会社に対する債務を支払っているなど」というような意思是まったくなく、管理委託の意思があるにほかならない」のであり『『金銭的価値』の帰属主体が区分所有者側にあることは明白であり、預金名義とのズレについて関係者全員が『悪意』の状況の中で管理業務が行われている限り、管理委託という実体に応じた法律構成が採られるべき』との評価に代表されるように結論に対しては賛成派<sup>85)</sup>が多数を占める<sup>86)</sup>。しかし、理論構成では差異が見られる。鎌野教授は、本件事実関係の下での代理権の授権行為に疑問を付した上で、明確な顕名がないことを理由に代理構成には賛成しない。(民法100条但書で救済することも可能であるように一見思えるが、銀行は実情を知り抜いているはずであり、いわば初めから悪意である。) もっとも、銀行が保管等の義務を預金名義人と一致しない不特定多数の出捐者に対して負っている<sup>87)</sup>と解すれば、本件事例では使用者か代理人かということは問題とならず、「自己の財産とする意思」で足りることになる。これらの理由から、管理組合への帰属自体は支持する<sup>88)</sup>。しかし、客観説においては、代理に関する顕名主義は適用すべきではない

---

84) 今井克典「振込システムの法的構成(3)」名古屋大学法政論集162号168頁 中田 = 道垣内編・前掲注43, 137頁〔森田〕のように解しても同様である。

85) 中舎・前掲注68, 12頁 秦光昭「預金者の認定と客観説の行方」金融法務事情1681号5頁「小切手による支払または振込・振替といった方法による資金移動がむしろ主流となっていることからすると、これらの資金移動の場合も…取引に付随した資金移動である限り、移動後の資金は、法律上には受任者に帰属することになろう」

86) 神谷高保「修繕積立金等を管理業者が預けた定期預金の帰属と信託」ジュリスト1203号134頁

87) 安永・前掲注13, 180頁

から、実質的な代理関係を判断すれば足りるように思える。また、管理会社が使者であると解することには無理があるとして、代理構成をとらない限り管理組合に法律効果を帰属させることは不可能とする見解も存在する。この見解は「管理会社名義で預金され、かつ通帳も印鑑も管理会社が保管している場合に、その預金は、管理費を拠出した区分所有者ないし当該管理組合に帰属していると主張することは法理論上大きな無理があることを認めざるを得ない」として金融機関の悪意または重過失の場合に、管理組合に不当利得返還請求権を認める<sup>89)90)</sup>。

代理権の付与を積極的に認める見解も存在する<sup>91)</sup>。これらの見解は、普通預金口座は客観説の適用を否定して、通常の契約に従うべきとする。預金契約における表示（名義）への金融機関の保護は民法478条で図られるのであるから、表示（名義）の解釈は表示者の主観で決定すればよいとする。これを本件にあてはめるに、普通預金開設の代理権授権はさながら、管理会社の代理意思も認定でき、管理会社は管理組合の表示として管理会社の名義を用いたと解する。そして、契約当事者に対して相手方当事者が利害関係を有しない場合には、顕名要件を緩く解することにより、実質的に妥当な結論が導き出せるとする。しかし、表意者の内面に秘めたる意思を契約に反映させることは、取引社会の混乱を招くのみならず、活性化を遮ることにもなりかねない。

これに対して、「具体的な管理は、管理会社に委託しているのであり、個々人の区分所有者は、管理委託契約に基づき管理費等を振り込んで支払っているのであるから、むしろ、振り込まれた金銭は管理会社に帰属する、というのが自然である」として、「委託者である個々人の区分所有者が、管理費用の前払いとして、受託者である管理会社名義の普通預金口座に振り込んだ瞬間に、それは管理会社に帰属する預金となる。たまたま剰余金が生じ、それを定期預金に振り替え、振り替えたことを区分所有者や管理組合に報告し区分所有者が知っていたとしても、

88) 鎌野邦樹「マンション管理者名義の預金債権の帰属」私法判例リマックス25号34頁

89) 新田敏「預金者の認定に関する一考察」杏林社会科学研究16巻3号23頁

90) 鎌野・前掲注88, 37頁は、担保権の設定行為自体が無効となることから「利得」はなく、金融機関の相殺の主張は認められないとして、不当利得構成の検討すらも否定する。そして、返還請求権を行使すべきとする。

91) 太田知行「判評」判例時報1703号198頁以下

そのことによって預金の帰属性が変化するものではない」と主張して本判決の結論に否定的な<sup>92)</sup>見解もあるが、少数にとどまる。

なお、C銀行事件では金融機関による債権の準占有者への弁済（民法478条）は主張されていない。しかし、B銀行事件と同様に主張されたとしても、認められる可能性は低いと思われる<sup>93)</sup>。

また、区分所有者は、管理会社名義とすることを容認していたと認められるから、民法94条2項の類推適用により、銀行・破産管財人及び一般債権者に対して自己の預金であることは主張できない<sup>94)</sup>ことも付け加えておく。

#### 4 対応策

管理会社の破産による預金の帰属問題という問題が生じないために、①管理会社との連印<sup>95)</sup>、②取引印を管理組合に保管させ、必要に応じて管理会社に使用させる、③振込口座の名義を管理組合代表者某名義として開設する等が提案されていた。しかし、手続きの煩雑さやコスト増による実行難を伴い、定着していない。結局のところ管理組合を法人化した上で、修繕積立金や管理費は必ず管理組合名義の所有にしておくことが必要である。この問題に対する行政の対策の流れを追って見ていくことにする。

#### 5 行政の対応

##### (1) 標準管理規約と標準管理委託契約書の沿革とマンション管理適正化法

昭和57年、建設省（現国土交通省）は「中高層共同住宅標準管理委託契約書

92) 管理会社名義の普通預金を口座に振り込んだ瞬間に管理会社に帰属する預金となり、たまたま剰余金が生じて、定期預金への振替を区分所有者等が知っていたとしても預金の帰属性は変化しないことになる。(田井雅巳「マンション管理会社またはマンション管理組合らへの預金の帰属」銀行法務21 570号50頁)

93) 神谷・前掲注86, 135頁も同旨。理由として「定期預金の名義にマンション名が付記されていたことなどによって定期預金が管理組合に帰属することを金融機関の営業担当者が知っていた場合や、貸付先の商業帳簿を実際に審査していた場合等」本件事例の下では善意無過失とはいえる状況があげられる。

94) 中舎・前掲注68, 14頁

95) 預金の払戻しのチェックはできても、銀行の相殺や債権者からの差押えには無力である。



(以下「標準管理委託契約書」)及び「中高層共同住宅標準管理委託契約書コメント」を標準的な管理委託契約書として活用するように通知した<sup>96)</sup>。これは住宅地審議会の「住宅建物の取引の構成と流通の円滑化を図るため宅地建物取引業制度上講ずべき措置についての第二次答申<sup>97)</sup>」において、「中高層共同標準管理規約」(以下「標準管理規約」)と共に作成・公表された標準管理委託契約書であり、管理規約・管理委託契約書の指針となるべきものとして期待された。なお、標準管理規約が策定されるようになった沿革は以下の通りである。

区分所有法30条は、1項において「建物又はその敷地若しくは付属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる」と規定する。ほとんどのマンションにおいては、区分所有者の合意により自治的な規範である管理規約を設定し、共用部分について誰がどのような管理業務を行うのか定めるのが通例である<sup>98)</sup>。しかし、従来の管理規約は分譲業者や管理会社がその案を作成したため、内容も千差万別であり、不十分なものが多かった。また、区分所有者側も提示された規約をただ承認するだけであったため、不利な条項が盛り込まれることが多かった<sup>99)</sup>。このため、指針となるべき標準管理規約の存在が不可欠となり、「標準管理規約」が策定された。タイプに応じて使い分けができるよう短棟型・団地型・複合用途型の3種類が用意されている<sup>100)</sup>。例えば、短棟型標準管理規約では31条において管理組合が自

---

96) 昭和57年5月21日建設省経動発第69号、建設省住民発第31号

97) この答申では、作成理由を「中高層共同住宅の増加とともに管理業者が管理組合の委託を受けてその管理を行う例が増えているが、その委託契約についても内容が不十分のものが多く、混乱を生ずる場合」があり、これを改善するためと説明している。森泉＝松嶋編著・前掲注53, 222頁〔土屋〕

98) 藤瀬・前掲注73, 37頁

99) 森泉＝松嶋編著・前掲注53, 214頁〔土屋〕

100) 区分所有法の改正に伴い昭和58年と平成9年の2回にわたり一部改訂がなされている。建設省「平成5年度マンション総合調査」によれば、マンションの管理規約のうち62.8%は標準管理規約に準拠しているとのことである。また、「平成11年度マンション総合調査」によれば平成9年2月に改正された標準規約の存在を知っている管理組合は45.6%（改正前は6.8%）である。さらに、改正された標準管理規約の存在を知っている管理組合の中でも改正後の標準管理規約の準拠状況は約4割であり、普及しているとは言い難い状況である。

ら管理業務を行うことを原則としつつ<sup>101)</sup>、32条においては管理業務の全部または一部を第三者に委託する（委託管理）ことができる旨<sup>102)</sup>が定められている。

平成4年5月、総務庁の「中高層分譲共同住宅の管理等に関する行政監察」による分譲マンションの管理及び取引について適性を欠く場合があるとの指摘を受け<sup>103)</sup>、同年、建設省は「中高層分譲共同住宅に係る管理の適正化及び取引の公正の確保について」と題する通達を管理業協会（管理会社で組織する全国的な組織・社団法人高層住宅管理業協会の略）に対して通知した<sup>104)</sup>。①標準管理規約・標準管理規約契約書を指針として十分に活用すべきよう徹底すること<sup>105)</sup>、②管理費・修繕積立金等の保管については、管理会社の倒産に伴うトラブルに備えて、その預金口座を管理会社名義にすることがないようにするとともに、収支状況の定期報告の励行についてさらに徹底すること等が盛り込まれている。（本事件の発生もこの頃であった。）その後、平成9年、建設省住宅地審議会答申において「標準管理規約」が改訂される運びとなった。これらの施策により、管理会社が倒産した場合でも、被害を最小限におさえることができると期待されたが<sup>106)</sup>、通達の趣旨や規約の改訂の情報が十分に浸透せず、また十分に伝達しているとは言い難い状況が続いた<sup>107)</sup>。

そこで、平成11年建設省は「中高層分譲共同住宅標準管理委託契約書の運用について」と題する通達を新たに協会加盟の管理業者宛てに通知した<sup>108)</sup>。①平成4年度通達の「管理費・修繕積立金等の保管については、その預金口座を管理業者名義にすることがないようにする」ことの徹底、②標準管理委託契約書の別表

101) 中高層共同住宅標準管理規約（単棟型）第31条「管理組合は、次の各号に掲げる業務を行う」（1号～12号）

102) 中高層共同住宅標準管理規約（単棟型）第32条「管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる」

103) 中舎・前掲注74、8頁 「口座名義を『〇〇管理組合代行△△会社××取締役…』として、実際は管理会社の法人名義でありながら、一見、管理組合名義口座のように見せかけているケースもある。これが定型化しているのは重大な問題である」と勧告する。

104) 平成4年12月25日建設省経動発第106号、建設省住管発第5号

105) 昭和57年度の通達が、十分に活用されていない実情が背景にはあったようである。

106) 日本住宅管理組合協会HP (<http://www.mansion-kanrikumiai.or.jp>)

107) 前掲注63「平成11年度マンション総合調査」でもデータとして如実に現れている。

108) 平成11年6月1日建設省経動発第39号、建設省住民発第31号

第1・業務実施要領ニに掲げられている「管理費等のうち修繕積立金については、〇〇銀行〇〇支店に〇〇マンション管理組合理事長名義（又は〇〇マンション管理組合管理代行〇〇管理会社名義）の口座を設けて、保管すること。」の記述については、本来は口座名義を管理組合理事長名義にすべきであるが、括弧書きについては分譲直後など管理組合理事長が選任されていない場合の一時的手段として想定されたものである旨、つまり「修繕費積立金の口座名義についての管理組合理事長名義への変更」の徹底、③「管理会社名義での預託の依頼があり、かつ『〇〇マンション管理組合管理代講〇〇管理会社名義』との名義を用いた場合でも、預託財産が管理会社の財産となる場合があること」等が記されており、管理組合に対してこれらを十分に周知させるように明記されている<sup>109)</sup>。これにより、修繕積立金については平成11年度以降、理事長名義の口座により保管すべきことの徹底が図られることとなった。

ついで、平成12年11月、建設省は「中高層共同住宅標準管理委託契約書の改訂について」と題する通達を新たに関係者宛に通知した<sup>110)</sup>。これは、修繕積立金の保管について、標準管理委託契約書が想定する趣旨を明確にして適切な運用がなされるよう通知した平成11年度の通達によっても、状況が未だに改善されていない現状を踏まえて、さらにより趣旨を明確化するために標準管理委託契約書の改訂を行うことを通知する内容となっている。この通知により、標準管理委託契約書の別表第1・業務実施要領ニに掲げられている「管理費等のうち修繕積立金については、〇〇銀行〇〇支店に〇〇マンション管理組合理事長名義（又は〇〇マンション管理組合管理代行〇〇管理会社名義）の口座を設けて、保管すること。」の括弧書きは削除された<sup>111)</sup>。

同年12月には、マンションの適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」）が公布された<sup>112)</sup>。（平成13年8月1日施行）この法律は、都市部

109) なお、平成11年2月4日の衆議院予算委員会における法務省民事局長の答弁によれば、修繕積立金が「〇〇管理組合代行〇〇管理会社名義」で預金されている場合には、預金名義のほか預金通帳及び届出印鑑の管理状況等が考慮され、場合によっては管理会社の預金であると判断される可能性、またその場合、当該預金が管理会社の破産財団の構成することになる旨を指摘している。

110) 平成12年11月29日建設省経動発第96号，建設省住民発第54号

における持ち家の一形態として定着した分譲マンションの良好な居住環境を確保するため、ひいては国民生活の安定向上のために検討されてきた経緯があり、①管理組合による管理の適正化の確保、②マンション管理業の適正化を2本柱に構成されている。〔①は(i)マンション管理適正化指針の定立、(ii)マンション管理士の資格の創設を中心に、②は(i)マンション管理業登録制度の創設、(ii)マンション管理業者の業務等についての各種の規制を中心に据えている。実際の管理会社倒産時のトラブルに役立つのは②である。マンション管理業登録制度は、管理業を営む者の国土交通省への登録の義務づけ（マンション管理適正化法44条以下）による一定の資質の確保が狙いである。〕マンション管理業者の業務等についての各種の規制には、管理組合から委託を受けて管理する修繕積立金等の財産について上記通達（預金口座名義を管理業者名義とするのではなく管理組合理事長名義とすること）の趣旨を徹底するために、自己の固有財産及び他の管理組合の財産とを分別管理する旨が明記されている<sup>113)</sup>。（同法76条）

また、平成13年7月19日に施行され、同年8月1日からマンション管理適正化法と同時に公布されたマンション管理適正化法施行規則は87条2項で、財産の分別管理の方法について、「修繕積立金等を管理組合又はその管理者等を名義人とする口座において預貯金として管理すること」と規定している<sup>114)</sup>。

111) その結果、標準管理委託契約書の別表第1・業務実施要領ニは「管理費等のうち修繕積立金については、〇〇銀行〇〇支店に〇〇マンション管理組合理事長名義の口座を設けて、保管すること。」となった。なお、区分所有法改正に伴い標準管理規約については改訂版が公表されているが、これまで標準管理委託契約書は格別の改訂がなされていなかった。

112) マンションを巡る諸問題に関する総合的な対策は、自民党及び公明党を中心に与党3党において検討が行われており、法律案が平成12年11月17日、与党3党により衆議院に提出された。法案は、同月22日に衆議院建設委員会において、28日に衆議院本会議において可決、同月30日に参議院国土環境委員会、参議院本会議において修正可決され、12月1日に衆議院本会議において参議院からの回付案に同意、成立し、12月8日に公布された経緯がある。吉田尚弘「マンションの管理の適正化の推進に関する法律について」ジュリスト1195号64頁

113) マンションの管理の適正化に関する指針一4「管理組合がその機能を発揮するためには、その経済的基盤が確立されていることが重要である。このため、管理費及び特別修繕費等について必要な費用を徴収するとともに、これらの費目を明確に区分して経理を行い、適正に管理する必要がある」

114) 同規則87条3項は収納代行方式の例外を定め、4項は管理会社の印鑑と通帳の同時管理を禁止する。（但書では例外を付している）

これを受けて、同13年7月国土交通省は「マンション管理の適正化の推進に関する法律の施行について」と題する通達を通知した<sup>115)</sup>。これは、マンション管理適正化法・施行規則の注釈的な役割であり、財産の分別管理についてさらに詳細な説明を施している。第一に、管理者等が選任されるまでの比較的短い期間に限っては「〇〇マンション管理組合管理代行〇〇管理会社名義」としても差し支えないとする。第二に、管理業者が管理者に選任された場合にでも同法76条が適用され、管理組合が法人化されていない場合は管理業者名義でも構わないとする。(通達第二3(3)イ)ロ)<sup>116)</sup><sup>117)</sup>。

平成14年4月には平成13年度の施行通達を徹底する目的で「マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく財産の分別管理等について」と題する通達が各業界団体の長宛てに通知された<sup>118)</sup>。それによれば、修繕積立金等金銭の保管についてはマンション管理適正化法施行規則87条4項において禁止されている印鑑と通帳の管理業者による同時保管の禁止についての趣旨を明記し、今後問題が発生しそうなケースに備えている<sup>119)</sup>。

同年6月、マンション管理適正化法の施行を受けて、標準管理委託契約書研究会が発足。平成15年1月まで7回にわたり標準管理委託契約書の見直し作業を行い、改訂案の原案を作成した。[2月にはパブリックコメントを実施し、原案の一部修正、改訂版を作成している。]これにより、名称の変更と内容の改訂が同時に行われることになり、4月、国土交通省は「マンションの管理委託契約に係る標準管理委託契約書について」と題する通達を管理業界会長宛てに通知した<sup>120)</sup>。マンション

---

115) 平成13年7月31日国土交通省国総動第50号・51号

116) 管理組合が法人化している場合は管理組合名義、法人化されていない場合であっても、管理業者以外にも管理者が選任されている場合は当該者の名義とすることが望ましいとされている。

117) 財産の分別管理の具体的内容については篠原みち子「マンション管理組合預金の実務」金融法務事情1686号57頁以下が詳しい。

118) 平成14年4月24日国土交通省国総動第88号

119) 法施行規則87条4項は管理業者が管理組合等の預貯金を自らの裁量で払出すことを禁止する趣旨であり、キャッシュカードの保管やインターネットバンキングに係るパスワードの保持も当然に禁止されること等が詳細に記述されている。

120) 平成15年4月9日国土交通省国総動第3号

管理適正化法が施行されたこと、消費者保護の観点からマンションの管理委託契約に関する様々な規定が整備されたこと、内容や処理方法等も多様化していること等の状況を踏まえて、「中高層共同住宅標準管理委託契約書」の表題を「マンション標準管理委託契約書」と改めること、マンション管理適正化法の趣旨の徹底、出納業務にかかる財産の分別管理（通帳・印鑑の管理、収納方式等）についての詳細な規定等が盛り込まれている。改訂された標準管理委託契約書には、従来の標準管理委託契約書別表第1・業務実施要領ニの「管理費等のうち修繕積立金については、〇〇銀行〇〇支店に〇〇マンション管理組合理事長名義の口座を設けて、保管すること。」の記述は削除されている。マンション管理適正化法及び施行規則の中に同じ内容が盛り込まれ、預金口座名義の明確化がより一層図られたため、不要となったことが理由である。

修繕積立金と管理費の分別管理義務の徹底や、名義変更の徹底により、管理会社の倒産時のトラブルに対応するための予防策は整備されたと言ってよい。

## (2) 区分所有法の改正

平成12年2月に開催された第133回法政審議会の総会において、法務大臣による「区分所有建物の管理の適正化、その立替の実施の円滑化等の観点から、建物の区分所有等に関する法律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい」との諮問が行われた。これに応じて同年6月、法制審議会に設置された建物区分所有法部会が開催され、区分所有法の改正に向けた審議が開始された<sup>121)</sup>。平成14年3月の建物区分所有法改正要綱中間試案では、法人となるための人数要件の撤廃が検討された。これによれば、管理組合は2名以上の区分所有者がいれば成立することから（区分所有法3条）、管理組合法人も2名以上であれば設立することができるように修正すべきであるとされている<sup>122)</sup>。同年9月の第137回法制審議会において、若干の修正があったものの区分所有法の一部を

121) 編集部「法制審議会・建物区分所有法部会の議論が始まる」金融法務事情1614号61頁

122) 都市部における、小規模マンションの増加、中間法人法との均衡（中間法人法10条1項、93条1項）を図る必要性も考慮された結果であるとされている。（法務省民事局参事官室・前掲注58, 114頁）

改正する法律案要綱を決定し、法務大臣に答申された<sup>123)</sup>。同年12月4日、第155回国会（臨時会）で改正区分所有法は可決され、12月11日に公布された。（平成15年6月1日施行）

今回の改正によって多くの管理組合が法人化され、法人の名義で預金口座が開設されることになるであろう。したがって、区分所有者は管理組合に対して支払うことになり、管理組合法人が一括して管理会社に支払う方式に移行されると思われる。その結果、従前の収納代行方式のような「管理会社」名義での問題は起こり得なくなるので、立法によって一応の決着がついたと言えよう。管理費等は、管理組合が法人の場合は管理組合法人に、法人でない場合は区分所有者に総有的または合有的に帰属することになる。[支払請求権や預金債権も異なるところはない。] 今後は、管理会社の倒産に伴う預金の帰属に関する問題が発生するケースは急減していくことが期待されている。

## ⑥ ペイオフに伴う名寄せ実務の取扱い

ペイオフとは、預金保険機構<sup>124)</sup>が、金融機関が破綻した場合に預金保険の対象となる預金など元本1000万円とその利子を限度として払戻しを保証する制度である<sup>125)</sup>。不良債権処理の加速に伴う金融システム不安への懸念を緩和する目的で、ペイオフの全面凍結解除を2003年4月から2年間延期する改正預金保険法と、公的資金を使用して中小金融機関の再編を促す「金融機関組織再編特別措置法」などの金融機関3法が2003年4月より施行された。これにより、定期預金、個人向け金融債、元本補填契約のある金銭信託等を除いた普通預金、当座預金などの流動性預金については、ペイオフ解禁の時期が2005年4月まで2年間延期されることとなった。また、平成17年4月以降も決済性預金〔無利息・要求払い・決済サービスの3条件を満たす預金〕については全額保護が継続されることになっている<sup>126)</sup>。

ここで名寄せ実務との関係が問題となる。預金保険法によれば、名寄せの単位

123) 編集部「建物区分所有法の一部を改正する法律案要綱の決定・答申」金融法務事情 1654号65頁

124) 1971年設立。破綻金融機関の預金者に対する払戻しなどを業務とする特殊法人である。

125) 元本1000万円を超える部分とその利子については一部をカットされることがある。

126) 外貨預金、CD（譲渡性預金）などはペイオフの対象外である。

となる預金者は「預金者その他の預金等にかかる債権者」と定義されている。(預金保険法2条3項) これは、預金の法的帰属主体をもって預金者とすることを明らかにしたものであるが<sup>127)</sup>、他人名義・架空人名義の預金は適格預金から除外されている(預金保険法施行令6条2号)<sup>128)</sup>。もっとも、全ての他人名義・仮設人名義の預金が不適格預金となるわけではなく、正当な理由がなく、自己の名義以外の名義をもって有するものに限られる<sup>129)</sup>。

そこで問題となるのが共同積立金の専用口座である。金融機関が破綻した場合、管理組合・管理会社、いずれに当該預金は帰属するのであろうか。

法制化の内容を踏まえて管理組合名義にしている限りは管理組合の預金と認定されるであろう。しかし、管理会社の名義であれば、管理会社の預金ないしは不適格預金と認定されるおそれもあると考えられる。

なお、預金者としての主体としては、三つの類型が考えられる。一つは法人格を取得して管理組合法人となる場合、二つ目は法人格を有していないが権利能力なき社団としての実質を有する場合、三つ目は単なる組合にすぎない場合である。管理組合が法人・権利なき社団であれば、管理組合を単位として名寄せを行うこととなるし、組合であれば各組合員を単位とする名寄せが行われることになる<sup>130)</sup>。管理組合が権利能力なき社団である場合、ペイオフ対策として、各構成員に持分権を付与する旨の規約を定めることが予想される。しかし、これを認めることは資産保有形態において、権利能力なき社団のそれとの矛盾を生じさせる結果となろう。したがってこの場合、管理組合は権利能力なき社団としては解体し、民法上の組合となる<sup>131)</sup>。

---

127) 佐々木宗啓 = 畑中良彦「預金保険における名寄せについて」判例タイムズ1083号61頁

128) 客観説によると、他人名義・仮設人名義の預金であっても私法上は有効な預金となる  
ことがあり得ることになる。しかし、真の預金者が預金名義人と一致しないことも多々見  
受けられ、この場合にまで客観説の考え方を適用すると、権利者確定に係る事務負担等  
にかんがみ、名寄せが実際上できないことになり、保険基準額を設ける趣旨を破壊するもの  
となりかねないとの理由による。(佐々木 = 畑中・前掲127, 62頁)

129) 佐々木 = 畑中・前掲注127, 62頁

130) 佐々木 = 畑中・前掲注127, 63頁

131) 佐々木 = 畑中・前掲注127, 63頁



## 第4章 保険料保管専用口座

### 1 問題の所在

損害保険とは、「加入者が所定の拠出を行うことによって、偶然な一定の事故による損害の填補の約束を得る」という経済制度である<sup>132)</sup>。(商法629条)その本質は、事故発生によって生ずる経済的必要を充足し、経済生活の安定確保を図ることを目的とすることにある<sup>133)</sup>。

損害保険業界は、収入の増加と経営の安定、サービスの向上を図るために多数の加入者を募集することが必要不可欠である。保険会社の社員が直接に募集を行うこともあるが、自己に代わって不特定多数の契約者を募集する損害保険代理店(以下「代理店」)の存在が必要不可欠である<sup>134)</sup>。代理店の役割は、保険会社との間で締結した損害保険代理店契約に基づき、保険会社に代わって加入者との間で契約を締結することにあるが<sup>135)</sup>、コンサルタント的な役割を果たしている一面もある。保険会社から代理店に対しては代理店手数料が支払われる。

代理店が収受した保険料は、保険料保管普通預金専用口座に集められ、そこか

---

132) 長崎正造 = 高木秀卓編『損害保険読本〔第3版〕』5頁以下(東洋経済新報社, 1989)  
偶然の事故により損害を被るおそれのある者が多数集まって相互にリスクを分散させようとするところから「一人は万民のために、万民は一人のために」の制度ともいわれる。もっとも、現在は相互扶助よりも自助のための制度として機能している。なお、商法673条に規定されている生命保険との違いは生命保険が人の生死に関する危険をカバーするのに対して、損害保険は偶然な一定の事故によって生じた危険をカバーすることである。損害保険が実損填補であるのに対し、生命保険は定額給付であること、生命保険は被保険者が死亡者であるのに対し、損害保険は損害の填補を受ける者であることも違いとして挙げられる。1879年に設立された東京海上保険会社がわが国初の近代的保険企業であるとされている。(安田総合研究所編『基本ゼミナール損害保険入門』56頁以下(東洋経済新報社, 1993))

133) 長崎 = 高木編・前掲注132, 5頁 保険会社社員の営業だけでは経営が成り立たない。

134) 代理店業を専業とする「プロ代理店」とディーラー、自動車整備工場など他業と兼営を行うものに分かれる。代理店扱い契約保険料の割合は9割以上を占めており、代理店への依存の高さがうかがい知れる。代理店制度のメリットとして全国的な販売網の整備、代理店個人の信頼の利用による契約の募集、募集経費の合理化をあげられる。(安田総合研究所編・前掲注132, 106頁以下, 長崎 = 高木編・前掲注132, 97頁以下)

ら手数料や保険契約者への返金分等を精算した残金が毎月まとめて保険会社へ送金される。この専用口座の名義は「〇〇保険株式会社代理店」と記載されることが多く、それだけでは代理権が付与されているか不明なことから代理店の破綻の都度、紛争が表面化する。〔損害保険代理店契約では、代理店は保険契約締結にあたり保険会社を代理して契約を締結することは明記されているものの、代理店が保険会社のために保険料専用口座を開設する代理権までは与えられていない。〕代理店の預金と認定されると、金融機関が代理店に対して貸付債権を有する場合、代理店破綻の際には相殺が可能となる反面、保険会社は他の一般債権者に優先して保険料債権を取戻すことができなくなる。逆に保険会社の預金と認定されれば、金融機関は代理店に対して有する貸付債権と相殺できなくなる一方、保険会社は取戻権の行使が可能となる。

また、当該預金債権は金銭の占有と所有一致の原則により、代理権が付与されていても、普通預金口座に入金された時点で代理店の所有となる。しかし、その結果、代理店を保護することが果たして妥当な結論となるのか。保険会社の保護を考えれば、定期預金と親和的な普通預金専用口座に客観説を適用する見解及びその他の構成方法も考えられる。そこで、本章では事例を分析することで客観説適用の是非を含め種々の学説を検討することとした。

なお、保険契約者は代理店への保険料の支払いにより、保険料を支払ったことになるので、どちらの預金と認定されても影響は受けない。

## ② かつての裁判例と学説

専用口座の預金者の認定をめぐることは、保険会社を預金者と認めた裁判例と代理店を預金者と認めた裁判例に分かれていた。

### (1) 保険会社を預金者と認めた裁判例

—東京地判昭和63年3月29日（判時1306号121頁）—

A 損害保険代理店は、自動車の販売・修理業とともに保険代理業を営んでお

---

135) 代理店は保険契約締結の代理権を有するのに対し、生命保険における生命保険募集人に契約締結権はない。また、生命保険募集人が複数の保険会社への登録が禁止されているのに対して、代理店は数社の保険商品を扱うことができる。(安田総合研究所編・前掲注132, 57頁)

り、X 保険会社と代理店委託契約を締結し、「X 代理店 A 社」名義の普通預金口座を開設した。その後、A が破産宣告を受けたため、破産管財人 Y が名義を Y に変更して払戻しを受けた。X は預金債権の自社帰属確認を求めて訴えを提起。当該預金債権が破産財団に属するのか、X に帰属するのかが争われた。

東京地裁は、「本件預金は A が開設したものであるが、A が X に代理して保険契約者から収受した保険料を保管するための、A の一般財産から区別されている専用口座であり、口座名においてもそのことが明記されていること、この専用口座からの金銭の引出しは制限されており、代理店において…流用した事実もないこと、…その原資は、保険料であって、実質的には原告が出捐したのと同視し得べきものであ」る等の理由を挙げて、「保険契約者が未だ保険料を支払っていない場合も…保険契約者との関係では、保険契約者が保険料を支払ったものとして取り扱われ、X に保険責任が生じており…A は保険契約者のため保険料を立て替えて本件預金口座に入金していた…本件預金の原資は…実質的には、X がこれを出捐したのと同視すべき金員である。」として、本件預金は X に帰属すると判示した<sup>136)</sup>。(傍点筆者)

—東京地判昭和63年7月27日(金法1220号34頁)—

上記判決と破綻した代理店は同一であり、保険会社が異なる事例である。(普通預金の名義は「X 代理店 A 会社代表取締役 B 名義」であった。)

東京地裁は「損害保険代理店は少数の例外的な場合を除き、これ(保険料のことを指す)を使用することができないこと、右口座入金する金員は保険契約と対応し、保険料として入金されていたものであり、A の保険担当者の認識も同様であること、右専用口座の名義も保険会社の代理人として開設することを明らかにしている」と解されることから、「X は、本件預金の債権者であるというべき」と判示した<sup>137)</sup>。(傍点筆者)

---

136) 送金の際に代理店の手数料を控除するのは便宜的措置にすぎず、保険料を送金するまでは預金の全額が原告に帰属するとも判示しており、未清算の状態においては保険会社に帰属するとする。また、利息についても後日精算すれば足りるとしている。

## (2) 損害保険代理店を預金者と認めた裁判例

—千葉地判平成8年3月26日（金法1456号44頁）—

A社はX保険会社のために代理店業務を行っている損害保険代理店である。AはY銀行B支店に「X代理店A社」名義の普通預金口座を開設した。XとAとの間に本口座の権利者につき紛争が生じ、Yは預金者が不明であるとしてXからの払戻し請求に応じなかったところ、XがYに対して当該預金の返還を請求<sup>138)</sup>。千葉地裁は①保険募集の取締に関する法律（以下「募取法」）は金融機関を拘束するものではないし、代理店に利息取得が認められていること、②当該預金口座がA社名義で開設され、同人の実印が使用されていること、③預金表示中のXの名前はAの表示の一部としか認められないこと等を根拠にAを預金者と認定した。また前記裁判例（前掲東京地判昭63・3・29／東京地判昭63・7・27）との整合性について「代理店破産の場合に保険会社帰属とされているのは…その特定性が維持されている限りは引渡がなくとも当然に当該保管中の保険料は保険会社の帰属となって保険会社が取戻権を行使できるという関係をいうものであって、代理店が破産した場合でない本件には当てはまらない」から「口座開設・口座の管理状況・口座の名義・被告の営業の独立性等の事情による当該預金の権利者の認定を覆すだけの特段の事情があるとはいえない」と判示した。

## (3) 裁判例の検討とそれをめぐる学説の状況

昭和63年の2判決に対しては肯定的な評価が多数を占める<sup>139)</sup>。しかし、「事実を羅列しているだけの理由部分については不明確である」<sup>140)</sup>「事実に基づく理由づけのみで預金の出捐者を預金者と認定することは、根拠としてはいささか弱いと感じざるを得ない」<sup>141)</sup>など、結論に至った理由については批判的な評価が多い。

137) Yは預金の利息や代理店手数料をAが取得したと強く主張したが、利息については口座管理の対価とみなし、手数料については3月判決と同様に事務の簡素化のためとしてこれを根拠に預金の帰属が代理店にあるとは認められないと判示した。

138) Aは当該預金の権利者は自分であると主張してYへの共同訴訟参加の申し立てをしたが、Yとともに当該預金の支払いをする立場にないことから不適法却下された。

139) その他保険会社帰属を判示した裁判例として水戸地判平11・3・29（判例集未登載）

140) 山下友信「判批」ジュリスト929号49頁

また、判旨の「本件預金の原資は…実質的には、Xがこれを出捐したのと同視すべき金員である」ことを根拠に、「原資＝保険料」である点を強調して客観説に近い立場であるとも評される<sup>142)</sup>。

これに対して平成8年判決は、代理店が破綻していない状況が昭和63年判決とは異なる。判旨を見る限り、代理店が破綻した場合には保険会社に預金が帰属し、破綻していない場合には代理店に預金が帰属すると考えられる。昭和63年判決が破産管財人と保険会社の争いであるのに対して、平成8年判決は金融機関と保険会社の争いであることも見逃してはならない。

学説は専用口座の預金債権は保険会社に帰属すべきものであるとの結論に関してはほぼ一致している<sup>143)</sup>が、理論構成は多岐にわたる。根底には、代理店破綻の場合における専用口座の預金について一般債権者がこれを代理店の責任財産として期待すべきではないとの実質的な判断がある。

まず、問屋と委託者との関係に関する最高裁判決<sup>144)</sup>を類推する見解があげられる<sup>145)</sup>（以下「問屋構成」）。この判決は問屋（証券会社）が委託者から代金の支払いを受けたが、株式を引渡す前に破産した事例で、委託者が既に入入れ代金を問屋に支払っている場合に、目的物品の所有権は問屋にあるとしつつも、実質的利益は委託者が有しており、また問屋の債権者は目的物品に対する権利を問屋の責任財産として期待すべきでないとして、委託者の取戻権を認めている。これをあてはめて、代理店の債権者は当該預金債権を当てにすべきではないとして保険会社に取戻権を認めるのである。

---

141) 山田二郎「判研」金融法務事情1232号15頁、黒沼悦郎「判批」鴻常夫ほか編『損害保険判例百選〔第2版〕』（別冊ジュリスト138号）87頁

142) 上野隆司＝石井眞司「〈金融法務スポット対談〉損害保険代理店の保険料保管専用口座に基づく預金は誰に帰属するか」金融法務事情1228号24頁〔石井発言〕は昭和63年判決について客観説の立場から説明しやすくと説く。同旨として岩崎憲次「判批」私法判例リマークス15号122頁等

143) 遠山聡「保険料保管専用口座と預金債権の帰属主体」ジュリスト1150号120頁は平成8年判決の帰結に疑問を付する。

144) 最判昭43・7・11民集22巻7号1462頁

145) 山下・前掲注140, 49頁 吉田光碩「代理店預金の帰属と金融実務上の留意点」金融法務事情1555号46頁等これを支持する見解多数

しかし、上述のケースにおける取戻権は金銭以外に認められたのであり、保険料預金債権のような金銭に適用することへの疑問が提起されている<sup>146)</sup>。これに対しては、実質的利益を重視するアプローチからは本件のように目的物が金銭であっても保険会社の取戻権の成立を妨げる理由はないとの反論が考えられる<sup>147)</sup>。なお、昭和43年判決（前掲昭43・7・11）に対しては取戻権を認める以上、実体法上の権利を明確にすべきであり利益衡量を前面に押出す説明は妥当ではないとの批判<sup>148)</sup>がある。そして、問屋の自己契約による権利移転と構成する方法、問屋・委託者間には買入れ物品についての所有権移転と占有改定の合意があらかじめ存在していると構成する手法も見られるが、代理店破綻のケースにあてはめる限り、金銭の占有改定の合意方法については疑問が残る<sup>149)</sup> <sup>150)</sup>。

預金債権が代理店に帰属することを認めつつ、債権的請求権が取戻権の基礎となり得ると考え、預金債権の譲渡請求権を基礎に保険会社が取戻権を行使できるとする見解がある<sup>151)</sup>（以下「委任構成」）。通説は、受任者がその立場で受け取

---

146) 伊藤眞「判評」判例評論372号61頁

147) 石田満「判評」判例時報541号122頁 別途預貯金をする前に損害保険代理店が収受した保険料については、金銭であるだけにその所有権を問題とすることは妥当性を欠き、この段階では当然に保険会社に帰属することにはならない。（石田満「保険代理店専用口座預金とその帰属」金融法務事情1229号12頁）

148) 渋谷達紀「判批」法学協会雑誌86巻10号117頁、田邊光政『商法総則・商行為法』264頁（新世社、1995）

149) もっとも、封金のように物理的に分別管理されていれば保険会社の所有と認められる余地もあるように思われる。（渡辺博巳「専用普通預金口座の預金者と預金者破綻時の預金の帰属」金融法務事情1690号73頁）弥永真生「取戻権の対象」ジュリスト995号109頁は流通過程から金銭を切断することで一種の動産と捉える。この見解に立てば、金銭と同視することはなくなるので、実質的利益にこだわる必要性は薄れる。また、弥永教授は同時に受領保険料の占有改定を主張されるが、これは預金債権と保険料を別視しているからに他ならない。（森川隆「判研」早稲田法学75巻1号331頁）しかし、預金債権と保険料を別視する理由が不明である。

150) 潮見佳男「損害保険代理店の保険料保管専用口座と預金債権の帰属（下）」金融法務事情1685号49頁は実質的利益の帰属者に帰属させるべきであるとする反論可能性のない見解は除くと断りを入れた上で、昭和43年判決は委託者が問屋に物品に対応する対価を与えていたのに比べ、本件では対価が保険会社から代理店に与えられていない点を指摘して問屋構成を批判される。

151) 弥永・前掲注149、110頁及び岩崎・前掲注142、123頁もこれを支持する。

った金銭はこれを受領・占有している受任者に帰属し、同額の金銭を委任者に支払う義務を負うとする<sup>152)</sup>。そして、委任者が預金しただけではまだ金銭は受任者の所有に属しているため、委任者は預金債権の譲渡請求権を有すると解する。代理店破綻の事例にあてはめると、代理店は代理店委託契約によって保険会社を代理して保険契約者から保険料を徴収し、保険会社は代理店に対して預金の譲渡請求権を有することになる。この譲渡請求権を基礎に保険会社は取戻権を行使する。しかし、銀行実務では預金約款中で預金債権に譲渡禁止特約（民法466条2項）を付しているのが通常であり、このことは広く周知されている事実であることから<sup>153)</sup>、「受任者が自己の名で預金するケースにおいて、預金債権の譲渡をなす債務—預金債権の譲渡を求める債権—を発生させる意思が委任契約当事者にある、と解することには疑問を感じずにはいられない」<sup>154)</sup>との指摘がなされている。もっとも、預金の譲渡禁止特約があっても、銀行が承諾すれば譲渡可能であり、銀行が承諾に応じる可能性もあるので本特約をもって譲渡性が否定されるわけではない<sup>155)</sup>との反論は可能である。また、債権的請求権が取戻権の基礎となるのは債権の内容として物の引渡しを求める場合が典型であり、預金債権の引渡しをそれと同列に論じることができないとの批判がある<sup>156)</sup>。しかし、債権的権利であっても破産管財人の支配権を否定し、自己への引渡しを求める内容の権利であれば取戻権の基礎となり得る<sup>157)</sup>。したがって、代理店委託契約書に「保険料及び保険料専用口座は会社の所有物であり、会社に帰属する」と明記することで、取戻権を期待することが可能<sup>158)</sup>であろう。

保険料債権を対象とし、代理店を受託者とする信託関係が設定されていると考

---

152) 我妻・前掲注2, 678頁

153) 木内宜彦『金融法』181頁以下（青林書院, 1989）

154) 森川・前掲注149, 325頁

155) 渡辺・前掲注149, 74頁

156) 黒沼・前掲注141, 87頁 これに対して、兩宮・前掲注34, 31頁はこの批判を理論的ではないとして、債権的請求権が取戻権の基礎となるのは、目的物が破産者に帰属しないことを前提としているから、預金が破産者に帰属しないことを前提とした場合には取戻権の基礎とできないとする批判が理論的であるとす。

157) 伊藤眞『破産法全訂第3版補訂版』277頁（有斐閣, 2001）

158) 渡辺・前掲注149, 74頁

え、信託財産は受託者の責任財産ではないと説明する見解もある（以下「信託構成」）。これについては後に詳しく検討する。

現在は、募取法による規制がないことから不可能であるが、預金債権が代理店に帰属し、保険会社が取戻権を行使できないことを前提として、募取法及び募取規制に基づく公法上の義務を破産管財人に課す見解<sup>159)</sup>も存在したことを付け加えておく。これによると、破産管財人は専用口座にかかる預金債権を配当財源にできず、保険会社の指示に従って管理することになる。

その他、預金の実態の総合的な考慮から認定することを試みる見解もみられる。代表的なものとして、口座名義からでは保険会社に帰属するか否かが疑問であるとして、口座名義からだけではなく、その他の理由も総合勘定して決定すべきであると捉える見解<sup>160)</sup>をあげておく。

理論構成に差異こそあれ<sup>161)</sup>、代理店破綻のケースでは保険会社が専用口座に入金された預金債権を取得することになり、代理店が破綻していないケースでは代理店に預金債権が帰属することになると考えられてきた<sup>162)</sup>。

しかし、平成15年2月、最高裁判所は従来の学説・裁判例を根底から覆す画期的な判断を下した。以下ではその分析を試みる。

### ③ 最判平成15年2月21日の分析

一最判平成15年2月21日（民集57巻2号1頁）一

#### 【事実】

A社はX保険会社の損害保険代理店であり、Y信用組合に保険契約者から取

---

159) 伊藤・前掲注146, 63頁

160) 石田・前掲注147, 11頁

161) 滝本豊水 = 古角和義「損害保険代理店の破綻と保険料専用口座の帰属」金融法務事情1677号24頁は、これらの構成を、預金債権自体が保険会社に帰属するものと、預金債権は代理店に帰属するが取戻権の行使により保険会社が預金債権を取得し得るとするものに分類する。

162) 破産した場合と破産していない場合に分ける必要には疑問が残る。たしかに、「破産の場合と、本件のように業務の通常の過程で代理店・保険会社間で争いが生じた場合とで区別することにも合理性がある」（黒沼・前掲注141, 7頁以下）とは感じるが、理由が明確に判示されていなく、釈然としない。



受した保険料のみを保管するための普通預金専用口座を「X 保険会社代理店 A 社」名義で開設した。X は毎月前月分の保険料請求書を A に送付し、同請求書記載の前月分代理店手数料を控除した額の金銭の送金を A から受けていた。また、本件預金口座の預金通帳及び届出印の保管、入出金事務は A のみが行っていた。A が 2 度目の不渡手形をだすことが確実となったことから、A は通帳と届出印を X に交付した。X は Y に対し、預金債権全額の払戻しを請求したが、Y は口座の名義人及び本件預金の原資の出捐者はいずれも A であり、本件預金債権は A に帰属するとして払戻しを拒否したことから争いが生じた。なお、Y は A に対する貸付債権と本件預金債権を対等額で相殺している。

### 【判旨】

「…しかしながら、原審の上記判断はこれを是認することができない…前記事実関係によれば、金融機関である Y との間で普通預金契約を締結して本件預金口座を開設したのは、A である。また、本件預金口座の名義である『X 保険代理店 A 社』が預金者として A ではなく X を表示しているものとは認められないし、X が A に Y との間での普通預金契約締結の代理権を授与していた事情は、記録上、全くうかがわれない。そして、本件預金口座の通帳及び届出印は、A が保管しており、本件預金口座への入金及び本件預金口座からの払戻し事務を行っていたのは、A のみであるから、本件預金口座の管理者は、名実ともに A であるというべきである。

さらに、受任者が委任契約によって、委任者から代理権を付与されている場合…金銭については、占有と所有が結合しているため、金銭の所有権は常に金銭の受領者（占有者）である受任者に帰属し、受任者は同額の金銭を委任者に支払うべき義務を負うことになるにすぎない。そうすると、X の代理人である A が保険契約者から収受した保険料の所有権はいったん A に帰属し、A は同額の金銭を X に送金する義務を負担することになるのであって、X は A が Y から払戻しを受けた金銭の送金を受けることによって、初めて保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至るというべきである。…したがって、本件事実関係の下においては、本件預金債権は、X にではなく A に帰属するというべきである。…専用口座であるという事情があるからといって…本件預金債権の帰属者の認定を左右する事情になるわけではない。」

## ☆反対意見

「…本件代理店契約には…Xの代理人として金融機関との間でXのために預金契約を締結するための権限を授与することも含まれていると解するのが相当である。…上記のように本件預金口座はXのものであるから、保険料を本件預金口座に入金することによって、AのXに対する保険料引渡義務は完了する…原審は預金の原資の出えん者が預金債権の帰属主体になるという理論を前提に、X社が本件預金の原資の出えん者であるから本件預金債権の帰属主体であるとしている。私はこのような判断過程を正当なものであると考えるものではないが…結論において是認することができる」(傍点筆者)

1審・控訴審の判旨は以下の通りである。

## ●1審 一札幌地小樽支判平成10年12月2日(金判1167号16頁)一

「預金契約の場合、銀行等は預金契約締結時においては預金者が何人であるかについて格別の利害関係を有しないのであるから、預金の原資を出捐した者の利益を保護する観点から、右出捐者が預金者として預金債権の帰属主体になると解するのが相当である。

本件預金の原資である…保険料…は他の金銭と明確に区別するために本件保険料を専用の金庫ないし集金袋に保管していたというのであって…未だ具体的な特定性ないし識別性を維持しており、封金と同様の性質を有していたというべきである<sup>163)</sup>。このように、本件保険料については、封金と同様に、通常物(動産)としての取扱いをすることができるところ、…Aは…Xを代理して本件保険料を収受する権限を授与されていた…受任者たるAがこれを収受したことにより、本件保険料の所有権は、直ちに委任者たる原告Xに帰属した…本件預金の原資の出捐者はXである<sup>164)</sup>。」(傍点筆者)

名義については判断を示していない<sup>165)</sup>。

163) 各保険契約者から収受した保険料を一括管理していた事実から、内部関係においては封金の性質は失われているが、代理店の所持する他の金銭とは区別されていることから、依然として全体として封金と同様の性質を有していると述べる。

●控訴審 一札幌高判平成11年7月15日（金判1167号10頁）

「保険契約が代理店を通じて締結された場合、保険会社が保険契約者に対して保険責任を負担することになるのは、代理店が保険契約者から保険料を領収したときである…預金契約締結自体については…預金者が何人であっても、格別の不利益はなく、このことは特段の事情がない限り、締結された預金の種類、預金者と銀行等との取引の有無を問わないものと考えられ…る。

前記認定事実を検討するに、①…保険料を保管するに際して…他の金銭と混同していたことはないこと、②本件預金は…本件保険料が預け入れられたもの及びその利息であること、③Aは…代理店手数料を受領して経済的な利益を得ており、本件保険料自体の帰属については、独自の実質的又は経済的な利益を有していないこと、④…本件保険料とXが負担する保険責任とは対価関係にあり、本件保険料の帰属についてXが実質的又は経済的な利益を有していることの諸点を考慮すると、本件保険料の所有権を有するのは、占有者ではないXであると認めるべき特段の事情が存する…本件預金の原資の出捐者は…Xであると認めるのが相当である」<sup>164)</sup>（傍点筆者）

1審・控訴審は定期預金同様、客観説の立場を堅持しつつ判断を下しており、保険会社を預金者と認定した。1審は保険料を「封金」と様にとらえており、

164) 通常金銭と同様の性質を有すると解したとしても（Aの所有を認めることになるが）

①AはXの受任者たる地位を離れては所有権者としての保護を受けるに足る地位を有しないこと、②保険料はXの保険責任の対価であり、Xに帰属すべき性質のものであること、③Aの保険料の保管は契約上の義務であり、実質的な管理をしていたのはXであることをあげて本件保険料は実質的又は経済的にXに帰属するとしている。また、預金口座の管理を行う者についても、預金通帳及び届出印はAが管理しているが、実質的判断を考慮してXであると認定している。

165) 保険料の預金利息をAが取得していることについては、本来Xに帰属すべきであるが、煩雑な事務処理手続きと額の僅少さに鑑みて口座管理の対価としてAが取得することが許されるとする。

166) Yの「Aとの間の従前から継続する貸借取引があり、保護されるべき利益がある」との主張に対しては、「Yは本件預金があることを契機に取引関係に入ったのではなく、預金口座が存在したことの故に貸借取引が継続されたとは認められない」として本件預金口座との直接的な関連性を否定している。「X社代理店A社」名義については触れていない。

これに従えば保険料の分別管理の有無が結論に影響を与えることとなろう。この点に関しては、管理組合の事例（B事件1審及びC事件控訴審）における管理費、修繕積立金の区別の必要性とも親和性を有する。控訴審は「特段の事情」を認め、例外的な処理を図ろうとしている。「特段の事情」を認めた事例が少ないだけに<sup>167)</sup>、稀に見る判決であったと評することができよう。

なお、管理会社倒産の事例の評釈において、預金取引の「物」を預ける取引に近い側面に着目して、「動産と同じように所有と名義との価値の分離を認めて価値の帰属主体は出捐者であるか対外的には名義人の名のもとで預金の管理が行われるとすればよい」とする見解を紹介しておく<sup>168)</sup>。

これに対して、本最高裁判決は「本件事実関係の下においては」とあるように個別的な事例判断ではあるものの、代理店破綻の場合にも平成8年判決（前掲千葉地裁平8・3・26）と同じ結論を導いた。

本判決以前の裁判例は、利息及び手数料を一つの根拠として預金の支配性を確認していた。利息・手数料が代理店に帰属すると解すれば、預金口座が代理店に帰属し、代理店はそこから保険会社に保険料を送金しているとの理論構成を導きやすくなる。昭和63年の2判決と本判決の1審・控訴審は利息・手数料を代理店が取得していることについて、「本来保険会社に帰属するものであるから、保険会社に帰属し引渡さなければならないが、煩雑な手続が必要となることから、効率性と便宜を図るために認められている方法である」とする。これに対して、平成8年判決では、代理店の利息取得についてさしたる理由もなく、あっさり代理店への帰属を認めている。利息及び手数料の帰属については、確立されたルールはなく、預金の帰属を決するための一つの道具として扱われている<sup>169)</sup>。

本判決は、利息・手数料に一切触れていない反面、1審・控訴審において、当

---

167) 堀内仁「預入行為者が預金者と認められる特段の事情」金融法務事情1059号4頁

168) 中舎・前掲注68, 13頁以下 預担保貸付において金融機関が悪意のときは預金の実質的所有者は出捐者であるものと扱えばよく、善意のときには動産に関する善意者保護（民法192条）、類似の保護を認めればよいとする。

169) 遠山・前掲注143, 121頁は保険料に含まれる手数料や解約返戻金の評価を重視する。「将来支払われるべき代理店手数料が当該口座に含まれるとしても、精算までは代理店は手数料に対する請求権を有するに過ぎない」と主張する。

事者間の争いがあるも、判示されなかった「X 保険会社代理店 A」名義における口座開設の代理関係の有無について判断を下した。

本判決が客観説から完全に離脱したのかどうかについては判断が分かれているが、客観説を採らなかったとの見方が多数を占める。「出捐者説・預金契約者説といった対立にあまりコミットすることなく論理を組み立てている」<sup>170)</sup>、「本当に預金者は誰なのかを改めて分析した結果、このような結論になった」<sup>171)</sup>、「これまでの預金者の認定が問題とされた事例とは類型が異なるとの指摘もあり、事例に即して客観説、主観説とは別個の枠組みにより預金者の帰属を認定した」<sup>172)</sup>、「これまでの出捐者と預入れ行為者のいずれが預金者かが争われたのはほとんど全てが出捐者が預入れ行為者に金銭の預入れを委託した事例であって代理人が本人に金銭を交付する一段階として銀行口座への預入れがなされた事例とは全く類型を異にする」として「主観説または客観説の理論的立場から本判決を正当化し、批判するのは妥当ではない」<sup>173)</sup>とする見解、「実際に口座開設を行ったのが誰か、口座名義は誰を表示していると考えるのが妥当か、預金通帳・届出印は誰が保管し、誰が現実に入出金事務を行っていたのか」<sup>174)</sup>という預金原資の出捐関係とは対極にある事実関係を重視して「預金者の認定に関し、普通預金では客観説に依拠する必要はない旨を典型的に示した」<sup>175)</sup>、「判文上、出捐者への言及がないから、客観説をむしろ排斥していると解することが合理的である」<sup>176)</sup>と解する見解などがある<sup>177)</sup>。これらの見解を極端に進めると、客観説はその役割を終えたとの結論を導き出すことも可能となる。

---

170) 天野ほか・前掲注51, 14頁〔道垣内発言〕

171) 天野ほか・前掲注51, 14頁〔正田発言〕

172) 滝本 = 古角・前掲注161, 24頁

173) 黒沼悦郎「損害保険代理店が保険料保管のために開設した専用口座の預金債権の帰属」金融法務事情1492号9頁

174) 渡辺隆夫「預金の帰属に関する二つの最高裁判決と銀行実務」金融法務事情1686号44頁

175) 雨宮啓「損保代理店専用口座の預金債権が損保代理店に帰属するとされた事例」金融・商事判例1168号4頁

176) 升田純「預金帰属の主観説、客観説、折衷説—二つの最高裁判例の検討と今後の動向」金融法務事情1686号38頁

これとは反対に、判旨の「本件預金の原資は代理店が所有していた金銭に他ならない」の客観説的な要素である「原資」の文言に注目して、客観説的なアプローチを捨てていないと考える見解<sup>178)</sup>、「預金債権の帰属自体についての結論を、客観説からも支えることが可能な旨を示し、結論自体の安定性を担保しようとした」とする見方<sup>179)</sup>もある。また、金銭の占有者が所有者であることを預金者確定における決定的要因の一つとしてあげている点を捉えて、「本判決により最高裁が預金者の確定についての客観説を完全に否定したものは即断すべきではない」とする見解<sup>180)</sup>、「客観説に立ちつつ、『出捐』を法律的に捉えたに過ぎない」との見方<sup>181)</sup>も存在する<sup>182)</sup>。

本判決が客観説を採用しなかったことは明らかである。それは福田裁判官の反対意見「原審は預金の原資の出えん者が預金債権の帰属主体になるという理論を…私は…正当なものであると考え…ない」からも明らかであろう。

それでは、客観説はその役割を終えてしまったと見るべきなのであろうか。私はそう思わない。その理由は客観説を適用する事例とはそもそも類型が異なるのではないかという一点に尽きる。従来の定期預金が問題となった事例や、管理会社の倒産の事例では、金銭の出捐者の保護を最優先した結果、客観説が適用された。しかし、代理店破綻の事例で金銭を出捐しているのは保険契約者であり、保険会社ではない。そこに、客観説を適用することへの違和感を感じざるを得ない。これは本判決の1審・原審と異なり、昭和63年の2判決・平成8年判決も客観説を明示していないことから明らかである。金銭の占有と所有の一致に触れたからという理由で客観説的なアプローチを捨てていないとすることも深読みのし過

177) その他に、M. I「営業店OJT損害保険代理店の保険料専用口座に関する預金の帰属」金融法務事情1681号46頁、雨宮・前掲注175、4頁等がある。雨宮氏は、最高裁が客観説によって預金の帰属主体を決定づけようとしたのであれば、事細かな理由をつけなかったであろうことを根拠として掲げる。

178) 天野ほか・前掲注51、14頁〔田爪発言〕

179) 雨宮・前掲注175、4頁

180) 潮見佳男「損害保険代理店の保険料保管専用口座と預金債権の帰属（上）」金融法務事情1683号43頁

181) 秦・前掲注85、5頁

182) その他、中原健夫「預金の帰属をめぐる金融取引上の諸問題」銀行法務21 622号6頁等

ぎであろう。客観説的なアプローチを捨てている、捨てていない以前に、適用するような事例ではなかった。だから、口座開設者、口座開設者の代理権の有無、通帳・届出印の保管状況、入出金事務の実態といった事実関係を判断して口座開設の代理関係を否定し、代理店を預金者と認定したのである。

本件は認定事実により口座名義・口座管理者・出捐者が全て代理店に統一されている。したがって、管理会社倒産の東京地裁2判決（前掲東京地判平8・5・10/東京地判平10・1・23）と同様、客観説を適用する必要性に欠けていたことも理由として考えられる。代理店が自ら所有する金銭を自らが管理する口座に入金したことと変わらないからである<sup>183)</sup>。したがって、口座の目的や使途、口座の種類などは預金者の認定に影響を与えないものと思われる。

以上のことから、代理店を預金者と認定した結論は従来と正反対であるが、客観説を適用しなかった点では従来の裁判例を踏襲している。繰り返すが本判決からは客観説の終焉を認めることはできない。客観説に馴染まない事例であるだけである。

なお、これに先立って弥永教授は昭和63年判決の評釈の中で「代理店が保険会社の代理店として預金をしたかどうかはより実質的に代理権授与の合意があったかどうかによって決せられるべき」<sup>184)</sup>と述べておられたことを付記しておく。

では、客観説は採り得ないとしても、保険会社に帰属させるべきであるとの実質的判断を無視してまで、預金債権を代理店に帰属すると判断した理由はどこにあるのか。[日本損害保険協会の事務処理規定において「〇〇保険株式会社代理店」「損害保険代理店勘定」と記載すべきこととされており、ほとんどの代理店はこれに従って処理を行っている。]判決に従えば、実務及び学説が保険会社に取戻権を行使させるため、腐

---

183) 客観説を適用して代理店に帰属を認めると、定期預金の事例においては保険会社へ預金債権が帰属することになりかねず、論理一貫した結論が導けなくなる可能性があるとの指摘がある。天野ほか・前掲注51, 20頁〔田爪発言〕しかし、先述したようにこの批判は当たらない。また定期預金の事例に際して、潮見教授は「いずれの判決も『記名式定期預金の場合には出捐者を預金者と解すべきである』といったような一般命題をたてているわけではなく、具体的事例の解決として、出捐者をもって預金者と認定するのを相当と判断しているにすぎない」(潮見・前掲注20, 220頁)としている。したがって代理店に帰属を認めても整合性が崩れるとは思えない。

184) 弥永・前掲注149, 108頁 遠山・前掲注143, 121頁も同旨のことを主張している。

## 〔保険料の帰属が絡む判例の主な争点の判断について〕

	代理権の有無	帰属	客観説	手数料・利息	対価関係
昭和63年判決1 (東京地判昭63・3・29)	見解分かれる	保険会社	親和性	判断	肯定
昭和63年判決2 (東京地判昭63・7・27)	代理権肯定	保険会社	親和性	判断	肯定
平成8年判決 (千葉地判平8・3・26)	肩書	代理店	—	—	否定
平成15年判決第1番 (札幌地小樽支判平10・12・2)	—	保険会社	適用	判断	肯定
平成15年判決控訴審 (札幌高判平11・7・15)	—	保険会社	適用	判断	肯定
平成15年判決 (最判平15・2・21)	肩書 {代理権否定}	代理店	—	—	否定

心してきた理論構成が無駄になりかねない。保険会社は代理店の財政状態をつぶさに観察しなければならない。

本判決では、金銭の所有と占有についての考え方に関して、従来と同様であることが再確認されている。その点を検討した上で、保険料をめぐる規制の変遷の沿革を記した後、本判決の妥当性について考えることにする。

#### ④ 金銭の所有者と占有者の関係

委任契約では受任者に代理権があるとは限らないが、受任者に代理権がある場合には、通常受任者が受領した物の所有権は当然に委任者に移転することになり、受任者に代理権のない場合は、自らの名で受け取った物の所有権が受任者にいったん帰属し、受任者はそれを引渡す義務を負うことになる。そして一般に、委任者に引渡す前は、その所有権は受任者にあると解されている<sup>185)</sup>。これは金銭以外の所有物にあてはまることであり、金銭についてはその特殊性から別の理論構成・結論がとられる。

かつての判例は、受任者が委任者の代理人として受け取った金銭について、代

185) 山田・前掲注141, 14頁



理権のある場合はもちろんのこと、代理権のない場合にも、委任者のため受領した金銭の所有権は当然に委任者に帰属すると解していた<sup>186)</sup>。しかし、金銭において所有権と占有権が別個に成立するとは考えられない。結論として、受け取った金銭を返還する必要は必ずしもなく、受け取った金額を返還すれば足りると考える。そもそも、金銭について所有権を問題とすること自体、妥当性に欠ける<sup>187)</sup>。高度の代替性を持って流通している金銭は、物と物との交換の比率たる価値測定の基準をそれ自身に表現して普遍的な交換手段ないし支払手段たる職能を果たしてきた。そのため、金銭には個性が認められない。[古銭等貨幣自体に物としての価値をみる以外に、金銭自体に個性を認めることは稀であろう。]個性が没却されて、貨幣への追究が問題とならないところに貨幣の貨幣たるゆえんがあるのであるから、現に貨幣を支配しているという事実の他に金銭を支配しうる可能性を見出すことは不可能である<sup>188)</sup>。[もっとも、封筒に入れて寄託したような場合は、金銭としての職能を失っており別個の問題であると考えられる。(前掲札幌地小樽支判平10・12・2はこの見解を採用している)]

したがって、金銭においては占有自体に所有権の存在を見出すべきである。代理店が受領した保険料は、代理権のない場合はもちろんのこと、代理権のある場合でもその保険料を保険会社へ送付する前はいったん代理店の所有に帰属し、代理店は同額の金銭を保険会社へ送金する義務を負担するに過ぎないと考える<sup>189)</sup>。

これに対して、受任者に代理権のない場合はもちろん、代理権のある場合でも受任者の占有に帰した金銭の所有権が当然に委任者に帰属するという見解も存在する<sup>190)</sup>。しかし、この見解には疑問を抱かざるを得ない。本来、金銭は占有と所有が密接に結合しているものであり、金銭の所有権自体は常に金銭の受領者で

186) 大判明45・1・25民録18輯31頁

187) 我妻・前掲注2, 678頁

188) 末川博『民法論集』28頁(評論社, 1961)

189) 弥永・前掲注149, 108頁

190) 受任者が委任事務処理にあたって金銭を受け取ってもその金銭は実質的には委任者の財産に帰属するとするが少数にとどまる。たしかにこのように考えることが可能なのであれば、理論的にはすっきりするのだが…。(遠藤浩ほか『民法(6)契約各論 第4版増補補訂版』231頁〔森島昭夫〕(有斐閣, 2002))代理店破産時の金銭の所有と占有の分離を認めるものとして黒沼・前掲注141, 87頁

ある受任者に帰属し、同額の金銭を委任者に支払うべき義務を負うに過ぎないと解すべきである。（「貨幣はこれを占有する者に属する」といわれるゆえんでもある<sup>191)</sup>。<sup>192)</sup>

なお、受任者が委任者に引渡すべき金銭を自己の名で預金している場合は、その預金債権の譲渡が引渡しに当たると解されているが、普通預金専用口座は代理店の個人名義の預金とは区別して設定されているので、直接あてはまらない<sup>193)</sup>。（民法上あまり論じられていないケースである。）

したがって、金銭の所有と占有の関係から、代理店が保険料を原資として普通預金専用口座を開設した場合、預金債権と化した保険料は代理店に帰属すると解することは妥当であると考ええる。

## ⑤ 保険料をめぐる規制の変遷

従来、保険会社と代理店の関係は募取法<sup>194)</sup>（平成8年4月より施行された新保険業法<sup>195)</sup>に伴い、同年3月末限りで廃止された。以下「旧募取法」において規制されており、旧募取法では「保険料の分別管理」と「分別管理に際する金融機関への預入れ義務」が明文で規定されていた<sup>196)</sup>。旧募取法は新保険業法に受け継がれたが、分別管理義務やそれに伴う預入れ義務は新保険業法に継承されていない。[代理店における保険料の保管のあり方は保険会社が自主的に規制すれば足りるといふ考え方に基づくものである<sup>197)</sup><sup>198)</sup>] 新保険業法の施行に伴い、大蔵省は「損害保険

191) 幾代通編『注釈民法(16)』241頁〔明石三郎〕(有斐閣, 1967)

192) 目的物が通常の動産に比べてアンバランスであるとの理由から金銭の所有者にも一定の限度で物権的な保護を与えるために価値の返還請求権(価値の*rei vindicatio*)を認めようとする有力説もあるようである(内田貴『民法I第2版補訂版』458頁(東京大学出版会, 2000))

193) 石田・前掲注147, 12頁

194) 第二次大戦後、損害保険代理店が保管中の保険料を流用する事件が頻発したため、保険会社を保護するために、ニューヨーク州保険法等〔ニューヨーク州保険法125条(現行2120条)及びそれを強化した保険監督官命令(現行Regulation20.3)〕を参考に制定された。(山下・前掲注140, 48頁, 東京海上火災保険株式会社編『新損害保険実務講座(1)』178頁〔田辺博通=阿部基雄〕(有斐閣, 1966))

195) 保険業法(昭和14年制定)と募取法及び「外国保険事業者に関する法律」を統合し、全面的な改正の上、平成7年6月に公布された。

会社の業務運営について」と題する銀行局長通達を通知した<sup>199)</sup>。これは「損害保険会社は、所属代理店に対して、代理店が収受した保険料等を自己の財産と明確に区分するよう指導するものとする。また、代理店が受領した保険料については、受領後遅滞なく所属保険会社に送金し、又は別途専用の預貯金口座に保管させ、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月末までには精算させることとし、保険料の流用、費消等の不祥事や現金事故の防止に万全を期するものとする」と指示する。現行の金融庁事務ガイドラインに引継がれており<sup>200)</sup>、代理店委託契約書とともに分別管理の大きな拠所となっている。

ところで、実務では保険料が預金口座に入金された時点で、保険料は保険会社に帰属すると解釈する見解がとられていた<sup>201)</sup>。旧募取法12条1項に「所属保険会社のために収受した保険料」との文言があることを根拠とする見解が一方であ

---

196) 募取法12条

- ① 損害保険代理店は、所属保険会社のために収受した保険料を保管する場合には、自己の財産と明確に区別しなくてはならない
- ② 前項の保険料の保管に関して必要な事項は、命令でこれを定める  
募取法施行規則5条
- ① 損害保険代理店は、所属保険会社のために保険料を収受したときは、遅滞なく、これを所属保険会社に送金し、又はこれを郵便官署銀行その他預金若しくは貯金の受け入れをなす機関に預入しなければならない
- ② 省略
- ③ 第1項の預金又は貯金は、当該損害保険代理店の有する他の預金又は貯金と別口座としなければならない

197) 山下友信「保険業法等の改正について(下)」ジュリスト1052号104頁

198) 分別管理義務に対しては、代理店は保険会社の委託を受けており、この委託契約において当然取り決められるべき性質のもので法の規制を待つべきものでない、保険会社の代理店に対する自主管理上の問題を法規制しているきらいがある等の批判や疑問が投げかけられていた。(保険業法研究会編『最新保険業法の解説』233頁(大成出版社、1986))

199) 平成8年4月1日蔵銀第525号

200) 「事務ガイドライン第二分冊保険会社関係」[所属代理店に対して、受領した保険料等を受領後遅滞なく所属保険会社に送金するか、又は、別途専用の預貯金口座に保管し、遅くとも保険会社における保険契約の計上月の翌月までに精算するよう指導、管理しているか]

201) 東京地判昭和63年7月27日(金法1220号「コメント」35頁)、東京海上火災保険株式会社編・前掲注194、178頁等多数

る<sup>202)</sup>。他方、「別途預貯金先が破産した場合、代理店としてその保管責任を十分に果たしていればその損害は保険会社の負担となる。これは、収入保険料は会社の所有物であり、代理店は保管する立場にある」<sup>203)</sup>ことを根拠とする見解がある。しかし、これらの考え方は金銭の所有と占有の一致に反するものであり、分離を促進するものといわざるを得ない。これを認めれば、特別法の解釈により、「金銭の占有＝所有」の例外を認めることになってしまう。保険料の所有権が保険会社にあるとするならば、必ず金銭を分別管理して保険会社に引渡さねばならないが、それを強制することは金銭の高度な代替性や没個性から不都合である。この点を重視して、「募税法12条は、收受した保険料の帰趨までを定めた規定ではなく、代理店が保険会社に保険料相当額の金銭を送金することを確実にしめるためにその分別管理を命じた行政上の取締規定にすぎない」と捉える見方もある<sup>204)</sup>。

また、日本においては保険料を収納するまでは保険責任は開始されないとする保険料即収原則が定着している<sup>205)</sup>。確かに、専用口座に入金された保険料が保険会社に帰属することを前提条件に、保険料即収原則が成り立つと解することも可能である。[この見解を主張する論者は専用口座の保険料が代理店に帰属するならば、保険契約の安定的運営に多大な支障が生じることを強く主張する。]しかし、「保険会社側が自らの判断と責任で代理店システムを構築し、代理店が保険料を保険契約者から收受することを許容しているのであるから、たとえ保険料や預金債権の帰属者が代理店であったとしても、保険料が代理店に支払われた時点で保険責任が開始するとする」ことが妥当であるように思える<sup>206)</sup>。したがって、保険料即収原則から

---

202) 東京海上火災保険株式会社編・前掲注194, 178頁 代理店が保険会社の代理人として契約を締結し、代理店は保険会社に帰属すべき保険料を領取し、占有しているに過ぎないと考える。上野 = 石井・前掲注142, 26頁〔上野発言〕

203) 社団法人日本損害保険協会『損害保険募取関係現行規定集〔昭和63年度版〕』174頁

204) 森川・前掲149, 320頁以下 平成15年判決の1審(札幌地小樽支判平10・12・2)も「募税法による規制は専用口座の預金が保険会社に帰属する直接の根拠にならない」として「本件預金の預金者は原告であるという解釈は募税法ないし本件通達を根拠として導かれるものではない」としている。

205) 平成15年判決の控訴審(札幌高判平11・7・15)もこの旨を判示している。

206) 潮見・前掲注150, 46頁

直ちに預金債権が保険会社に帰属すると考えることは短絡的である。この点は、本判決の判旨からも明らかである。すなわち、「訴外会社が上告人から払戻しを受けた金銭の送金を受けることによって、初めて保険料に相当する金銭の所有権を取得するに至る」とする。これは、保険料即収原則を否定するものではないが、昭和63年判決や本判決の1審・控訴審において認められた保険料と保険責任との対価関係を明確に否定したものであるといえよう<sup>207)</sup>。平成8年判決も「保険会社が代理店制度に利点があるとしてこれを用いる以上、そのリスクも当然に負担すべきであり、代理店の取得した保険料が直ちに保険会社の取得とはならない」と判示している<sup>208)</sup>。対価関係を否定する根拠付けとなろう。

そこで、旧募取法12条1項の射程は代理店の保険会社に対する送金義務の履行を確実ならしめるための規定であると考ええる。この規定は保険契約書の利益保護・代理店の適正な運営を確保するためになされた規制〔つまり、保険会社・代理店間の委託契約の内容を補充するに留まり、第三者との利害調節までは予定していない〕であり、「破産債権者という第三者が登場するような場合まではもともと及んでいなかった<sup>209)</sup>と見るべきである<sup>210)</sup>。従来の実務とは正反対の解釈であるが、この解釈が妥当であると考ええる。

現在の分別管理義務は金融庁によるガイドラインや代理店委託契約書において定められているに過ぎない。ガイドラインは旧募取法の継承であり、「旧募取法＝法律」ですら認められなかった保険会社帰属をガイドラインで認めることは難しい。したがって、ガイドラインを根拠に保険会社への預金債権帰属を導き出すことは不可能である<sup>211)</sup>。

ところで、ほとんどの代理店委託契約書には「保険料専用口座及び代理店が領

---

207) 山田・前掲注141, 15頁は早くからこの対価関係を否定している。

208) 本判決の反対意見からも対価関係の否定が読み取れる。

209) 森川・前掲注149, 333頁

210) 弥永・前掲注149, 108頁は実務では保険会社帰属と認められているが、預金債権が代理店に帰属すると考える余地は残されており、その場合、より実質的に預金債権の帰属者を考察する必要があると主張される。山下・前掲注140, 48頁は旧募取法12条を根拠とする預金債権の保険会社帰属を否定し、預金の実体に即した判断がなされるべきであると主張する。

211) 滝本・古角・前掲注161, 27頁 黒沼・前掲注173, 8頁

取した保険料は、会社の所有物であり、会社に帰属するものとし、会社はいつでも当該口座から預金の払戻しができるものとする」<sup>212)</sup>との条項が挿入されている。そのため、代理店委託契約の内容との整合性が問題となる。確かにそのような書面がある以上、請求があれば代理店委託契約に基づいて預金債権の引渡しに応じざるを得ない。しかし、この契約書の拘束力は保険会社と代理店という、いわば内部の問題であり<sup>213)</sup>、第三者である金融機関に対してこれを根拠に保険料の引渡しを求めることは難しいと思われる。[もっとも、金融機関の知不知により結論に差が得ることはあり得る。この問題については後述する。]

## 〔6〕 本判決の妥当性

実務では預金口座に様々な屋号等の肩書きが取引先の任意で付されることが珍しくない<sup>214)</sup>。(例えば「A 商店 B」といった具合である。)この名義の口座は肩書きを外した名義人の口座、すなわち B の口座であると理解されている<sup>215)</sup>。これは「A 損害保険会社代理店 B」となっても同様である<sup>216)</sup>。「A 代理店 B」の表示では通常、代理権授与は認められない。これに対して、昭和63年の2判決は代理店名義に事実関係から口座開設の代理権を認める。しかし、顕名主義がない(商法504条により商行為の代理については顕名主義が排除される)ことを良いことに、代理権の授与行為を認めてしまえば、「A 商店 B」の場合にも名義人は A ということになってしまう<sup>217)</sup>。したがって、代理店名義から安易に代理関係を認めることには賛成できない。

この点、本判決は、諸々の事実関係を考慮した上で代理関係の存在を認めず、

212) 大塚英明ほか編『損害保険代理店委託契約書コンメンタル(上)』(保険教育出版社、2001)

213) これらの条項は保険会社と代理店との紛議を防止する趣旨のものであると解される。(黒沼・前掲注173, 8頁)

214) 川田悦男「損保代理店名義及び連名名義預金の預金者の認定」金融法務事情1227号4頁

215) 上野 = 石井・前掲注142, 24頁〔石井発言〕「預入行為者が、これは自分のためにするのではなくて、保険会社のためにするのだということを明示して口座開設をしたということになる」と述べるが、ごく少数である。

216) ブラックジャック「支店の視点 損害保険会社代理店の預金口座と預金債権の帰属」金融法務事情1468号56頁, 森川・前掲注149, 323頁, 弥永・前掲注149, 108頁等多数

保険会社の保険料帰属を否定している。とすると、代理関係の存在が認められない場合は代理店に保険料が帰属することに間違いはない。単なる肩書きの表示だけでは代理権の授与が認められないと判示した本判決は今後の実務の大きな指針となろう。次に、代理権の授権行為の存在が認められたとしても、金銭の所有と占有の一致の原則から、保険料の保険会社帰属を否定する。その結果、保険料と保険責任の対価関係は否定される。

金銭の占有と所有の一致の原則に関して、青山教授は「保険料は代理店の一般預金口座に入金されていることからすれば、保険料はいったん保険代理店に帰属したものとも考えることも可能であろう。そうであれば、その金銭は特定性を失い、保険料たる性質を失う」と主張される<sup>218)</sup>。「保険料＝預金債権」ではないが、入金された時点で分別管理されていても「保険料」という特定性は失ってしまう<sup>219)</sup>。筆者もこれに賛成である。したがって、保険料を動産のように考えることはできない。

なお、本判決では触れられていないが商法504条の適用が問題となる。商法504条は頭名を不要としていることから、契約締結時の代理意思が重要となる。この点、森川教授は「保険会社・代理店間で、毎月代理店が口座から預金を引き出して、ここから手数料等を差し引いた上で保険会社に送金し清算を行うというプロセスが取り決められていた事実を鑑みれば、代理店は自己のためにする意思で金融機関との間で契約を締結して」と解するのが素直であるとして、同条の適用を否定する<sup>220)</sup>。

ところで、預金保険機構におけるペイオフとの関係上、名寄せが問題となる。

---

217) 伊藤・前掲注146, 61頁以下も損害保険代理店契約に、代理店が保管保険料のために別途預金口座を開設し、その口座名義には店主側の肩に「〇〇保険株式会社代理店」という記載を行うことが定められていたからといって、この記載から直ちに保険会社が「預金契約締結に関する代理権」を代理店に付与したと認定することには問題があるとする。山田・前掲注141, 14頁以下も同旨

218) 青山善充 = 小川万理絵「債権流動化におけるサービサー・リスクについて」金融研究第15巻2号60頁以下

219) 青山 = 小川・前掲注218, 61頁は昭和63年判決を専用口座設定の場合の特例であるとして、専用口座に分別管理されていれば保険料という特定性は失っていないと解したと評釈される。

220) 森川隆「判研」法学研究72巻1号182頁

預金保険機構の担当者論文には、「当該預金の名義を保険会社と解することになれば保険会社に名寄せされ、代理店名義と解されれば他人名義預金として適格預金性が否定される」<sup>221)</sup>と記述されている。続けて「代理店の表示をもって代理関係の表示と見ることも、肩書きとみることも両様可能と思われ、金融機関において把握する預金者の表示とすることが許されたい。」ともしている。しかし、本判決を受けて、代理店名義で預金口座を開設する限り、代理店単位で名寄せが行われることが確定している<sup>222)</sup>。授權行為の有無を問わず、「X 保険会社代理店 A」の名称を使用した場合に預金債権が代理店に帰属するとしたことで、名寄せ実務との関係上、支障をきたすことはない。

本判決の射程について、「保険代理店破綻時において、保険料専用口座の開設先である金融機関は、預金債権と保険代理店に対する貸付債権等を相殺することにより、保険会社に優先して債権回収を図ることができる」<sup>223)</sup>との見方がある一方、「預金債権が損保代理店に帰属するものとし、保険会社に帰属することを否定しただけであり、預金債権と銀行の貸付金の相殺の有効性まで認めたものではない」<sup>224)</sup>との見方がある<sup>225)</sup>。代理店が保険料専用口座の通帳及び届出印を保管し、保険料専用口座の出入金も代理店だけが行っているのであれば、代理店が管理していることに異論はない。いずれにせよ、金融機関にとって有利な状況となったことは確かであり<sup>225)</sup>、今後の裁判例が注目されることとなろう。

従前の議論を踏襲すれば、専用口座開設の代理関係が認められる場合には保険会社を救済するべきであるとの判断には合理性を感じる。代理店名義の口座を開設した場合、代理権授与の有無を問わず（それが金融機関との関係に限定されるとしても）預金債権が代理店に帰属するという結論に対しては奇妙な感覚を感じ

---

221) 佐々木 = 畑中・前掲注127, 61頁

222) 御開隆裕「損害保険会社からみた最高裁平成一五年二月二一日判決に関する実務対応」銀行法務21 622号12頁, 中原・前掲注182, 27頁, 滝本 = 古角・前掲注161, 5頁は、実務においては預金者を代理店とする扱いを予定していたとしている。

223) 滝本 = 古角・前掲注161, 25頁

224) 潮見・前掲注150, 45頁

225) 天野ほか・前掲注51, 13頁〔天野発言〕「この最高裁の判決を受けて銀行としてはどう考えるかということから言いますと、損害保険会社さんには申し訳ないのですが、ウェルカムなのではないでしょうか（笑）」



ずにはいられないからである。だとすれば、代理関係が認められる場合には、その後の保険会社の救済といういわば第二段階ともいべき理論構成を考えることにも意義があるように思える。

その意味では、本判決を客観説的なアプローチを捨てていないとする見方にも魅力を感じる。たしかに、本判決の反対意見も原審の判断過程を正当ではないとするのみで、客観説自体を否定したものでない。しかし、先述のようにこの種の類型は、客観説に馴染む類型ではない。代理店への預金債権帰属後に保険会社の救済を考えるには、問屋構成や委任構成等、他の手段を用いる必要があるであろう<sup>226)</sup>。

ところで、先に筆者は「何故、代理店の破産のケースと破産していないケースに分類する必要があるのか」との疑問を提起した。平成8年判決は「東京地裁のケースは取戻権の行使に関するものである故に代理権の破産していない本件には当てはまらない」という理由で代理店への帰属を認めた。確かに、昭和63年判決との整合性は保たれる。しかし、何故取戻権の行使の可否が預金債権の帰属の対象を分けることになるのであろうか。明確な理由は付されていない。

森川教授は、この点についてこう指摘する。「契約締結時の事情だけが預金者認定の判断材料となり得るのであって、その後になって初めて生ずる代理店破産という事情がそれに含まれる余地はない。なぜなら、預金者は預金契約締結時、したがって代理店破産前から存在しており、それが誰であるかを確定するのが預金者認定の問題だからである。」<sup>227)</sup> (傍点筆者) したがって、「代理店破産という契約締結後の事情は、預金者認定の問題とは切り離して論じなければならない事柄である」<sup>228)</sup>と主張される。「金銭の占有＝所有」の原則から代理店を預金者とする以上、代理店が破綻しようとも保険会社は保護されるはずがない<sup>229)</sup>。

筆者はこの見解に賛成である。繰り返し述べるが、代理店が破綻した場合と破綻していない場合に分ける必要性に一定の理解を示すことも可能であるが、納得

---

226) 潮見・前掲注180及び注150はこの見解に立った上で委任構成・問屋構成・信託構成の是非を詳細に検討する。

227) 森川・前掲注220, 183頁

228) 森川・前掲注220, 183頁

229) 森川・前掲注220, 189頁

できる理由付けに欠ける以上、この分類に賛成できない。このようなケースに対処するために代理店名義の変更やシステムの変更が従来から盛んに提唱されていたのである。しかし、実務は現存のシステムを貫いてきた。「過去のいきさつから現在のごとき実務が形成されてきたものであろうが、それに安住してきたところに本件のごとき紛争が生じる原因がある」<sup>230)</sup>のであり、「いざ紛争が起ると、これに原因を与えていたことを顧みることなく保険制度を守るためという『錦の御旗』あるいは『大義名分』の下で無条件の保護を勝ち取れる」<sup>231)</sup>というのはおかしい話である。

思うに、実質的出捐者云々以前に最高裁判所は預金口座の代理権の有無の確認という、いわば原点に戻り、外見上、代理店名義からは代理権の存在を読み取ることでできない旨を宣言し、代理権付与の徹底を実務に求めた。従来の実務のあり方に疑問を投げかける一方、預金債権の帰属における実務のあり方に一定の方向性を与えた判決であると捉えるべきである。

代理関係が認められなければ、預金債権は代理店に帰属することになる。その結果、相殺は有効に成立する。[代理関係が認められない事例において、銀行が代理関係を知っているということは考えられないからである。](478条類推適用の余地はない。)代理権の授權行為が認められたとしても預金債権は代理店に帰属する。そして、その関係を金融機関が知っていたとしても478条が類推適用されないのは当然のことである。なお、本人確認法との関係上、システムが整備され、金融機関が口座開設の代理関係を認識した上で相殺すれば、保険会社は不当利得構成で保険料相当額の返還を求めることが可能となる<sup>232)</sup>。[金融機関以外の者、例えば破産管財人や代理店の一般債権者との関係については後述することにする。]

もっとも、代理店への帰属が確定したからといって、保険会社に保険料を引渡

---

230) 山下・前掲注140, 49頁

231) 森川・前掲注149, 325頁

232) 現在のシステムでは本人確認法が施行されても、実務は影響を受けないようである。代理店の本人確認を行っているが、保険会社・代理店双方の本人確認は行われていない。(滝本=古角・前掲注161, 28頁)したがって、保険会社と代理店双方の本人確認が要求される口座を銀行の窓口で開設することも必要ではないと思われる。(天野ほか・前掲注51, 27頁〔道垣内発言〕) そうすれば、金融機関が代理権の存在を知らないということはおおよそ考えられなくなる。保険会社の保護はそれだけで十分ではなからうか。

事前に金融機関が代理店に対して有する貸付金と相殺すれば、引渡し前であることを奇貨とした相殺として、権利濫用とされる可能性がある<sup>233)</sup>。また、代理店の報告等の状況によってはユーザー問題を引き起こす懸念もある<sup>234)</sup>。さらに、相殺を強行することは代理店のバックに控える保険会社との間でトラブルを引き起こすことにもなりかねない<sup>235)</sup>。したがって、相殺が可能でも時期や方法について注意が必要である。

なお、反対意見は事実関係から代理権の存在を認めた上で、保険会社への預金の帰属を認める。保険会社から収受した保険料はいったん代理店に帰属するも、代理関係を認めることで預金口座を保険会社のもものと認定し、預金口座への入金によって保険料引渡し義務は完了とするのである。非常に魅力的に思える。多数意見との違いは、代理権関係が認められたときの代理店名義での預金口座の帰属にある。多数意見では代理関係が認められても預金口座は代理店に帰属するとし、反対意見は代理関係が認められれば預金口座は保険会社に帰属すると考えている。

本判決を検討した結果、事例判決であると位置付けられるが、「単なる代理店名義では代理関係は認められない」と判示した点及び「保険料保管専用口座の預金が代理店に帰属する」と判断された点においては先例的価値を有すると考える。マンション管理会社の類型と同様に特別法を制定することができれば、より直截的な解決方法が得られるであろう。現段階では、代理権の存在が重要な要素であり、これに絡む代理店破綻のケースが多く問題になることが予想できる。それでは、保険会社が今まで通りの処理を行うには事前策としてどうすればよいであろう。また、結論が180度転換した本判決を受けて、保険会社はどのような対策をとるべきであろうか。

## 7 実務に与える影響と対策

このような預金者の認定議論では、客観説の適用の是非が学問上重要視される

---

233) 吉田・前掲注145, 46頁

234) ブラックジャック・前掲注216, 74頁

235) 吉田・前掲注145, 46頁

であろうが、実務ではあまり有益性は認められない。今後の対策を考える方が有益である。

保険会社が対応すべき方法は二者択一である。「代理権を授与して代理店名義をそのまま使用し続ける」か、それとも「他の名義を使用するか」である。以下では考えられる使用名義についてそれぞれ検討してみることにする。

#### (1) 代理店名義を使用する場合

代理権を付与した上での代理店名義（「X 損害保険代理店 A 社」，「X 損害保険代理店勘定 A<sup>236)</sup>」）を使用することが考えられる<sup>237)</sup>。授權方法として、代理店委託契約等における代理人である旨の記載が考えられる。口座開設時に代理店宛の委任状を発行することも一つの手段となろう<sup>238)</sup>。通帳と印鑑を保険会社が保管すること、入金事務を保険会社が直接担当することが実現できれば、保険会社が預金者と認定されることも十分に考えられる<sup>239)</sup>。しかし、「依然として貸付債権と預金債権の相殺や、差押え債権に対する支払いの問題に関して民法478条類推適用を主張される可能性<sup>240)</sup>」は否定できない。478条類推適用の可否は、専用口座の開設時の銀行に対する説明内容如何にかかると考えられる<sup>241)242)</sup>。

#### (2) ほかの名義を使用する場合

##### ① 代理店名義

預貯金を完全に代理店名義（「損害保険代理店 A 社」）とすることが考えられる<sup>243)</sup>。もっとも簡便な方法である。預金口座の代理店帰属に争いはないから、預金債権も代理店の所有となる。代理店としては保険会社に対する精算義

---

236) 複数の保険会社の代理店となっている場合に使用されるようである。(金判1167号3頁)

237) 中原・前掲注182, 6頁 御囲・前掲注222, 11頁

238) M.I・前掲注177, 46頁

239) M.I・前掲注177, 46頁 なお、本判決からは保険会社名義の口座であっても、通帳と印鑑を代理店が管理していた場合の帰属については明らかではない。

240) 中原・前掲注182, 7頁

241) 同時に銀行が保険会社の運用を知り得る立場にあったか否かの事情も考慮されると考えられている。(中原・前掲注182, 7頁)

242) 本判決において、金融機関が代理店に対して有する貸付債権と、預金債権を相殺できることが確定したとの見解からは代理店名義は取り得なくなる。

243) 石田・前掲注147, 12頁

務を残すのみとなる。しかし、本判決のように代理店が破綻した場合、保険会社は未取のリスクを負うことになる。このリスクを回避するためには口座に入金された時点で保険会社に帰属すると解せざるを得ないが、前述のように難しい。これを認めることは金銭の占有と所有の分離を認めることに繋がるからである。したがって、この名義を使用することは保険会社にとって適切な選択とはいえない。

## ② 代理人名義

代理人名義の専用口座（「X 保険会社代理人 A 社」）を開設することも考えられる<sup>244)</sup>。預金口座が保険会社に帰属することが外形上明らかとなるので、預金債権も保険会社に帰属することになる。そのため、金融機関による相殺が有効とされることはおよそ考えられず、破産財団に組み込まれる可能性や代理店の債権者から差押えが有効とされる可能性も低くすることが可能である。しかし、代理店が保険会社に極秘で金融機関から口座預金を担保として借入れをすることが考えられるし、口座解約・名義変更といった新たなリスクが発生する懸念も指摘されている<sup>245)</sup>。

## ③ 保険会社名義

保険会社名義の口座を開設（「X 保険会社」）する方法も考えられる<sup>246)</sup>。この場合の代理店の役割は2種類に分かれる。保険会社自らが金融機関に口座を開設し、代理店は保険会社の届出により管理代理人としての役割を負う<sup>247)</sup>方法、もう一つは、代理店に預金口座開設の代理権を付与し、代理人として保険会社の預金口座を開設させる方法<sup>248)</sup>である。いずれにしても、代理人名義と同様、保険会社に預金口座が帰属することが外形上明らかとなるので、代理関係の存在についての紛争は回避することができよう<sup>249)</sup>。しかし、前者の場合、一つの保険会社において数万店に及ぶ代理店の専用口座名義が同一となつてし

244) 滝本 = 古角・前掲注161, 28頁 中原・前掲注182, 7頁 御囲・前掲注222, 11頁

245) 御囲・前掲注222, 11頁

246) 山下・前掲注140, 49頁 石田・前掲注147, 12頁

247) 滝本 = 古角・前掲注161, 28頁 御囲・前掲注222, 11頁 石田・前掲注147, 12頁 山下前掲注140, 49頁等

248) 御囲・前掲注222, 11頁 潮見・前掲注150, 50頁

まうことから<sup>250)</sup>、手数料の精算手続きが複雑になるし、管理の煩雑化を招来することになる懸念も指摘されている<sup>251)</sup>。後者の場合には代理人名義と同種のリスクが発生する危険性が指摘される<sup>252)</sup>。また、どちらの方式を採用しても保険料専用口座残高を自社の財務諸表に反映させねばならず、定期的な全口座の残高証明が必要となることから、保険会社に莫大なコストとロードがかかることは否めない<sup>253)</sup>。

#### ④ 預り口名義

保険料の預り口座である旨が表示された口座（「保険会社代理店 A 預り口 X」）を開設することも考えられる。外見上は、代理店に帰属する預金と認められないと想定されるが、信託法理と結びつきやすいので、章をあらためて検討することにする。

#### (3) その他の方法

##### ① 代理店が領収した保険料を直接保険会社へ送金する方式

受領保険料の即時送金制の導入は、従来から提唱されている<sup>254)</sup>。これにより、保険会社名義の口座を開設した場合に指摘される代表者の名義変更等に係る問題や、残高証明に要するコストやロードの問題はクリアされる。しかし、保険会社が収受した金額の入金明細を確認するためのシステム対応や人的ロー

249) 名寄せ実務上も保険会社の預金として取り扱われることになるであろう。もっとも保険会社を単位とする名寄せが行われた場合、一定額までしか保護が受けられないこととなる。したがってペイオフの対象外である決済性預金を利用することも必要になると思われる。

250) 御囲・前掲注222, 11頁

251) 預金者を所属保険会社とするには、保険会社の代表者名と代表者の印鑑が必要である。代表者の交代の都度、その手続きが必要となるので、解約返戻金等支払いのため預貯金の払戻しをすることが難しい状況になるとの指摘もなされる。(石田・前掲注147, 12頁)

252) 御囲・前掲注222, 11頁

253) 御囲・前掲注222, 12頁 さらに、代理店手数料の処理、解約払戻金の返還等にも莫大な手続きコストを要することになる。(潮見・前掲注150, 50頁)

254) 山下・前掲注140, 49頁 石田・前掲注147, 12頁 滝本 = 古角・前掲注161, 30頁 御囲・前掲注222, 12頁 中原・前掲注182, 8頁 田爪浩信「損害保険代理店口座の取扱業務一最二小判平15.2.21を契機として」金融法務事情1683号1頁 田爪氏は続けて「本件判決の説示事項や本人確認法等で要請されている事項に十分留意した制度設計が求められる」と主張されている。

ドの問題は依然として残されたままである<sup>255)</sup>。また、保険会社から代理店手数料及び解約返戻金が支払われることによる、送金手数料及び事務負担面での保険会社・代理店双方への負担増による課題も依然残されたままである。

## ② 契約者から保険会社が保険料を直接収納する方式

代理店を介さず、直接保険会社への保険料振込方式も考えられる<sup>256)</sup>。最も簡明な方法と思われる。しかしこれに対しても、代理店手数料の支払いが保険会社を経由することになり、従来のシステムより面倒になるとか、代理店扱い分の契約者に対する保険料返還は代理店経由の方が良い<sup>257)</sup>等の理由により、実現されるには至っていない。

検討した結果、名義によってはリスクを回避できる可能性も十分にあり得る。しかし、システムの変更に伴うコスト増や従来の慣習の変更に消極的な傾向が実務に充満しているため、実現には及んでいない。しかし、「過去のいきさつから現在のごとき実務が形成されてきたものであろうが、それに安住してきたところに本件のごとき紛争が生じる原因がある」<sup>258)</sup>ことを鑑みれば、早期の名義変更が必要とも考えられる。[もっとも、どれだけこれを強調しても実現可能性は低くは机上の空論に終わってしまうであろう。]

現実的な方法として、代理権の付与と専用口座の預金残高の減少は最低限必要であろう<sup>259)</sup>。これにより、金融機関による相殺や一般債権者による差押えの際の、未清算のリスクが軽減される<sup>260)</sup>。入金された保険料の分別管理もさながら、できるだけ早く送金するシステムを確立することが急務である<sup>261)</sup>。

---

255) 御囲・前掲注222, 12頁

256) 潮見・前掲注150, 50頁

257) 岩崎・前掲注142, 123頁

258) 山下・前掲注140, 49頁

259) 御囲・前掲注222, 12頁は原則つき1回としている送金を短縮する方式をアイデアとして示す。

260) 中原・前掲注182, 5頁 御囲・前掲注222, 12頁はそのための具体的な方法を提案している。

261) これ以外にも別の観点からは代理店による保険料の費消・流用等不祥事の届出の扱いについても影響があると考えられている。(御囲・前掲注222, 11頁等)

なお、本判決の背後には、金融機関の不良債権問題と公的資金の投入があるとする見解がある<sup>262)</sup>。保険契約の安定的運営と金融機関の不良債権の回収を利益衡量した結果、後者を優先させたと考えているようである<sup>263)</sup>。

## ⑧ 本人確認法の施行

平成15年1月「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」(以下「本人確認法」)が施行された<sup>264)</sup>。麻薬等薬物の不正取引に伴うマネー・ロンダリングの防止を目的とする大蔵省銀行局通達<sup>265)</sup>に基づき、新規口座の開設や大口現金取引については、公的又は信頼できる証明書等による本人確認<sup>266)</sup>が求められていた現状を踏まえて、これを法制化したものである。趣旨は上記のように、架空口座取引や借名取引の防止によるテロリズムへの資金供与の防止、マネー・ロンダリングの取締りの強化等にある<sup>267)</sup>が、預金者の認定にも影響を及ぼすものと考えられる。本人確認法の施行後は、代理人によって口座が開設される場合、運転免許証等による本人確認書類で、代理人と本人両者の氏名・住居および生年月日(本人特定事項と呼ぶ)を確認することが金融機関に義務付けられており、慎重な本人確認が求められることとなる<sup>268)</sup>。本人確認に対する顧客の協力が得られなかった場合、金融機関は取引を拒むことができるし、払戻しを拒んでも債務

---

262) 滝本 = 古角・前掲注161, 27頁

263) 潮見・前掲注150, 50頁はこのような評価は、本判決が射程に収めるものではないとする。筆者も賛成である。

264) 郵便局では、ペイオフ対策について「郵便局では、架空名義や偽名による利用を防止するため、口座を開設されるときや、大口の送金等をされるときはお客様からのお名前・ご住所の入った証明書類(コピー不可)を提示していただきご本人であることを確認させていただいております。」とのポスターで注意を呼びかけている。しかし、本人確認の説明の掲示がない都市銀行もあり、窓口担当者の教育も行き届いていないのが現状のようである。

265) 平成2年6月28日大蔵省銀行局長通達, 蔵銀1700号

266) 川田悦男「預金者の認定および名義等の調査義務」石井眞司監修『新銀行実務判例総覧』323頁(経済法令研究会, 1997)

267) 後藤健二「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の概要」金融法務事情 1647号6頁

268) 200万円以下の現金取引については、本人確認は不要である。(本人確認法3条1項)



不履行とはならない。これにより、以後、金融機関は「保険会社（本人）と代理店（代理人）双方の本人確認が要求される場面も出てくる」<sup>269)</sup>であろう。そして、実務で完全に定着すれば、代理権の有無に関しては、平成15年判決の多数意見と反対意見のような対立構造は見られなくなるものと思われる<sup>270)</sup>。そうなれば、客観説の存在意義が強く問われることになる。代理権が付与される場合、金融機関は否が応でも預金者を知ることになる。主観説の立場から記名式定期預金の帰属問題で、「誰が預金者か知らないことはあり得ない」との批判がなされていたところであり、逃げ場がなくなってしまったようにさえ感じられる。[私見では客観説になじまない事例であると考えていることを再度付記しておく。]

## 9 残された課題

相殺の可否については直接の判断を示してはいないが、既に述べたとおりである。

残された問題として、代理店の一般債権者による差押えとの関係を考える。差押えに関しては、他人名義の差押えが認められた事例（東京高裁平14・5・10金法1659号55頁）において、国税局が他人名義預金を債務者の預金と認定して滞納処分を行った事実から差押えを容認したのがある。代理店帰属を前提にすれば、差押えが有効に成立する余地に残されているようにも思える。しかし、外形上、債務者の預金と証明することが困難な場合、差押えが有効に成立する可能性は低く<sup>271)</sup>、名義によっては債権者の立証の問題が残る。さらに、本判決が事例判決であること、一般財産とは異なる専用口座に対する債権者の差押えへの期待は保護するに値しないこと<sup>272)</sup>から差押えの効力が及ばないことも十分に考えられる。[この場合も代理権の存在は必要不可欠である。代理関係が認められなければ差押えは有効に成

269) M. I・前掲注177, 46頁

270) 代理関係の存在が金融機関に示されることになるので、本判決は本人確認法と親和性を有していると考えられる。

271) 外観主義とは債務者の責任財産らしい外観があればそれ以上の審査なしにそれを責任財産と認めて執行し得る主義であり、外観が備わらない場合に一切の差押えを許さない主義ではない。(野村・前掲注9, 92頁〔青山〕)

272) その意味では、潮見教授の預金債権を契約当事者レベルと責任財産レベルに分けて考える帰属法理に魅力を感じる。(潮見・前掲注180, 39頁以下)

立することになるからである。]

この点に関して被害を被るのは金融機関である。代理店の一般債権者の差押えに応じた場合、二重払いの危険を有することになるからである<sup>273)</sup>。代理店名義の場合、預金口座は代理店帰属に確定する。委託契約書等に代理関係を明記することも考えられるが、これをもって対抗することは不可能である。[今まで同様、代理店名義であるのだから外見からは代理関係の存在を認識できるはずもない。] だからと言って、債権者からの差押えに素直に応じるべきではない。前述のとおり、保護するに値しない差押えに応じることは妥当性を欠くからである。「安易に差押えの効力が及ばないものとして処理すべきではなく、権利供託ないし債権者不確知による供託」<sup>274)</sup>をすべきである。

逆に、代理店の破綻時に保険会社から引渡しの請求を受けた場合にも素直に応じるべきではない。なぜならば、通常、口座の通帳・印鑑は代理店が管理しているはずであり、金融機関による代理店への払戻しは、たとえ保険会社が預金者と認められたとしても、民法478条により免責される可能性がある。しかし、逆に金融機関が保険会社への払戻しに応じた場合、代理店に預金の帰属が認められたとしても、民法478条により免責されないから<sup>275)</sup>である。金融機関からの払戻しにも応じない方が賢明である。破産管財人との関係でも、銀行はリスクを考えて供託すべきであると考ええる。

---

273) 金融機関にとっては支払いを免責されることが重大なものであり、預金の帰属自体に関して直接興味を抱いているわけではない。

274) 吉田・前掲注145, 46頁, 中原・前掲注182, 5頁以下も紛争に巻き込まれることを回避するため、預金債権に関する保険会社の考え方を確認した上で供託すべきか差押えに応じるかを判断すべきであるとする。

275) 黒沼・前掲注173, 9頁はこれに続けて口座及び保険料が保険会社に帰属し、保険会社があつても預金の払戻しをなしうる旨の代理店委託契約が締結されていた場合の対応方法について問題提起される。すなわち、保険会社が代理店委託契約を示して払戻しを請求してきた場合、金融機関は払戻しに応じるべきか否かという問題である。これについては民法478条の善意無過失の判断時期が貸付時であることや預金者は契約締結時に確定しているとの考えに立てば、金融機関は応じるべきではないであろう。したがって、この場合も払戻しに応じるべきではなく供託すべきであると考ええる。もし、払戻しに応じたならば、民法478条の適用が否定されるケースも出てくることになるであろう。

## 第5章 弁護士預り金専用口座

### ① はじめに

弁護士は、依頼者からの委任事務処理費用に関連して、日常的にさまざまな資金を預かっている<sup>276)</sup>。弁護士がこれらの資金を預かるときは、原則として、金融機関に各依頼者単位の「預り金口座」を設定して保管している。「預り金」とは一般には他人から預かっている金銭のことをいう<sup>277)</sup>。通常、預り金口座の通帳・印鑑は弁護士が保管し、依頼者の個別または包括的な指示の下にその入出金を行っている。そこで、依頼者の債権者がその預金を差押えた場合、その預金は誰に帰属するのかが問題となる。依頼者に帰属すると認定されれば、預り金は差押えが可能となり、弁護士に帰属すると判断されれば債権者はこの預金に手出しをすることはできなくなる。平成15年に入って弁護士の預り金口座に関する紛争の結末が最高裁において相次いで判示された。なお、前述の管理会社倒産の事例と大きく異なる点は金銭の保管をしている者（弁護士）の破産が問題となったのではないという点である。（いずれ裁判例として登場する可能性は十分にあるであろう。）

ところで、弁護士が作成する預り金専用口座の名義は種々のものがある<sup>278)</sup>。ほとんどの単位弁護士会の会規では1事件または1依頼者ごとに50万円以上で14営業日以上保管しなければならないときは専用の預貯金口座で保管しなければならないと規定している<sup>279)</sup>。このような多くの弁護士会に見られる会規の趣旨は、弁護士自己所有の財産と業務上の預り金との明確な区別、すなわち公私混同を防止し、依頼者との間の金銭に絡む紛争を未然に防止しようとするものである<sup>280)</sup>。

---

276) 交通費、調査費、印紙代、被害者への弁償金・和解金、私的整理における債務者資産の換価金等があげられる。

277) 法令用語研究会編集執筆『法律用語辞典〔第2版〕』5頁（有斐閣、2000）

278) 「弁護士A」、「弁護士A預り口」、「弁護士A 甲預り口」、「甲代理人弁護士A」名義等がある。なお、代理人名義の口座については預入行為者が本人の預金債権とするために開設したことを示す表示と見ることがも可能なので避けることが望ましいとの意見もある。（高岡信男「弁護士預り金口座取扱いの実務」金融法務事情1686号51頁）

以上の点を踏まえて事例を検討していくことにする。

## ② 事例とその分析

—最判平成15年6月12日（判時1828号9頁）—

### 【事実】

X<sub>1</sub>法人から債務整理を受任した弁護士 X<sub>2</sub>は、債務整理事務遂行のために X<sub>1</sub>から受領した500万円を預り金として「弁護士 X<sub>2</sub>」名義の普通預金口座を開設した。その預金債権につき、X<sub>1</sub>が滞納していた税金に関して Y（税務署長）が X<sub>1</sub>の財産であるとして、本件債権（預金払戻請求権）の差押えをした。そこで、X<sub>2</sub>は差押えの取消しを求めて訴えを提起した。なお、預金通帳・届出印は当初から受任した X<sub>2</sub>が管理している。

### 【判旨】

「本件口座に係る預金契約は、上告会社 X<sub>1</sub>の出捐により X<sub>1</sub>の預金とする意思で上告人 X<sub>2</sub>を使者ないし代理人として締結されたものと認めるのが相当であり、本件預金債権は X<sub>2</sub>に帰属するといふべきである。…しかしながら…X<sub>2</sub>は…債務整理事務…費用として500万円を受領し、X<sub>2</sub>名義の本件口座を開設して、これを入金し…預金通帳及び届出印を管理して、預金の出し入れを行っていた…債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任者から債務整理事務の費用に充てるためにあらかじめ交付を受けた金銭は、民法上は同法649条の規定する前払費用に当たるものと解される。そして、前払費用は、交付の時に委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づいて支配管理し委任の契約の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属するものとなると解すべきである。…上記500万円は、上告人 X<sub>2</sub>が上告会社 X<sub>1</sub>から交付を受けた時点において、上告人 X<sub>2</sub>に帰属するもの

279) 東京弁護士会の業務上の預り金の取り扱いに関する会規2条1項「会員は、受任事件につき依頼者から又は依頼者のために預った金銭を自己の金銭と区別し得るよう預り金であることを明確にする方法で記帳し、又は記録して保管しなければならない」

2条2項「会員は、一事件または一依頼者につき預り金の合計額が50万円以上で、かつ、銀行、郵便局その他の金融機関の一四営業日以上保管するときは、預り金の保管のみを目的とする口座に入金し、保管しなければならない」

280) 平成9年3月26日、日本弁護士連合会が行った「綱紀の確立と倫理の保持について」と題する緊急要請に端を発する。

となった…本件口座は、上告人 X<sub>2</sub>が自己に帰属する財産をもって自己の名義で開設し、その後も自ら管理していたものであるから…預金債権は、その後に入金されたものも含めて、上告人 X<sub>2</sub>の銀行に対する債権であると認めるのが相当である。」(傍点筆者)

本判決は、客観説を明示することなく判断を下しており、X<sub>2</sub>を代理人と認めながらも、前払費用の交付により預金債権が受任者に帰属するとしている。民法649条の定める前払費用とは客観的に現実に必要な費用であり<sup>281)</sup>、債務整理事務の費用も前払費用に当たると解される。このような法律構成をすることにより、本件事例では出捐者、銀行窓口で実際に預け入れた者、預金口座の名義人、通帳・届出印の管理者が全て同一人である(弁護士である X<sub>2</sub>) シンプルな図式となり、客観説を適用する必要がなかったと考えられる<sup>282)</sup>。前払費用に関する原審との考え方の違いを指摘して「客観説ないし出捐関係という言葉は使わないまでも、預金の原資が誰に帰属するものであったかを判断基準とする従来のスタイルは変更せず、その帰属の認定、出捐者の捉え方に原審との違いが現れたに過ぎない、言い換えると、客観説の延長にあるとも言い得る<sup>283)</sup>」との評価がなされる一方で、税金の賦課は税法特有の法理が採用されることから、その要請にも配慮し、預金者の認定とは別に検討する必要がある<sup>284)</sup>との評価もなされる。

この構成は先に紹介した管理会社倒産の裁判例(前掲東京地判平10・1・23)と共通点を有している。東京地裁は客観説を明示することなく、管理費を管理委託契約(委任契約)の事務処理に要する費用と解して、管理費の管理会社帰属を認めた。東京地裁は述べていないが、前払費用は交付のときに委任者の支配を離れたと考えたのであろう。登場する当事者の関係が類似しているため、理論構成

281) 幾代編・前掲注191, 269頁〔明石〕

282) 天野佳洋「預金者の認定と信託法理(中)」銀行法務21 623号47頁

283) 渡辺・前掲注174, 44頁以下 このことは「出捐」の意味をどう捉えるかにもよると思われる。「出捐」の意味を一律に解することができないことは既に指摘がなされており(升田純「預金の帰属をめぐる裁判例の変遷」金融法務事情1555号29頁), 最判平15・2・21の控訴審(前掲札幌高判平11・7・15)においてもそれは明らかである。詳しい分析として雨宮・前掲注175, 6頁以下

284) 升田・前掲注176, 39頁

にも共通点が見られるのは当然のことであろうか。最高裁がこの判決をモデルとしたのかどうかは不明である。ただ、同様の構成方法で結論を導き出したことは確かである。これは次に紹介する東京高裁にも受け継がれている。

一東京高判平成15年7月9日（金判1176号51頁）一

### 【事実】

弁護士 X は、A から詐欺刑事被告事件の弁護の委任を受け、X ほか 2 名の弁護士の着手金、A の保釈金、被害者に対する弁償金の支払いに充てる資金を保管するために、Z 銀行に金100円を預け入れて「甲法律事務所弁護士 X A 預り口」名義の普通預金口座を開設した。同口座には A より7700万円等が振り込まれた。Y（東京国税局）は、右預金は A に帰属するものであるとして、A の申告所得税の国税滞納処分により右預金の払戻請求権を差押え、Z 銀行から取り立てて、本税に充当した。そこで、X が本件預金は X に帰属するものであるとして Y に対して取り立てた全額につき不当利得返還請求の訴えを提起した。

### 【判旨】

「預金契約においては、一般に、預金の出捐者が自ら預入行為をした場合はもとより、他の者に金銭を交付して預金をすることを依頼し、この者が預入行為を預入行為者の名義でした場合であっても、預入行為者が当該金銭を横領し自己の預金とする意図で預金をしたなどの特段の事情の認められない限り、出捐者をもって当該預金の預金者と解するのが相当である。…被控訴人は…自ら100円を出捐し、…本件預金口座を開設し、届出印章にも被控訴人の…印章を用い、同印章及び本件預金口座の通帳は、被控訴人が所持し、管理していた…が、他方、本件預金口座に入金された金額の大部分である7700万円を振込み入金したのは滞納者であ…るから、それだけでは、本件預金口座の預金者が被控訴人であると解することはできない。なお、被控訴人は、本件預金口座の開設に当たり、自己の出捐に係る100円を預金しているが、これは口座開設に必要な行為というべきであるから…預金の出捐者が被控訴人であるとはいえない。

…滞納者が本件預金口座に振り込んだ7700万円のうち2000万円は…報酬として…振り込まれたものであり、その余の5700万円は…前払費用の趣旨で振り込まれ…前払費用は、交付の時に委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づ

いて支配管理し、委任契約の趣旨に従って用いるものとして、受任者に帰属する…7700万円が振り込まれた時点で…被控訴人は自己の財産として取得したものと認めるのが相当である。

被控訴人は滞納者から送金される金銭を…委任の趣旨に従って管理する目的で…開設したものと見える。…自己の財産になるべき金銭を預金する意思で開設したものであり、…本件預金口座は、被控訴人が自己が取得する財産を管理するために自己の名義で開設し、その後も自ら管理していた…本件預金口座に係る預金債権は、被控訴人に帰属するものというべきである。」(傍点筆者)

本判決は、先の最高裁の見解を踏襲し、送金された金銭を前払費用と捉えた。

普通預金口座の名義の違い、委任者からの振込行為の存在の違いが挙げられるものの、名義については弁護士名義でも預り口名義でも結論は異なることがわかる。過去の類似した裁判例によれば、いずれも弁護士の預り金を明示した預金ではないものの、預金債権は滞納者(出捐者)に帰属すると判示するものが多かったようである<sup>285)</sup>。

しかし、判旨の注目すべき点は、客観説を登場させたことであろう。平成15年に相次いで出された普通預金専用口座に係る事例で、最高裁は客観説に依拠することなく、実質的判断から預金者を認定している。それに対して東京高裁は客観説を好んで適用する傾向が見受けられる。普通預金の預金者認定(前掲東京高判平7・3・29)の事例、管理会社の倒産(前掲東京高判平11・8・31/東京高判平12・12・14)の事例において、客観説を適用したことはすでに紹介した。普通預金の預金者認定(前掲東京高判平7・3・29)では、結果的に口座開設者に預金の帰属を認めているが、客観説による「特段の事情」を認めた。(前述のように客観説適用の議論の当否はあるところではあるが。)管理会社倒産の事例においては客観説を適用して管理組合に帰属を認めた。

何故、本判決では客観説を明示したのであろうか。素直に考えれば「預り口」とは預かっているという意味であり、客観説を明示せずに、Aに帰属すると考

---

285) 宮川不可止「弁護士の預り金の専用預金口座の法的性格」金融法務事情1678号51頁において宮川教授が引用しておられる判例集未登載の裁判例を参照した。

えることも可能である。

本判決は、管理会社倒産の事例と同様、普通預金の口座開設者を預金者と認定しているが、口座開設者が預金の帰属者であることをもって、口座開設者を預金者と認定しているわけではない。口座開設に必要な100円の出捐とは別に実質的に判断をして預金者を認定している。具体的に言えば、口座開設者を預金者と認定して、その後に入金された預金も全て従前の預金債権に同化されると考えたとしても、それはそれで弁護士に預金債権が帰属したと認定されたはずである。しかし、そのような直接的な構成をせず、あえて実質的な判断にまで踏み込んでいる。

ひとつの理由として、権利の濫用の危険を防止する役割があると考えられる。仮に、預金債権を全て口座開設者の預金とすると、それを悪用しようとする人間が少なからず出現する。依頼者の資産隠しや詐害行為等に弁護士が積極的に加担し、もしくは知らずのうちに利用されてしまうことが想定される。そのような危険を未然に防止する役割を負っているのではないだろうかと思うのである。

そうすると、客観説を明示した趣旨は、弁護士がその金銭を横領して、自己のために使用した場合は、「特段の事情」ありとして弁護士に積極的に預金の帰属を認めることになる。その後は損害賠償請求不当利得返還請求で依頼者を保護するというケースまで想定しているとも考えられる。

二つ目の理由として今後、このようなケースが問題となった場合、東京高裁は客観説を取り入れて判断することを宣言したと考えられる。弁護士の破産であるならば、預金の帰属を依頼者とする可能性も十分にあり得るということである。

しかし、疑問も残る。管理会社の倒産や代理店の破綻の場合には、多くの論者が述べるように、管理会社や代理店の債権者が預金の回収を期待すべきでないと感じることは妥当性が感じられる。しかし、この種の事例で依頼者の債権者の期待を否定することは難しい。債権者からすれば、前払費用の差押えが不可能であるとの結論は、到底納得できるものではない。依頼者の債権者の期待を裏切つてまで、弁護士に帰属させるとした実質的判断はどこにあるだろうか。

おそらくは負債整理や弁償金・和解金等に充てられるべき金銭と債権者の有する債権との間の利益衡量の結果であると思われる。負債整理や弁償金に優先してまで依頼者の債権者を保護する必要はないという実質的判断が根底にあるのでは



ないか。もっとも、預り金返還請求権は委任終了時が履行期である。とすると、委任事務が終了したときに残金があれば、依頼者の債権者が弁護士を第三債務者として、預り金返還請求権や受取金引渡請求権の差押えをすることは可能であると思われる。

なお、前述のように預入れ行為が現金ではなく、振込み入金されている点にも留意すべきである。振込み入金は、普通預金残高と合して一個の預金債権として成立するものである。しかし、振込みは金銭の占有を伴っていない。その場合に金銭の性質から預金者を認定することの妥当性を検討する必要がある。これについては、既存の預金債権と合一化されると解すべきであるから、気を使う必要はない。

よって、一連の判決の結論は支持できる。しかし、問題点は残されている。弁護士が破産した場合、この預金はどちらに帰属するのであろうか。上記判決に従えば、弁護士帰属が確定し、弁護士の債権者は自由に差押えを、金融機関は相殺することが可能となる。しかし、そのような判断は実質的に妥当ではないかもしれない。

弁護士の破産は、管理会社の破産と類似性を有する。「管理組合＝依頼者」「管理会社＝弁護士」とおきかえれば、管理会社の倒産と同様に、弁護士の債権者は預り金口座に対する差押えを期待すべきではないとも考えられる<sup>286)</sup>。しかし、本当に弁護士の預金であると信じている債権者まで保護に値しないと切り切れるのであろうか。もっとも、そのような事態に備えてか、多くの弁護士会で規定されている弁護士預り金に関する会規では、会規上の「自己の金銭」には、依頼者から受領する着手金・報酬金が含まれると解している<sup>287)</sup>。管理費の中に管理費報酬が含まれるのとは異なり、弁護士報酬は預り金には含まれないこと、言いかえれば分別管理が予定されているのである。こうすることにより、預り金の中には、弁護士の所有と認められるべき金銭は含まれないことになり、弁護士の債権者も預り金口座を差押えることは不可能になると思われる。なお、債務者名義

---

286) 委任者の債権者と受任者の債権者のどちらを保護すべきかを考えた場合、委任者の債権者を保護すべきであると考えらる。

287) 高岡・前掲注278, 48頁

(弁護士名義)の預金を差押えた後、真の預金者(依頼者)が別にいることが判明した場合、その者が第三者異議の訴え(民事執行法38条)を提起することになる。この訴訟で第三者の預金と確定した場合、差押え命令は遡及的に無効となることを付け加えておく<sup>288)</sup>。

これらの判決には賛同する見解が多い<sup>289)</sup>。回収金自体、弁護士が委任契約上の固有の地位に基づきその技量により収集したものであること、実質的に考えても任意整理の配当原資を差押えて自己の債権のみを満足しようとする債権者の利益を積極的に図るべき理由もないことなどが理由としてあげられている<sup>290)</sup>。

次に、間接的に預金者の認定問題を含む事例を簡単に紹介することにする。

一最判平成15年6月26日(金法1685号53頁)一

#### 【事実】

XはA株式会社から債務整理事務を委任された弁護士である。XはA社の不動産、同社代表者夫婦の不動産の売却代金の一部約5000万円を「A社代理人X」名義の貯蓄預金<sup>291)</sup>口座を開設して預け入れていた。税務署長はA社に対する滞納国税の徴収のためにその貯蓄預金債権を差押えて右租税債権に充当したところ、Xは、本件預金債権はXに帰属するとの理由で右差押えは違法である主張。国家賠償法1条1項に基づき、Y(国)に対して損害賠償を請求した。

#### 【判旨】

「…税務署長が…本件預金債権が訴外A会社に帰属すると判断して、本件差押えをしたことには、その職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と差押えをした事情は認められないというべきである。そうすると、仮に本件預金債権が上告人に帰属するとしても、本件差押えに国家賠償法1条1項にいう違法があったとはいふことができない」

288) 野村・前掲注9, 93頁〔青山〕

289) 宮川・前掲注285, 54頁はこの結論に反対する。

290) 東京地方裁判所民事執行センター「さんまエクスプレス第16回預金債権差押えの取扱い」金融法務事情1668号57頁

291) 貯蓄預金ではあるが、変動性のある点で普通預金と同一に考えてよいと思われる。

この事件では国である Y が職務上尽くすべき注意義務を尽くしていたとして X の損害賠償請求を認めなかった。そして本件事例の下において、預金債権が X に帰属するのか A に帰属するのかは示されていない。預金債権の帰属については不明確なままである<sup>292)</sup>。

本判決では、①本件口座の開設時に入金された金銭の原資が実質的には A ないしその代表者らの提供した金銭であったこと、②本件口座の名義が「A 社代理人 X」であったことをあげて差押えをなした Y の行為に違法性は認められないと判断している。(債務者の出捐の立証に成功したことになる。)とすれば、判決の射程として「A 代理人 X」名義の場合には、預入れ行為者が本人の預金とするために開設したと判断され、預金債権が本人に帰属すると認められる可能性があり得る<sup>293)</sup>。実際、前述の 2 判決（前掲最判平15・6・12/東京高判平15・7・9）では専用口座の名義はそれぞれ「弁護士 X<sub>2</sub>」名義、「甲法律事務所弁護士 X A 預り口」であった。代理店破綻のケース（前掲最判平15・2・21）は「X 保険会社代理店 A 社」名義の預金口座の帰属について代理店に帰属を認めたが、これは口座開設の代理関係を認めず、単なる肩書きとして捉えた結果であるので射程範囲を異にする。以上のことから、本件でも「甲弁護士事務所 X A 預り口」や「弁護士 X」名義の預金口座を開設した場合、差押えをなした Y の行為に職務上尽くさなかった注意義務が認められていた可能性も残されている。

差押えのリスクを考えるのならば、名義を注視して「弁護士 X」「弁護士 X A 預り口」の名称を用いる方が有効である。

もっとも、上告人は国家賠償法で損害賠償を請求しており、預金の帰属の問題とは切り離されている。国賠法 1 条は不法行為を立証しなければならず、極めて難しい作業である。不当利得構成で上告すれば、異なった結論が得られた可能性もあると思われる。

なお、本人確認法施行により、代理人となる意思で弁護士が依頼者から金銭を受け取り、専用口座を開設した場合、本人と代理人両方の本人特定事項を確認す

---

292) 原審（仙台高判平14・3・28）は本件預金を A の出捐と認め、また口座の名義が「A 代理人 X」であることを理由として本件口座の預金者は A である旨判示している。

293) 高岡・前掲注278、51頁もこの点を指摘していたと考えられる。

ることが金融機関に求められるので、一層、本人確認法と親和する判決が出ると推測される。

### ③ 残された課題

残された課題として、弁護士への貸付金を有する金融機関による相殺や名寄せ実務の取扱いが上げられよう。

金融機関が弁護士への貸付金を有する場合、弁護士の預金として相殺することも十分に考えられる。本人確認法の施行により預入れ者が弁護士であることは分かりやすくなる一方、弁護士本人の口座であるのか、依頼人からの預り金を保管する口座であるのか、分別管理と外観を備えることが一層重要となる。依頼人からの預り金であれば、相殺することができなくなる一方、弁護士本人の口座と認定されれば、相殺は可能となる。まだ完全に方向性が定まらない現段階においては、目に見えざる預金者の保護を考えるに、客観説を適用することにも一定の役割があるように思える。

弁護士の破産と依頼者の破産は表裏一体の関係であるため、どちらか片方（例えば弁護士）に預金が必ず帰属するという絶対的な一方的判断をしてしまうと、その当事者（弁護士）が破産した場合、一方の当事者（依頼者）は救われないことにもなりかねない。（例えば弁護士の破産により、和解金が預り金の内実であった場合、一方的に弁護士帰属を認めると、依頼者が不法行為等で害した被害者が救われないことになる。）実質的判断をするために、客観説に従うことを選択肢の一つに入れておくことにも意義がある。そして、弁護士の固有の財産と混同しないよう、「預り口」名義が望ましいと考える。

次に、名寄せとの関係を取り上げる。名寄せ実務において、弁護士の業務上の預り金は依頼者、弁護士どちらのものとして扱われるのであろうか。結論から述べると、弁護士が依頼者からの前払金等を自己の預金として預け入れている場合（「弁護士 X」名義）は、弁護士に名寄せされることになる<sup>294)</sup>。個人事業者が、個人用財産としての預金と事業用財産としての預金を分別して有している場合、両方の預金は当該個人に帰属することになる以上、預金の目的を問わず、一単位

---

294) 佐々木 = 畑中・前掲注127, 63頁

に名寄せを行うことになり、それは弁護士であっても同様だからである<sup>295)</sup>。なお、当該預金名義に代理関係を表示しない弁護士名義で依頼者の預金として預け入れている場合は、他人名義の預金とみなされ保護されないことになる。他人名義まで認めると、前述のように個別に判断することになり、事務に要する負担が増大するからである。負債整理のための預り金等多額の資金を預かっている場合に注意を要する。

代理人名義の表示（「A 代理人弁護士 X」）であれば、依頼者の預金として依頼者に名寄せされることになる。預り口名義を使用して（「弁護士 X A 預り口」）預金口座を開設しても、依頼者の預金として名寄せされるであろう。

まとめると、代理人名義を使用すると、名寄せ実務では依頼者に帰属することになり、金融機関の破綻時には依頼者本人の預金として保護される一方、依頼者の破産の場合、外観主義により依頼主の債権者の注意義務が肯定されて、差押えが有効となることもあり得るだろう。[逆に、弁護士破産のケースにおいては、債権者の差押えが有効に成立するためには実質的代理関係等債務者（弁護士）の責任財産であることの立証の問題が残る。]

弁護士名義を使用すると、名寄せ実務では弁護士本人に帰属することになり、金融機関破綻時には弁護士の預金として保護されるが、負債整理のため等、依頼者の預金として預け入れている場合には保護されないことになる。預金債権の帰属については、依頼者の破産による債権者の差押え、弁護士の破産による債権者の差押え、金融機関による相殺、いずれも立証の問題があるにせよ、原則、弁護士帰属になると考えられる。

「弁護士 X 預り口 A」名義を用いれば、金融機関破綻時には、依頼者の預金として保護されることになり、預金の帰属については、ケースバイケースで判断することが可能となる。

名寄せ実務による影響や前掲最判平15・6・26を見る限り、最も安全かつ確実な名義は「弁護士 X 預り口 A」であるように思われる。そして、弁護士が破

---

295) 事業預金の名義に「〇〇商店」等の呼称が用いられていても、この名義が当該呼称を表すことが社会的に明らかであれば、他人名義預金等として名寄せが拒絶されることはない。(佐々木=畑中・前掲注127, 63頁)

産したケースも想定して、客観説による保護も一つの選択肢として残しておくべきである。

## 第6章 信託構成

### ① 信託構成の検討にあたって

現在、有力視されている理論構成の一つに信託構成というものがある。これは依頼者や保険会社・管理組合の破産のケースにおいてはあまり意味がないが、弁護士・代理店・管理会社が破産したときの受益者の保護という面においては、有効な解決手段である。

そもそも信託構成とは何であろうか。信託法理は、英米法で育成された制度であり、equity（衡平法）の最大の歴史的功績であるといわれている<sup>296)</sup>。我が国では「委任者が法律行為によって、受託者に財産権を帰属させつつ、同時に、その財産を、一定の信託目的に従って、受益者<sup>297)</sup>のために、管理・処分すべき拘束を加えるところに成立する法律関係である」と定義されている<sup>298)</sup>。信託法1条には「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」としていることから、信託法28条を根拠とする成立の要件には、①財産権の移転その他の処分、②当該財産を他人に管理又は処分させることが必要である。また、第3の要件として③分別管理義務も必要である。分別管理義務を第3の要件として認めることについては、大方異論はないようであるが、議論が深まっていないのが現状のようである<sup>299)</sup>。確かに信託法1条の文言に忠実に解釈すれば、分別管理義務は信託が成

296) 天野佳洋「預金者の認定と信託法理（上）」銀行法務21 622号16頁

297) 受益者とは、委託者が信託の利益を与えようと意図した人たち、または、彼らの権利を承継した人たちを指す。四宮和夫『信託法〔新版〕』307頁（有斐閣、1987）

298) 四宮・前掲注297, 7頁

299) これを支持する見解として天野・前掲注296, 17頁 岩藤美智子「信託契約の成立と受託者破産時の信託財産の帰趨」金融法務事情1659号16頁 中村也寸志「判解」法曹時報55巻8号148頁

立した場合に生じることになり、成立要件ではないようにも思える。しかし、信託財産を受託者個人の債務の引き当てにしないことが信託の重要な意義であると考えれば、受託者に課せられる基本的義務である分別管理義務を成立要件としても異論はない<sup>300)</sup>。成立要件に分別管理義務を主張する道垣内教授は「信託とは、所有者でない者に所有者と同様の物権的救済を認めるという法理であり、信託とはそれを可能にするための法律である」<sup>301)</sup>と述べる。信託の成立を認めるにあたっては、その者に物権的救済を与えるべきであるという実質的判断の存在が必要であることを主張する。これらの要件が満たされれば信託が成立することになり、当事者が信託という文言を用いていたかどうか、法的な意味において信託契約であると認識していたかどうかは決定的意味を有せず<sup>302)</sup>、当事者が信託関係の成立を基礎づける事実関係を認識していれば足りることになる。以上のことから、一般の解決手法で妥当な解決が得られない場合に、信託法理は救済法理として重要な役割を担うことになる<sup>303)</sup>。そのため、これから検討するように管理会社倒産や代理店破綻の事例、弁護士預り金専用口座の事例を信託構成で解決しようと試みる見解が少なからず存在するのである。

それでは、近年、信託構成がとられた最高裁判決を簡単に紹介することにする。

## ② 信託構成がとられた事例 一公共事業の前払金保証制度一

一最判平成14年1月17日（民集56巻1号20頁）一

### 【事実】

公共工事の請負業者乙は、地方公共団体甲から公共工事を請け負い、保証事業会社 Y の保証のもと、前払金の支払いを受け、その前払金を、金融機関に開設

300) 中村・前掲注299, 146頁

301) 道垣内弘人『信託法理と私法体系』218頁（有斐閣，1996）

302) 最判昭29・11・16判例時報41号11頁 公示方法の定めのない財産権の信託について受託者の信託財産たることの主張を認めた注目すべき判例である。（中野正俊『信託法判例研究』70頁以下（酒井書店，1985））

303) 日本においては信託法制定から70年経過した今日まで多くの学者の研究対象とはされていない。（道垣内・前掲注301, 1頁）その原因はこの言葉に収縮される。「信託は英米法で育成された制度であり、大陸法系に属するわが私法のなかでは、水の上に浮かぶ油のように異質な存在である。」（四宮・前掲注297, 旧版はしがき3頁）

した乙名義の前払金専用口座である普通預金口座に振込みを受けることで預金をした。その後、乙が営業を停止し、公共工事の続行が不可能となったことから、甲は請負契約を解除。その後に乙が破産。破産管財人 X と甲に対する保証債務を履行した Y との間で、預金の帰属が争われた。

### 【判旨】

「…このような合意内容に照らせば、本件前払金が本件預金口座に振り込まれた時点で、甲と乙との間で、甲を委託者、乙を受託者、本件前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払いに充てることを目的とした信託契約が成立したと解するのが相当であり、したがって本件前払金が本件預金口座に振り込まれただけでは請負代金の支払いがあったとはいえ、本件預金口座から乙に払い出されることによって、当該金員は請負代金の支払いとして、乙の固有財産に帰属することになる…信託内容は本件前払金を当該工事の必要経費のみに支出することであり、受託事務の履行の結果は委託者である甲に帰属すべき出来高に反映されるのであるから、信託の受益者は委託者である甲であるというべきである。…本件預金は…登記、登録の方法がないから、委託者である甲は第三者に対しても、本件預金が信託財産であることを対抗することができる…」

最高裁はこのように判示して、発注者である甲を委託者、請負業者である乙を受託者、受益者を甲とする自益信託構成が成立するとした。客観説は適用せずに本件預金者を乙とした認定した上で、預金債権を信託財産として、甲の保護を信託法理で図ったものである。建設保証という確固たる枠組みを有していることから、前払金を預け入れた「乙名義の預金」を甲の利益を考慮して実質的に「甲の預金」とすることは難しかった、これが客観説を適用しなかった理由である<sup>304)</sup>。乙による工事進行に際してかかった費用については、乙自身がその預金から支払いを受けることになっており、甲の預金とすることが困難であったとの分析もなされる<sup>305)</sup>。このような事例が、一般の解決方法として妥当な解決が得られない場合であり、実質的な利益享受者を「受益者」として構成することに意義を見出

304) 金融法務研究会編・前掲注9, 能見善久「信託的に帰属する預金」15頁

305) 能見・前掲注304, 15頁



せる。なお、道垣内教授は甲を委託者、乙を受託者、下請業者を受益者とする他益信託構成で説明しようと試みる<sup>306)</sup><sup>307)</sup>。しかし、当事者の意識にそぐわない<sup>308)</sup>との批判やこれらの者に信託法上の受益者の権利を認めるのは適切ではないとの批判が強い。

以下では、論じてきた3種類の紛争における信託法理適用の是非を、本判決を参考にしながら検討していくことにする。

### ③ それぞれのケースの検討

#### (1) マンション管理会社倒産における信託構成の検討

B銀行事件控訴審において、Xは本件各定期預金を信託財産であると主張している。これに対して、最高裁判所は「管理会社は本件各定期預金を自社の財産とは考えていないのであるから、そもそも信託法1条にいう財産権の移転その他の処分をする契約が存在したとは言えない」と判示して信託の成立を認めていない。しかし、本件定期預金を管理会社が自己の財産であると考えていたならば、信託法理による救済が可能であったことになる。本判決のコメント(金法1621号34頁)は区分所有者の意思が金銭的価値までも管理会社に帰属させた上で、その運用・管理を委ねるならば、管理会社の預金となる可能性を指摘する。この場合、管理会社と管理組合の関係を「信託」と捉えることにより区分所有者を救済することが可能となる<sup>309)</sup>。構成方法としては管理組合(区分所有者)を委託者、管理会社を受託者、管理組合(区分所有者)を受益者とする自益信託構成が望ましい。

要件を検討するに、「財産権の移転」は管理費・修繕積立金において認められ

---

306) 道垣内弘人「最近信託法判例批評(8)」金融法務事情1598号46頁

307) 道垣内教授が主張する他益信託構成はアメリカのある事例(Chang v. Redding Bank of Commerce. 35 Cal. Rptr. 2d 64 (1994))を模倣したと考えられている。この事件については樋口範雄『アメリカ信託法ノートI』8頁以下(弘文堂, 2000)が詳しい。

308) 宮川不可止「公共工事の前払金保証制度における前払金専用口座の法的性格—請負者の破産と信託法理の適用可能性について—」金融法務事情1627号48頁

309) 中舎・前掲注68, 13頁 道垣内教授は「管理組合が信託法理を主張することにより導こうとした結論は、別の方法によって達せられている」として本判決の結論を支持する。(道垣内弘人「最近信託法判例批評(9)」金融法務事情1600号83頁)

る。「他人による一定の目的に従った当該財産の管理又は処分」の要件も管理費用の支払い、修繕積立金の積立といった管理規約・管理委託契約に従った管理がなされていることから充足している。当該預金口座も分別管理されているのであるから「分別管理義務」の要件も満たしているであろう。このケースでは、管理による直接的な受益を受けるのは管理組合のみであるから、管理組合を受益者とする自益信託構成をとることに異論はないであろう。信託財産と認められれば本件定期預金と貸金との相殺は禁止される（信託法17条）し、定期預金に対する担保権の設定について取消権が認められる可能性（同法31条）もある<sup>310)</sup>。

もっとも、信託法31条は悪意または重過失によってこれを知らないときに質権設定行為を取消することができる旨を規定している<sup>311)</sup>。神谷教授はこの点を指摘して、質権設定行為を取り消せないとされたときに、「有効な相殺をされてしまうと、受託者に対する損害賠償請求権は破産財団に対する一般債権となりZ（管理組合法人を指す）は優先的に弁済を受けることはできないことになる。」と主張して、信託構成を採らなかつたことへの意義を見出している<sup>312)</sup>。

これに関連して、道垣内教授は「預金されている金銭について、委任者の利益を保護するためには、委任者が預金債権者であると認めることと、預金債権を信託財産であると認めることとは二者択一的なものである」と主張する<sup>313)</sup>。これを受けて、オルタナティブというよりもむしろ、客観説を先に適用すべきであり、事実関係から客観説による救済が困難なときに、初めて信託法理を持ち出す方が自然であるとの主張<sup>314)</sup>も見られる。中舎教授も「信託という構成以外で、実体

310) 銀行側の悪意または重過失は受益者側に举证責任がある。（四宮・前掲注297, 255頁以下）

311) 信託法31条

「受託者カ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキハ受益者ハ相手方又ハ転得者ニ対シ其ノ処分ヲ取消スコトヲ得但シ信託ノ登記若ハ登録アリタルトキ又ハ登記若ハ登録スヘカラサル信託財産ニ付テハ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分カ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知りタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキニ限ル」

312) なお、貸付信託契約に民法478条が類推適用された裁判例につき東京地判昭56・1・29判時1011号73頁

313) 道垣内・前掲注306, 46頁

314) 天野ほか・前掲注51, 26頁〔天野発言〕

としての金銭的価値の帰属と名義との分離を法律構成のうえに生かそうとしているのがいわゆる客観説の実質的な意味である」としてこの見解を支持する<sup>315)</sup>。予備的請求として信託法理を主張することにも意義があるように思える<sup>316)</sup>。

## (2) 弁護士の破産における信託構成の検討

弁護士と依頼者との基本関係は（準）委任契約であるが、預り金に関する契約関係を信託と解することも可能である<sup>317)</sup>。内容は多岐にわたるものの、信託構成で解決しようとする見解も多い<sup>318)</sup>。前掲最判平15・6・12でも「財産権の移転及び管理、処分の委託という面において、信託法の規定する信託契約の締結と解する余地もある…委任と信託の混合契約の締結と解することもできる。…会社の資産は弁護士に移転する（同法1条）が…弁護士の相続財産には属さず（同法15条）、弁護士の債権者による強制執行等は禁止され（同法16条1項）…これを固有財産としたりこれにつき権利を取得してはならない（同法22条1項）など、法律関係が明確になるし、債務者が債権者を害することを知って信託をした場合には、受託者が善意であっても債権者は詐害行為として信託行為を取り消すことができる（同法12条）」<sup>319)</sup>との補足意見が付されている。明快な説明である。これに従えば信託法16条によって弁護士の債権者による強制執行は免れ、預金債権の集金は複雑な理論を構成することなく図られる。実質的判断を慎重にして、かつ単純明快な構成で結論を導き出すことが可能になるのである。なお、信託法16条は受益者個人の債権者による強制執行を排除する権利を認めてはいるが、受託者の破産の場合については触れていない。しかし、受託者の破産の場合にも同様

---

315) 中舎・前掲注68, 11頁

316) その他信託構成を検討するものとして藤瀬・前掲注73, 40頁, 神谷・前掲注86, 136頁等

317) 高岡・前掲注278, 51頁

318) 田原睦夫「弁護士の依頼者からの預り金口座の預金とその帰属」金融法務事情1662号4頁 天野・前掲注282, 46頁以下等多数

319) もっとも、本件に関しては信託の主張、立証は両当事者からされてなく、このように解しても預金者が弁護士であるという結論自体は多数意見と変わらないことから可能性を指摘するにとどまると付記する。この事例で信託法理が適用されるとすれば、税務署は受益権を差押えることになるであろう。

に認めるとするのが通説である<sup>320)</sup>。また、信託法17条は信託財産の相殺の禁止を規定するが、「信託財産に属する債権」と「信託財産に属さない債権」との相殺を禁止するとしか記されておらず、相手方からの相殺も禁止する趣旨なのか不明確であるとの指摘がある。しかし、「信託財産の独立性」を認める以上、受託者からの相殺のみならず、相手方からの相殺も原則として禁止されると考えるべきである<sup>321)</sup>。

ここで、問題となるのは誰を受益者とするかという点である。信託構成を採ると、受託者たる弁護士に預り金口座は帰属しないので、受益者を誰にするのか意見が分かれている。

委託者を依頼人、受託者を弁護士、受益者を弁護士及び被害者と構成する見解がある<sup>322)</sup>。しかし、弁護士を受益者と構成する見解の多数は、着手金報酬金を信託財産とみなしているからであると考えられる。前述のように各弁護士会による規制で、着手金等を分別管理する規制がかけられている現在の状況下において、弁護士を受益者と構成する必要性は感じられない。また、着手金等を業務収入であると捉えれば、それは弁護士にとっては自己の金員であり、預り金口座に含めることに違和感を感じざるを得ない<sup>323)</sup>。もっとも、着手金等が払い出しによって、弁護士の固有財産になる（それまでは信託財産）と構成することも可能であるので、信託構成を否定する材料とはならない。この場合、受益者は法的効果を享受する責任者となる。

委託者を依頼人、受託者を弁護士、受益者を被害者と構成するのはどうであろうか<sup>324)</sup>。たしかに、和解金や被害者への弁償金に重点を置けば、誰のために利用されるかは一目瞭然であり、そのように構成することも可能ではある。しかし、ここで信託構成が有力に主張されている背景は、信託法16条・17条の適用による受益者の保護が目的であり<sup>325)</sup>（預金の出捐者を保護しようとする客観説の代替

320) 四宮・前掲注297, 185頁「受託者の破産によって受託者の任務は終了し、したがって信託財産の名義者でもなくなるから、破産財団に属しないというべきである」

321) 能見善久「現代信託法講義(2)」信託200号95頁

322) 田原・前掲注318, 5頁

323) 宮川・前掲注285, 53頁もこの点を指摘する。

324) 宮川・前掲注285, 53頁はこの見解を支持する。

325) 天野・前掲注296, 16頁

手段として用いようとしているのであるから)、受益者とは出捐者である預金者を指すと考えるのが一番素直なものではないだろうか。依頼者保護のための適用を考えれば、前払金についての受益者は委任者と解すべきであろう。

前掲最判平成14・1・17は預金者を請負業者とした上で、前払金を信託財産、地方公共団体を委託者兼受益者、請負業者を受託者、前払金を当該工事の必要経費の支払いにあてることを信託目的とした信託が成立しているとした。受益者を発注者とした理由は、「信託内容は前払金を本件工事の必要経費に支出することであり、受託事務の履行の結果は、発注者に帰属すべき出来高に反映されるのであり、工事請負業者が工事利益を取得するものではないから、受益者は委託者である発注者であると構成した」と推測されている<sup>326)</sup>。自益信託構成は、これを模倣した構成となっている。

私見では、被害者への弁償金支払いの法的効果が依頼者に生じる点、依頼者の保釈金の支払いも依頼者本人に利益がある点を重視して、委託者である依頼者を受益者と構成する<sup>327)</sup>自益信託構成が最も良いように感じる<sup>328)</sup>。

次に信託の成立要件を検討する。「財産権の移転その他の処分」に関しては依頼者から弁護士への前払金としての金銭が交付されている。「他人による一定の目的に従った当該財産の管理又は処分」も、当該財産は債務整理事務費用や和解金、被害者への弁償金等の費用に充当するために管理されているのであって、十分に信託目的となり得る。「分別管理義務」であるが、弁護士の一般財産からは分離して管理されており、問題ないと考ええる。登記・登録ができない財産については信託法3条1項により、何らの公示なくして信託財産であることを第三者に対抗できると一般的に解されている<sup>329)</sup>ので、預金債権についても登記・登録等による信託の公示は必要ないと考えられる。

なお、信託構成の定着は、税の潜脱につながるとの懸念がある<sup>330)</sup>。しかし、

---

326) 中村也寸志「時の判例」ジュリスト1229号61頁

327) 宮川・前掲注285, 54頁 天野・前掲注282, 48頁

328) 天野氏は受益権を信託目的である委任事務処理費用に充当した後の精算金を受け取る権利と構成する。この見解にたてば、先の公共工事の事例においても受益権を、発注者の有する請負代金の余剰額の返還請求権と構成することになる。(天野・前掲注282, 49頁)

329) 四宮・前掲注297, 169頁

だからこそ信託法は詐害信託取消権を認めているのではないだろうか。民法424条の詐害行為取消権と異なる詐害信託取消権の特徴は、受託者・受益者が善意であっても取消せることにある。(信託法12条1項) これにより、税の潜脱が行われても、詐害信託取消権を行使することで、債権者は保護されることになる<sup>331)332)</sup>。

最後に、信託構成を採る場合、口座の名義については預金口座の名寄せ実務上、信託預金であることを公示するためにも「預り金」の付記が望ましいと思われる。

### (3) 損害保険代理店破綻における信託構成の検討<sup>333)</sup>

代理店破綻のケースは他の2類型とそもそもの性格を異にする。代理人名義、授權した上での代理店名義において口座開設の代理関係が認められることは既に述べた。森川教授は、信託関係が認められるとすれば、保険料債権が自ら(代理店)に帰属することを前提に行われるはずであるのに対し、代理店委託契約においては保険料の領収等は保険会社を代理して行うこととされている点をあげて、矛盾が生じると指摘する<sup>334)</sup>。代理権と信託は両立し得ないものであるから、代理人名義や授權した上で代理店名義を使用する限り信託構成は取り得ない。

それでは、保険料の預り口座である旨が表示された口座(「保険会社代理店A預り口X」)や授權していない代理店名義の口座を開設した場合は適用が可能となるのであろうか。弥永教授は「特定の財産を中心とする法律関係が存在すると法律構成する点で、一見擬制的である」とした上で、「保険料債権を対象とし、代理店を受託者とする信託関係が設定されていると考え得るとすれば、信託法16条により信託財産は受託者の責任財産ではないと考えられるから、委託者であり、

330) 宮川・前掲注285, 51頁

331) 信託法12条2項は受益者が受益の当時、善意無重過失ならば取消権が行使されたとしても、履行期に受領した分については既得権が保護される受益者保護規定をおいている。

332) 四宮教授は詐害行為取消権と詐害信託取消権をパラレルに考えているようであるが、それに対しては疑問点が指摘されている。(財団法人トラスト60『実定信託法研究ノート』「詐害信託に関する一考察」45頁以下〔角紀代恵〕)

333) 平成15年判決に関する「コメント」(金判1167号2頁)は信託法理の適用による保険会社の救済の可否は将来に残された問題であるとの指摘している。

334) 森川・前掲注220, 188頁

受益者である保険会社が取戻権を行使できるのは当然である」と説明され、保険料債権を対象とし、代理店を受託者とする信託関係が認定されていると主張されている<sup>335)</sup>。そして、委託者を保険会社、受託者を代理店、受益者を保険会社とする自益信託を構成する。

しかし、この構成には疑問が残る。確かに「分別管理義務」の点では問題ないが、「財産権の移転」をどこに見出すのかということである。保険料を支払っているのはあくまで保険契約者であり、保険会社ではないのである。これに対しては、保険会社が保険契約者に対して有する保険料請求権を信託財産と捉え、「財産権の移転」を観念する見解も見られる<sup>336)</sup>。保険会社から代理店に対して物理的に金銭が移転しないことを明確に認識しつつも、「専用口座の実体に照らせば、観念的な移転が認められ、保険会社による代理店への処分行為があると評価できる」として「財産権の移転」を観念する見解もある<sup>337)</sup>。しかし、現実の財産権の移転がない以上、このような構成は取り得ない。また、信託目的は信託財産である保険料債権であることから、「他人による一定の目的に従った当該財産の管理又は処分」にあたるようにも思える。しかし、保険料債権を信託財産として構成することが実体に即しているかどうかは疑わしい<sup>338)</sup>。したがって、自益信託構成をとることは難しいと考える。

それでは、委託者を保険契約者、受託者を代理店、受益者を保険会社とする他益信託構成はどうであろうか。この場合は前者とは異なり「分別管理義務」はもとより「財産権の移転」もクリアされることに異論はないであろう。しかし、「他人による一定の目的に従った当該財産の管理又は処分」の要件は満たすことができない。それは、保険契約者の意識と管理の実体の齟齬にあると考えられる<sup>339)</sup>。保険契約者は自らが負担している保険料の取立てに依拠しているだけである。一方の代理店は入金された金銭を保険会社への送金や他の契約者への解約返戻金、代理店への手数料等にあてている。(保険会社の取得分については毎月集

---

335) 弥永・前掲注149, 110頁

336) 天野ほか・前掲注51, 26頁〔田爪発言〕

337) 中原・前掲注182, 7頁

338) 天野ほか・前掲注51, 15頁〔天野発言〕

339) 天野ほか・前掲注51, 15頁〔天野発言〕

計して初めて額が定まり、これを代理店が送金するシステムとなっている<sup>340)</sup>。このような管理を保険契約者が意識しているはずがないのである。この現実を踏まえて「一定の目的に従った当該財産の管理又は処分」ができていたとは考えられない。したがって、この構成も実質的には難しいと思われる。結果として、管理組合や弁護士の前預金の事例とは対照的に信託構成をとること自体難しいと感じざるを得ない<sup>341)</sup>。

#### (4) まとめ

信託構成を検討してきた結果、管理会社倒産の事例では信託構成を採ることも可能のように思われる。もっとも、法の整備が完成されつつあるため、信託構成を採る必要性はそれほど感じられない。同様の構成方法を採ることができる弁護士前預金の事例では、信託構成に賛成である。代理店破綻の事例では信託構成には無理がある。

## 第7章 終わりに

現在、一度は沈静化されたように思われた預金者の認定議論が再び活性化されている。かつての客観説を批判する学説は、契約理論とは大きくかけ離れている点、無記名定期預金と記名式定期預金の性質の違いから主観説（ないしは折衷説）を支持していた。しかし、現在の客観説に対して上がる声は批判というよりは、むしろ適用に対する疑問の声がほとんどである。実際、客観説適用への違和感を指摘する中でも、主観説への変更を求めるものは皆無に等しい。

このような背景には従来起こり得なかった新種の問題が発生したことによる影響が否めない。[もしそうでないとするならば、弁護士前預金や保険料、管理費の帰属問題は以前から議論の対象となっていたはずである。しかし、そのような記録は見当たらない。]

---

340) 送金システムの詳細な説明として山田・前掲注141, 15頁

341) 潮見・前掲注150, 49頁はわが国においては認められていない信託宣言を例外的に肯定することにより、信託財産とすることができるとするが、現実とかけ離れすぎていて、妥当ではない。



今後、これまでとは異なる新たな問題が起こることも十分に予測される。そのとき、客観説を適用することで、起こり得る全ての問題に対応できるのであろうか。そのような観点から再び、(従来の客観説への批判とは別に)客観説に対する疑問が強くなっているのである。[もっとも、一昔前の従来の批判をも包含させた上で客観説を批判する論者も今後出現するのではあろうか。]

客観説が判例によって維持されてきたのは、「預金取引が個性のない取引であること、金融機関にとって預金者が誰であるかにつき利害関係を有しないこと、多数の取引を迅速に処理することが必要であること等の事情を考慮し、金融機関にとって事務処理を行うにあたっての負担のより少ない法理と考えられてきた」<sup>342)</sup>からである。しかし、本稿で扱ってきた問題はそのような事情とはかけ離れた問題である。そのことは、「客観説の背後にある『預金契約が締結されたにすぎない段階においては、銀行は預金者が何人であるかにつき格別利害関係を有するものではない』(前掲最判昭48・3・27)という銀行に見えないところに存する出捐者を救済するための理論は、現在においては既に現実合致していないのではないか」<sup>343)</sup>と主唱される所以ともなっている。

従来とは異なる形態における預金者の認定問題を、従来と同一に客観説の形にあてはめて解決しようとするのは、外見上、判例理論を踏襲しているように見えて、実は判例理論に捕らわれているだけではないだろうか。預金取引の利用の前提となる取引が多様化していることを鑑みると、「客観説のみで解決しようとしたことは、客観説には荷が重すぎ、客観説の判断基準、判断の仕方が曖昧にならざるを得なくなり、また、預金取引の実態が変化し、客観説が妥当すべき分野が減少しているように思われる」<sup>344)</sup>のである。いわば、預金取引の多様化・複雑化に伴い、様々な問題が発生するようになった今日、客観説に縛られることで、果たして本当に妥当な判断が導けるのであろうか、その点に議論の焦点が移っているように思われる。

このことは、最近になって急激に湧き起こった議論ではない。記名式定期預金

---

342) 升田・前掲注176, 34頁

343) 渡辺・前掲注174, 44頁

344) 升田・前掲注176, 34頁

問題で一応の決着がついた後、現在のように本格的な論争が始まるまでのいわば過渡期ともいえる期間でも客観説に対する疑問は根強く主張されていた。連名預金（名義人全員の連名でないと払戻しを受けられない預金）や保険料預金、闘争積立金等の問題に預金者の認定が広がりを見せていることをあげて、客観説を、出捐者が概念を操作することでご都合主義に陥っていると批判し、「契約理論を無視することによって生ずる適用の限界があることは否めない」<sup>345)</sup>と指摘するものがある。また、無記名定期預金が存在せず、本人確認が行われるようになった今日、誰を預金者として表示したか、金融機関が誰を預金者として認識したかを基準に預金者を決めることが合理的であり、客観説を原則とする従来判例はすでに歴史的な役割を終えている。そして、預金者認定は他の契約同様、一般の契約理論に委ねるべきである<sup>346)</sup>との主張もなされている。現在の議論はこれらを出発点としているとみて間違いなからう。

更なる広がりを見せた〔おそらく、今後更なる広がりを見せるであろう〕預金者の認定に対してどう対処すべきなのか。その意味では客観説の適用も限界が来ていると感じる。本稿で分析してきた事例もあえて客観説を適用しなかったと思われる向きも少なくない。時代はそんな方向に向かっている。

例えば、誤振込の事例<sup>347)</sup>において、1審<sup>348)</sup>・控訴審<sup>349)</sup>の原因関係必要説を覆し、最高裁<sup>350)</sup>は「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは…受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当」であると判示して、振込原因関係不要説にたち、受取人の預金債権の取得を認めている。客観説に従えば、受取人の取得は認められないはずであるから、客観説との整合性に疑問がもたれる<sup>351)</sup>反面、誰が出捐者かを重視しない、客観説に依拠

---

345) 大西武士「預金者認定に関する客観説の限界」金融法務事情1386号4頁

346) 升田・前掲注283, 25頁

347) 株式会社「東辰」から事務所ビルを賃貸したXが、銀行に賃料の振込依頼をする際、誤って株式会社「透信」の普通預金口座を指定したため、「透信」に貸金債権を有するYが本件普通預金口座を差押えてしまったという事例である。

348) 東京地裁平2・10・25金判862号24頁

349) 東京高裁平3・11・28金判886号21頁

350) 最判平8・4・26民集50巻5号1267頁

しない柔軟な解決姿勢を示したものであるとの評価がなされている<sup>352)</sup>。このことから、最高裁は、昭和50年代に多発した記名式定期預金の問題を最後に客観説の適用に積極的な姿勢をとっていないと考えられる。

本稿では普通預金専用口座への客観説の適用の可否という視点から、判例の分析を通して紛争の解決手段について論じてきた。

そして、分析を通して得られた結論は、普通預金専用口座の中でも事例によって誰を預金者と認定すべきかが異なるということである。類型によっては客観説を適用すべき事例もあるが客観説を適用するには相応しくない事例もある。その証拠に、客観説の適用を明言した裁判例〔保険会社を預金者と認定した代理店破綻の事例（前掲札幌地小樽支判平10・12・2／札幌高判平11・7・15）〕〔管理組合を預金者と認定した管理会社破産の事例（前掲東京高判平11・8・31／東京高判平12・12・14）〕〔弁護士を預金者と認定した弁護士預り金の事例（前掲東京高判平15・7・9）〕は、普通預金専用口座が開設されたこと自体から客観説を適用して、預金者を認定しているわけではない。そして、代理店破綻の最高裁判決（前掲最判平15・2・21）は客観説を適用していないし、弁護士預り金の最高裁判決（前掲最判平15・6・12）に見られる債権者による差押えのケースでは権利の外観を重視せざるを得ない。

これらの問題に一律のルールを適用して対処することは不可能である。したがって、統一的な解釈を導き出すことは難しい。個々の類型、事例ごとに判断していかなければならないであろう。その意味では統一的解釈をもって、客観説で解決しようと試みる姿勢にも限界があるのではないだろうか<sup>353)</sup>。

---

351) 塩崎勤「振込依頼人の誤振込みと受取人と銀行間の預金契約の成否」銀行法務21 523号9頁 逆に客観説を批判してそこから原因関係必要説を批判するものとして鈴木正和「誤振込と預金者の認定」判例タイムズ746号106頁

352) 太田・前掲注91, 197頁 この判決からも、前述のように単なる普通預金口座への客観説の適用は否定されよう。

353) 渡辺・前掲注174, 44頁は「内部的な事実」に重きを置くのではなく、誰を預金者として表示したか、金融機関が誰を預金者として認識したかを基準に預金者を決めることがより合理的」であり、その流れに傾いている最近の学説が保険料の最高裁判決に少なからず影響を及ぼしていると説く。鶴藤倫道「判批」判例評論532号7頁は金融機関が紛争の当事者となっている場合はまだしも、紛争の当事者となっていない場合にはまだ客観説の適用に意味があると主張する。

## 〔3 類型のまとめ〕

名義	事例	帰属	名寄せ	報酬(手数料)	信託構成
管理組合X		管理組合	法人・権利能力なき社団→ 管理組合 組合→各組員	保守管理・修繕 費に比べて少額 である	可能 (法が整 備された ため必要 なし?)
管理会社A	東京高判平11・8・31 東京高判平12・12・14	管理組合 (今後は管理会 社?)	管理会社 (不適格預金となるおそれ 有?)		
保険会社X		保険会社	保険会社	効率性を図るた めに便宜上認め られているに過 ぎない (前掲東京地判昭 和63・3・29等)	不可能
A代理店 保険会社X	最判平15・2・21	代理店	代理店		
A代理人 保険会社X		保険会社	保険会社		
弁護士X	最判平15・6・12	弁護士*	弁護士 負債整理等不適格預金とな るおそれ有		
A代理人弁護士X	最判平15・6・26	依頼人の可能性有	依頼人	分別管理義務が 各弁護士会の会 規で定められて おり問題となら ない	可能(今 後検討の 余地有)
弁護士X A預り口	東京高判平15・7・9	弁護士*	依頼人		

\*依頼者の税金滞納により、差押えがかかった事例であり、弁護士のデフォルトによっては異なる結論の可能性もあり得る。

もっとも、個々の類型ごとに単純に判断しているわけではない。各判例を概観するに、口座の「名義」が非常に重要な地位を占めていることが分かる<sup>354)</sup>。これは口座の名義人が直ちに預金者と認定されるということを意味しているのではない。名義の役割が大きなウエイトを占めているということを意味するのである。本人確認法・名寄せ実務との関係から、第三者が見ても分かる名義での口座開設が求められているのであろう。これは客観説と距離を置くことを意味する<sup>355)</sup>。

354) 秦・前掲注85, 5頁「預金契約に際しては、申出があった預金名義人が契約者本人なのか第三者なのかについて疑問が生ずる余地がない名義人の表示にすることを求めておくべきである」

355) 口座名義のみに固執しているわけではないことをあらためて指摘しておく。前掲最判平15・2・21はその他に口座管理の実質的所有者や「金銭の所有者＝占有者」を預金債権帰属の判断材料としている。そして、潮見教授は本判決をこれらの諸点を踏まえて、普通預金口座であることに着目した、純粋な客観説を修正した預金者確定ルール(契約一般の解釈における当事者確定ルールと異質なものであるもの)を本件に妥当させようとしたものとする。(潮見・前掲注150, 43頁)

そして、契約の根本原理たる一般原則に立ち戻っていることを意味するように感じられる。最近の事例を見るに、結論に至る判断の背後には通常の契約における当事者確定のルールが流れているのではないだろうか<sup>356)</sup>。[客観説を採用するのならば、名義に重点をおく必要性はない。そして、口座の名義にこだわることは、客観説からかけ離れていくことを意味している。]

以上のことから、潮見教授は、本人確認法の厳格化に伴い、預金の種類を問わず預金契約固有のデフォルト・ルールとして口座名義重視の考え方（「口座名義人説」と呼んでいる）への方向転換を提唱する<sup>357)</sup>。もっとも、柔軟な解決ができる点で有用性が認められる一方、客観説のような明確な基準が示されず、漠然としている観は否めない。より明確な基準が示されるようになれば実務でも受け入れやすくなるのではないかと思われる。

マンションの管理費等の専用口座は法制化によって管理組合名義にほぼ統一されるであろう。弁護士預り金専用口座については議論の余地があるが預り口名義を用いることが望ましく、ケースバイケースで判断されることになる。保険会社については可能であれば、代理人名義が望ましい。今後は、統一性のない名義を統一することが最優先に必要である。銀行は二重払いの危険性を避けるために慎重な対応を取るべきであろう。

ところで、近年議論され始めた問題に「普通預金の担保化」というものがある<sup>358)</sup>。通常の普通預金では担保とはなり得ないが、「契約により『金銭がコンスタントに預け入れられることが確保されているもの』や一定の『債務額に見合う額を常に口座内に留めておく義務がそれぞれの当事者に課されているもの』につ

---

356) 鶴藤・前掲注353, 8頁以下

357) 潮見・前掲注150, 44頁及び雨宮・前掲注175, 6頁以下は今後の預金者認定論の構築方法について、全預金統一方式を提案する。これは普通預金・定期預金を問わずに、本判決の方式で預金者認定問題を処理しようとするものであり、潮見教授の提唱する口座名義人説と類似する考え方であるように思われる。しかし、実務では定期預金については客観説で処理することが定番となっており、典型的に処理することが望ましい。このことから雨宮氏は定期預金と普通預金で預金者認定方法を区別することに一定の合理性を見出すことも可能であるとしている。

358) 議論が比較的新しいため、参考となる文献は少ないが中田＝道垣内・前掲注43, 43頁以下等

いては物権の客体となり得る」<sup>359)</sup>と考える。これが浸透して受け入れられ法制化されれば、客観説に依拠することなく預金者の認定することができるであろう<sup>360)</sup>。例えばSPC(特別目的会社)<sup>361)</sup>には普通預金の担保化が認められている。

ただし、これを取り入れるにあたり、問題は多い。第一に普通預金は変動することが通常であるため、どこまでを担保として認めるかという問題がある。集合物担保のように、普通預金に入金されるものを全て担保として認めてしまってもよいのであろうか<sup>362)</sup><sup>363)</sup>。それを認めると、当該普通預金口座に入金された金銭に関しては、他の債権者は手をつけることができなくなり、故意に当該口座に入金することで他の債権者を害する意思が懸念される。その場合には詐害取消権を行使することになるのであろうか<sup>364)</sup>。そのほか、第三者に対する対抗要件についても問題である<sup>365)</sup>。

今後、このような議論の活性化とともに、現在の価値観に適合する新しいスタイルが確立されていくことが望ましい。

359) 森田宏樹「普通預金の担保化・再論(下)」金融法務事情1655号25頁

360) 例えば、管理組合が管理会社に対する預託金返還請求権を担保とするために普通預金に質権を設定すること等が考えられる。こうすれば、金融機関の管理会社に対して有する貸付金との相殺の危険性や他の一般債権者の差押えに優先して弁済を受けることが可能になる。

361) 普通預金の担保化はプロジェクトファイナンスの本格化に端を発する。プロジェクトファイナンスとは①特定のプロジェクトに対する融資であり、②当該プロジェクト用資産以外は債務の引当を求めず③当該事業が生み出すキャッシュ・フローのみを返済の原資とする形態の融資手法であり、2001年3月にオープンしたユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)でわが国において初めて用いられた。事業主はプロジェクトを行うためにSPCを設立せねばならず、金融機関の融資はSPCを借主として行われる。SPCは全てのキャッシュ・フローを融資した金融機関の口座内で行わねばならない。金融機関は債権の回収を図るためにこの預金口座に対して担保権を設定することでリスクの軽減を図ることになる。(森田宏樹「普通預金の担保化・再論(上)」金融法務事情1654号57頁以下)

362) 最判昭62・11・10「債権者と債務者との間に、右のような集合物を目的とする譲渡担保権設定契約が締結され、債務者がその構成部分である動産の占有を取得したときは債権者が占有改定の方法によってその占有権を取得する旨の合意に基づき、債務者が右集合物の構成部分として現に存在する動産の占有を取得した場合には、債権者は、当該集合物を目的とする譲渡担保権につき対抗要件を具備するに至ったものといえることができ、この対抗要件具備の効力は、その後構成部分が変動したとしても、集合物としての同一性が損な

われない限り、新たにその構成部分となった動産を包含する集合物について及ぶものと解すべきである」

- 363) 道垣内教授は「集合物モデル」なるものを提唱する。これは普通預金を額が変動するに過ぎず、特定性・同一性は損なわれていないとして、集合物と同様に通知または承諾がなされれば常に対抗要件が備わると考える。(中田＝道垣内・前掲注43, 57頁)これに対して、森田教授は「集合債権モデル」なるものを提唱する。預入ごとに金融機関が行う入金記帳を「残高債権の成立原因を更新するものであり、その点で更改に準じた「更改的効果」がある」(傍点筆者)とする。そして、先の誤振込みの最高裁判決(前掲最判平8・4・26)を例にあげ、もし入金記帳後も特定性・同一性が保持されているとみるならば結論が逆になっていたであろうと推測する。しかし、最高裁が導き出した結論は入金記帳により残高債権全体の特定性・同一性は保持されていないと考えているからであると結論づけられる。また、残高債権が途中でゼロになれば同一性が途切れることになってしまうことも「集合債権モデル」の根拠としてあげられる。そして、普通預金残高債権は債権としての同一性ないし特定性を失っており「集合物」としての同一性を保持していないとして道垣内教授の提唱する「集合物モデル」を否定する。(森田・前掲注361, 62頁以下)
- 364) 「集合物モデル」では価値増殖部分の詐害行為取消権は問題となるが、「集合債権モデル」では問題とならない。特定性が維持されない以上、詐害行為取消権の対象を認めることは無理があるからである。(森田・前掲注359, 28頁以下)
- 365) 集合債権モデルでは将来生ずべき集合債権の一括担保の論理を用いて考えることになる。(最判平13・11・22民集55巻6号1056頁)その結果、将来の残高債権が成立するのは個々の入金記帳がなされた時点であるが、将来成立する残高債権も含めて、普通預金債権群全体について担保権設定契約の効力が発生し、あらかじめ第三者対抗要件を具備することが可能となる。(森田・前掲注359, 29頁)以上のことから、客観説と整合性を有さない誤振込みの最高裁判決も普通預金の担保化では有用な役割を果たしているように思われ、その意味からも一定の評価をすることができるようにも思われる。

## 【参考文献目録】

## 〈単行本〉

- 伊藤眞『破産法全訂第3版補訂版』（有斐閣，2001）
- 内田貴『民法Ⅰ』（東京大学出版会，2000）
- 内田貴『民法Ⅱ』（東京大学出版会，1997）
- 内田貴『民法Ⅲ』（東京大学出版会，1996）
- 遠藤浩ほか『民法(6)契約各論第4版増補補訂版』（有斐閣，2002）
- 太田知行「記名式預金の預金者認定と客観説」『広中俊雄先生古稀祝賀論集 民事法  
秩序の生成と展開』（創文社，1996）
- 加藤一郎「免責条項について」加藤一郎編『民法学の歴史と課題』（東京大学出版会，  
1982）
- 川田悦男「預金者の認定および名義等の調査義務」石井眞司監修『新銀行実務判例  
総覧』（経済法令研究会，1997）
- 木内宜彦『金融法』（青林書院，1989）
- 来栖三郎『契約法』（有斐閣，1974）
- 潮見佳男『債権総論Ⅱ〔第2版〕』（信山社，2001）
- 四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣，1987）
- 末川博『民法論集』（評論社，1961）
- 田邊光政『商法総則・商行為法』（新世社，1995）
- 玉田弘毅『建物区分所有法の現代的課題』（商事法務研究会，1981）
- 玉田弘毅編著『マンションの法律1〔第4版〕』（一粒社，1991）
- 中馬義直「預金者の認定」淡路剛久編『現代契約法体系(5)』（有斐閣，1984）
- 道垣内弘人『信託法理と私法体系』（有斐閣，1996）
- 東京海上火災保険株式会社編『新損害保険実務講座(1)』（有斐閣，1966）
- 長崎正造 = 高木秀卓編『損害保険読本〔第3版〕』（東洋経済新報社，1989）
- 中田裕康 = 道垣内弘人編『金融取引と民法法理』（有斐閣，2000）
- 中野正俊『信託法判例研究』（酒井書店，1985）
- 林良平 = 鈴木重信 = 石井眞司編『金融取引実務ハンドブック（上）』（金融財政事情  
研究会，1991）
- 樋口範雄『アメリカ信託法ノートⅠ』（弘文堂，2000）
- 彦坂信次郎「当座預金の法的性質」石井眞司監修『新銀行実務判例総覧』（経済法令  
研究会，1997）
- 平出慶道「預金者の認定と預金の払戻し」鈴木祿弥 = 武内昭夫編『金融取引法体系  
第2巻預金取引』（有斐閣，1983）



- 藤岡康弘ほか『民法Ⅳ－債権各論〔第2版〕』（有斐閣，1995）  
 藤林益三＝石井眞司編『判例先例金融取引法』（金融財政事情研究会，1988）  
 法務省民事局参事官室編『新しいマンション法』（商事法務研究会，1983）  
 保険業法研究会編『最新保険業法の解説』（大成出版社，1986）  
 星野英一『民法論集第7巻』（有斐閣，1989）  
 前田庸「預金者の認定と銀行の免責」『新銀行実務講座(14)』（有斐閣，1967）  
 森泉章・松嶋泰編著『区分所有とマンションの法律相談』（学陽書房，1986）  
 安田総合研究所編『基本ゼミナール損害保険入門』（東洋経済新報社，1993）  
 安永正昭「預金者の認定と契約法理」石田喜久雄＝西原道雄＝高木多喜男先生選  
 記念論文集『金融法の課題と展望』（日本評論社，1990）  
 我妻栄『債権各論中巻二』（岩波書店，1962）

#### 〈コンメンタール〉

- 青山正明編『注解不動産法5（区分所有法）』（青林書院，1997）  
 幾代通編『注釈民法(16)』（明石三郎）（有斐閣，1967）  
 遠藤浩編『基本法コンメンタール債権総論〔第4版〕』（日本評論社，1996）  
 大塚英明ほか編『損害保険代理店委託契約書コンメンタール（上）』（保険教育出版  
 社，2001）  
 水本浩ほか編『基本法コンメンタールマンション法〔第二版〕』（日本評論社，1999）

#### 〈雑誌判例解説〉

- 青山善充＝小川万理絵「債権流動化におけるサービサー・リスクについて」金融研  
 究第15巻第2号（1996）  
 天野佳洋ほか「〈座談会〉預金の帰属をめぐる最新判例と実務対応」金融法務事情  
 1686号（2003）  
 天野佳洋「預金者の認定と信託法理（上）」銀行法務21 622号（2003）  
 天野佳洋「預金者の認定と信託法理（中）」銀行法務21 623号（2003）  
 天野佳洋「預金者の認定と信託法理（下）」銀行法務21 625号（2003）  
 雨宮啓「損保代理店専用口座預金者の認定について」銀行法務21 549号（1998）  
 雨宮啓「損保代理店専用口座の預金債権が損保代理店に帰属するとされた事例」金  
 融・商事判例1168号（2003）  
 飯島正「マンション管理適正化法の運用」ジュリスト1225号（2002）  
 石井眞司ほか「鼎談金融法務を語る 普通預金の預金者の認定」銀行法務21 513号  
 （1995）  
 石井眞司ほか「鼎談金融法務を語る 預金者の認定と民法478条の類推適用の可否」  
 銀行法務21 515号（1996）

- 石井眞司ほか「鼎談金融法務を語る 預金者の認定と民法478条の類推適用の可否」  
銀行法務21 517号 (1996)
- 石井眞司ほか「鼎談金融法務を語る 振込依頼人による誤振込をめぐる法律問題」  
銀行法務21 524号 (1996)
- 石田喜久雄「預金者の認定—契約の拘束力の及ぶ範囲—」金融・商事判例816号  
(1989)
- 石田満「判評」判例時報541号 (1989)
- 石田満「保険代理店専用口座預金とその帰属」金融法務事情1229号 (1989)
- 伊藤眞「判評」判例評論372号 (1990)
- 今井克典「振込システムの法的構成(3)」名古屋大学法政論集162号 (1995)
- 今井克典「時の判例」法学教室276号 (2003)
- 岩崎憲次「判批」奥田昌道ほか編『私法判例リマークス15号』(法律時報別冊)  
(1997)
- 岩原紳作「いわゆる誤振込みにおける預金の帰属等について」金融法務研究会編  
『預金の帰属』(全国銀行協会, 2003)
- 岩藤美智子「信託契約の成立と受託者破産時の信託財産の帰趨」金融法務事情1659  
号 (2002)
- 上野隆司 = 石井眞司「〈座談会〉損害保険代理店の保険料保管専用口座に基づく預金は誰に帰属するか」金融法務事情1228号 (1989)
- M.I「営業店 OJT 損害保険代理店の保険料専用口座に関する預金の帰属」金融法務  
事情1681号 (2003)
- 御園隆裕「損害保険会社からみた最高裁平成一五年二月二一日判決に関する実務対  
応」銀行法務21 622号 (2003)
- 太田知行「判評」判例時報1703号 (2000)
- 大西武士「預金者認定に関する客観説の限界」金融法務事情1386号 (1994)
- 角紀代恵「詐害信託に関する一考察」財団法人トラスト60『実定信託法研究ノート』  
(1996)
- 加藤雅信「判批」『昭和59年度重要判例解説』(ジュリスト臨時増刊) (1985)
- 鎌野邦樹「マンション管理業者名義の預金債権の帰属」奥田昌道ほか編『私法判例  
リマークス25号』(法律時報別冊) (2002)
- 神谷高保「修繕積立金等を管理業者が預けた定期預金の帰属と信託」ジュリスト  
1203号 (2001)
- 亀井洋一「公共工事請負業者が工事未成のうちに破産した場合の前払金の帰属」銀  
行法務21 593号 (2001)
- 河合伸一「記名式定期預金の預金者—出捐者説, それでよいのか—」金融法務事情  
1047号 (1984)

- 川田悦男「損保代理店名義及び連名名義預金の預金者の認定」金融法務事情1227号(1989)
- 神作裕之「受益権取戻権に関する一考察—問屋関係との比較を中心に—」財団法人  
トラス60『実定信託法研究ノート』(1996)
- 銀行法務研究会「金融法務セミナー」金融法務事情148号(1987)
- 久保淳一「ケーススタディ 営業店の法務・コンプライアンス入門」金融法務事情  
1681号(2003)
- 黒沼悦郎「判批」鴻常夫ほか編『損害保険判例百選〔第2版〕』(別冊ジュリスト138  
号)(1996)
- 黒沼悦郎「損害保険代理店が保険料保管のために開設した専用口座の預金債権の帰  
属」金融法務事情1492号(1997)
- 後藤健二「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の概要」金融法務事  
情1647号(2002)
- 鴻常夫ほか「預金取引〈第2回〉」金融法務事情786号(1976)
- 斎藤秀典「普通預金規定雛型等における預金口座の強制解約等に係る規定の制定に  
ついて」銀行法務21 587号(2001)
- 佐伯一郎ほか「預金の払戻しにおける銀行の注意義務の程度と範囲」銀行法務21  
607号(2002)
- 佐々木宗啓・畑中良彦「預金保険における名寄せについて」判例タイムズ1083号  
(2002)
- 塩崎勤「振込依頼人の誤振込みと受取人と銀行間の預金契約の成否」銀行法務21  
523号(1996)
- 潮見佳男「損害保険代理店の保険料保管専用口座と預金債権の帰属(上)」金融法務  
事情1683号(2003)
- 潮見佳男「損害保険代理店の保険料保管専用口座と預金債権の帰属(下)」金融法務  
事情1685号(2003)
- 篠原みち子「マンション管理組合預金の実務」金融法務事情1686号(2003)
- 柴田保幸「判解」『昭和48年度判例解説民事編』(1974)
- 洪川満「預担保貸付と債権の準占有」金融法務事情689号(1973)
- 渋谷達紀「判批」法学協会雑誌86巻10号(1989)
- 菅原胞治「原因関係を欠く振込取引の効力(上)」銀行法務21 515号(1996)
- 菅原胞治「原因関係を欠く振込取引の効力(下)」銀行法務21 516号(1996)
- 鈴木正和「誤振込と預金者の認定」判例タイムズ746号(1991)
- 桑田誠ほか「預金法務の新しい課題」銀行法務21 628号(2004)
- 田井雅巳「マンション管理会社またはマンション管理組合らへの預金の帰属」銀行  
法務21 570号(1999)

- 高岡信男「弁護士預り金口座取扱いの実務」金融法務事情1686号（2003）
- 滝本豊水 = 古角和義「損害保険代理店の破綻と保険料専用口座の帰属」金融法務事情1677号（2003）
- 田爪浩信「損害保険代理店口座の取扱業務—最二小判平15.2.21を契機として—」金融法務事情1683号（2003）
- 田原睦夫「弁護士の依頼者からの預り金口座の預金とその帰属」金融法務事情1662号（2002）
- 鶴藤倫道「判批」判例評論532号（2003）
- 道垣内弘人「最近信託法判例批評(8)」金融法務事情1598号（2001）
- 道垣内弘人「最近信託法判例批評(9)」金融法務事情1600号（2002）
- 東京地方裁判所民事執行センター「さんまエクスプレス第16回預金債権差押えの取扱い」金融法務事情1668号（2003）
- 遠山聡「保険料保管専用口座と預金債権の帰属主体」ジュリスト1150号（1999）
- 中舎寛樹「預金者の認定と銀行の免責」名古屋大学法政論集97号（1984）
- 中舎寛樹「マンションの管理費・修繕積立金を管理会社名義で預金した場合の預金の帰属」金融法務事情1556号（1999）
- 中舎寛樹「マンションの管理会社名義でなされた預金の帰属」金融法務事情1652号（2002）
- 中田裕康「当事者複数の預金の帰属」金融法務研究会編『預金の帰属』（全国銀行協会，2003）
- 中原健夫「預金の帰属をめぐる金融取引上の諸問題」銀行法務21 622号（2003）
- 中村也寸志「時の判例」ジュリスト1229号（2002）
- 中村也寸志「判解」法曹時報55巻8号（2003）
- 西尾信一「相殺に対する民法478条の類推適用」加藤一郎 = 米倉明編『民法の争点II』（ジュリスト増刊）（1985）
- 西尾信一「普通預金契約における預金者の認定」銀行法務21 510号（1995）
- 西尾信一「実務のための金融判決紹介」銀行法務21 569号（1999）
- 西野敏雄「判批」ジュリスト1236号（2002）
- 新田敏「預金者の認定に関する一考察」杏林社会科学研究16巻3号（2000）
- 能見善久「現代信託法講義(2)」信託200号（1999）
- 能見善久「信託的に帰属する預金」金融法務研究会編『預金の帰属』（全国銀行協会，2003）
- 野村豊弘「預金者の認定について」金融法務研究会編『預金の帰属』（全国銀行協会，2003）
- HASU「支店の視点 弁護士預り金預金の帰属に関する判例を読んで」金融法務事情1688号（2003）

- 秦光昭「判批」私法判例リマークス15号 (1997)
- 秦光昭「預金者の認定と客観説の行方」金融法務事情1681号 (2003)
- 原田一寿「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律について」銀行法務  
21 608号 (2002)
- 原田一寿「本人確認法の実務に関する Q&A」銀行法務21 608号 (2002)
- 平澤宗夫「保険法務入門講座」金融法務事情1453号 (1996)
- 平田健治「判批」判例時報1609号 (1997)
- 平田浩「判解」『昭和52年度判例解説民事編』(1978)
- 藤瀬裕司「マンション管理会社・管理組合の預金の帰属と実務上の留意点」金融法  
務事情1555号 (1999)
- ブラックジャック「支店の視点 損害保険会社代理店の預金口座と預金債権の帰属」  
金融法務事情1468号 (1996)
- 編集部「法制審議会・建物区分所有法部会の議論が始まる」金融法務事情1614号  
(2001)
- 編集部「建物区分所有法の一部を改正する法律案要綱の決定・答申」金融法務事情  
1654号 (2002)
- 法務省民事局参事官室「建物区分所有法改正要綱中間試案補足説明」ジュリスト  
1225号 (2002)
- 堀内仁「預入行為者が預金者と認められる特段の事情」金融法務事情1059号 (1984)
- 前田庸「預金者の認定」金融法務事情1433号 (1995)
- 升田純「預金の帰属をめぐる裁判例の変遷」金融法務事情1555号 (1999)
- 升田純「預金帰属の主観説, 客観説, 折衷説一二つの最高裁判例の検討と今後の動  
向」金融法務事情1686号 (2003)
- 松岡久和「判批」『重要判例解説平成8年度』(1997)
- 松嶋由紀子「表見預金者と取引した銀行の保護」金融法務事情709号 (1974)
- 宮川不可止「公共工事の前払金保証制度における前払金専用口座の法的性格—請負  
者の破産と信託法理の適用可能性について—」金融法務事情1627号 (2001)
- 宮川不可止「弁護士の前払金の専用口座の法的性格」金融法務事情1678号 (2003)
- 森川隆「判研」早稲田法学75巻1号 (1999)
- 森川隆「判研」法学研究72巻1号 (1999)
- 森川隆「当座預金の預金者確定—出捐者説の適用とその問題点」大阪経済法科大学  
法学論集55号 (2002)
- 森田宏樹「普通預金の担保化・再論(上)」金融法務事情1654号 (2002)
- 森田宏樹「普通預金の担保化・再論(下)」金融法務事情1655号 (2002)
- 弥永真生「取戻権の対象」ジュリスト995号 (1992)
- 吉原省三「預金者の認定と客観説」金融法務事情1224号 (1989)

山下友信「判批」ジュリスト929号（1989）

山下友信「保険業法等の改正について（下）」ジュリスト1052号（1994）

山田二郎「判研」金融法務事情1232号（1989）

吉岡伸一「代理店・管理者等が預かる預金の帰属について」判例タイムズ1123号（2003）

吉田尚弘「マンションの管理の適正化の推進に関する法律について」ジュリスト1195号（2001）

吉田光碩「普通預金の預金者の認定が問題となった事例」判例タイムズ894号（1996）

吉田光碩「代理店預金の帰属と金融実務上の留意点」金融法務事情1555号（1999）

吉田光碩「普通預金の預金者認定と滞納処分による差押え」金融法務事情1690号（2003）

渡辺隆生「預金の帰属に関する二つの最高裁判決と銀行実務」金融法務事情1686号（2003）

渡辺博巳「専用普通預金口座の預金者と預金者破綻時の預金の帰属」金融法務事情1690号（2003）

〈その他〉

区分所有法研究会編集『問答式マンションの法律実務1』（新日本法規，1991）

区分所有法研究会編集『問答式マンションの法律実務2』（新日本法規，1991）

法令用語研究会編集執筆『法律用語辞典〔第2版〕』（有斐閣，2000）

「イミダス2004」（集英社，2003）

（博士前期課程修了）